丸亀市地域防災計画

一 般 対 策 編

令和７年３月

丸 亀 市 防 災 会 議

目　　次

第１章　総則 11
　第１節　目的 11
　　１　計画の構成 11
　　２　災害の想定と計画作成の基礎資料 11
　　３　用語 11
　　４　他の計画との関係 11
　　５　市計画の修正 11
　　６　市計画の周知徹底 11
　　７　市民運動の展開（市民すべてによる防災対策の推進） 11
　第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 12
　　１　防災関係機関及び市民の責務 12
　　２　防災関係機関及び市民等の処理すべき事務又は業務の大綱 12
　第３節　地区防災計画 20
　　１　地区防災計画の内容 20
　　２　地区防災計画の周知 20
　　３　地区防災計画を丸亀市地域防災計画に規定するまでの手続き 20
　　４　地区居住者等の防災活動 20
第２章　災害予防計画 21
　第１節　治山対策計画 21
　　１　現況 21
　　２　実施内容 21
　第２節　砂防対策計画 22
　　１　現況 22
　　２　実施内容 22
　第３節　河川防災対策計画 25
　　１　現況 25
　　２　実施内容 25
　第４節　海岸防災対策計画 29
　　１　現況 29
　　２　実施内容 29
　第５節　雨水出水防災対策計画 31
　　１　現況 31
　　２　実施内容 31
　第６節　ため池等農地防災対策計画 32
　　１　現況 32
　　２　実施内容 32
　第７節　都市防災対策計画 33
　　１　都市施設の整備促進（都市計画課、建設課、下水道課） 33
　　２　都市防災対策の推進（都市計画課、防災課） 33
　第８節　建築物等災害予防計画 34
　　１　防災知識の普及（都市計画課、予防課） 34
　　２　特殊建築物の防災指導（予防課） 34
　　３　違反建築物の指導（都市計画課、予防課） 34
　　４　落下物等の防止対策（都市計画課） 34
　　５　がけ地近接等危険住宅移転の促進（都市計画課） 34
　　６　被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定（都市計画課、建築住宅課） 34
　第９節　海上災害予防計画 35

１　資機材の整備等 35
２　危険物等の大量流出時における防除活動 35
３　海上防災思想の普及等 35
４　海ごみ対策 35
第１０節　航空災害予防計画 36
資機材の整備等 36
第１１節　鉄道災害予防計画 37
１　概要 37
２　安全運行の確保 37
３　安全施設等の整備 37
４　防災体制の整備 37
５　防災訓練の実施 37
第１２節　道路災害予防計画 38
１　概要 38
２　道路施設等の整備 38
３　協力体制の確立 38
４　危険防止のための事前規制 38
５　防災訓練の実施 39
６　除雪体制の整備 39
第１３節　原子力災害予防計画 40
１　概　　要 40
２　情報の収集及び連絡体制の整備 40
３　環境放射線モニタリング体制の整備 40
４　農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備 40
５　緊急時の保健医療体制の整備 40
６　広域的な応援体制の整備 40
７　知識の普及・啓発 40
第１４節　危険物等災害予防計画 41
１　現況 41
２　施設の安全性の確保 41
３　自衛消防組織の充実強化等 42
４　資機材の整備等 43
５　防災訓練の実施 43
６　防災知識の普及 43
第１５節　大規模火災予防計画 44
１　災害に強いまちの形成（都市計画課、建設課、建築住宅課） 44
２　火災に対する建築物の安全化（予防課） 44
３　消火活動体制の整備（防災課） 44
４　防災訓練の実施（予防課、防災課） 44
５　防災知識の啓発（予防課、防災課） 44
６　市民に対する防火対策の推進（予防課） 44
７　消防体制の整備（消防本部（総務課、予防課、防災課)） 45
第１６節　林野火災予防計画 47
１　基本方針（予防課、防災課） 47
２　出火防止対策の強化（農林水産課、予防課） 47
３　初期消火体制の強化（農林水産課、予防課、防災課） 48
４　消防力の整備（防災課） 48
５　消防水利網の整備（防災課） 49
６　消防組織体制（消防本部（総務課、防災課)） 49
第１７節　農林水産関係災害予防計画 50

１　農作物対策 50
２　園芸等施設対策 50
３　畜産業対策 50
４　林業対策 50
５　水産業対策 50
第１８節　ライフライン等災害予防計画 51
１　電気施設（四国電力送配電（株）丸亀事業所、坂出事業所） 51
２　都市ガス施設（四国ガス（株）丸亀支店） 51
３　電気通信施設（西日本電信電話(株) 香川支店、(株)NTT ドコモ四国支社） 51
４　水道施設（香川県広域水道企業団） 51
５　下水道施設（下水道課） 51
第１９節　防災施設等整備計画 52
１　防災施設の整備 52
２　気象観測施設等（建設課、危機管理課） 52
３　水防施設等（危機管理課） 52
４　消防施設等（防災課） 52
５　通信施設等（ボートレース事業局、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター） 52
６　その他施設等（都市計画課、建設課、危機管理課） 53
第２０節　防災業務体制整備計画 54
１　防災業務体制の強化 54
２　防災関係機関相互の連携体制（防災課、危機管理課） 54
３　民間事業者との連携 55
４　業務体制の構築 55
５　防災中枢機能等の確保、充実（政策課、危機管理課） 55
６　複合災害への対応 55
第２１節　保健医療福祉救護体制整備計画 56
１　保健医療福祉救護体制の整備 56
２　初期医療体制の整備 56
３　後方医療体制等の整備 57
４　患者等搬送体制の確立 57
５　医薬品等の確保 58
６　ライフラインの確保 58
７　広域的医療体制の整備 58
第２２節　緊急輸送体制整備計画 59
１　緊急輸送路の指定等 59
２　物資輸送体制の整備 59
３　道路交通管理体制の整備（建設課） 59
４　民間事業者との連携 60
第２３節　避難体制整備計画 61
１　指定緊急避難場所の指定、整備（危機管理課） 61
２　指定避難所の指定、整備(危機管理課、地域づくり課、都市計画課、建設課、教育部総務課、健康課) 62
３　指定緊急避難場所等の明示 63
４　避難情報の発令基準等の策定（子育て支援課、生活環境課、都市計画課、建設課、防災課、危機管理課、教育部（総務課、学校教育課、幼保運営課)) 63
５　避難要領（危機管理課） 64
６　避難路の選定等（都市計画課、建設課、危機管理課） 64
７　避難に関する広報(建設課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター、関係施設の所管課) 65
８　避難計画の策定 65

９　避難所運営マニュアルの実効性の向上 65
10　丸亀市職員初動マニュアルに基づく体制整備 66
11　防災上重要な施設の避難計画（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、教育部(学校教育課、幼保運営課)） 66
12　避難行動要支援者の避難行動支援 66
13　福祉避難所の選定･指定（福祉課、高齢者支援課、健康課、綾歌・飯山市民総合センター） 67
14　帰宅困難者への対応 67
15　児童生徒への対応 68
16　孤立地域への対応 68
17　新型コロナウイルス及び類似の感染症への対応 68
第２４節　食料、飲料水及び生活物資確保計画 69
１　物資の備蓄及び集積拠点の指定（危機管理課） 69
２　食料の確保（市民課、綾歌・飯山市民総合センター） 69
３　飲料水の確保（危機管理課、香川県広域水道企業団） 69
４　生活物資等の確保（福祉課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター） 69
５　新型コロナウイルス及び類似の感染症対策用品の確保(危機管理課、健康課) 70
６　市民による備蓄 70
７　物資の集結拠点の指定（スポーツ推進課） 70
第２５節　文教災害予防計画 71
１　学校等における防災対策（学校教育課） 71
２　文教施設・設備の点検、整備（教育部（総務課、学校教育課、文化財保存活用課)、まなび文化課、図書館） 71
３　文化財の保護（文化財保存活用課） 71
第２６節　ボランティア活動環境整備計画 72
１　協力体制の確立（福祉課、生涯学習課、市社会福祉協議会） 72
２　ボランティア活動の啓発等（広聴広報課、福祉課、市社会福祉協議会） 72
３　防災ボランティアの研修等（福祉課） 72
第２７節　要配慮者対策計画 73
１　社会福祉施設等入所者等への対策（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、幼保運営課） 73
２　在宅の避難行動要支援者の対策（福祉課、高齢者支援課、生活環境課、防災課、危機管理課） 73
３　福祉避難所の指定等 74
４　外国人の対策（秘書課、危機管理課、地域づくり課、市民課） 75
５　避難行動要支援者からの情報提供（福祉課、高齢者支援課） 75
第２８節　防災訓練実施計画 76
１　総合訓練（全課） 76
２　災害対策本部設置運営訓練（危機管理課） 76
３　水防訓練（消防本部） 76
４　消防訓練（消防本部） 76
５　危険物防災訓練（消防本部） 76
６　避難救助訓練（税務課、子育て支援課、健康課、生活環境課、消防本部、教育部（総務課、学校教育課、幼保運営課)） 76
７　非常通信連絡訓練（建設課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター） 77
８　非常招集訓練（職員課、危機管理課） 77
９　事故災害訓練（消防本部） 77
10　土砂災害に対する防災訓練 77
11　自主防災組織等における訓練（危機管理課、税務課、福祉課、高齢者支援課、生活環境課、消防本部） 77

12　広域的な防災訓練（消防本部）……77
第２９節　防災知識等普及計画……78
１　防災思想の普及啓発（予防課、防災課、危機管理課）……78
２　職員に対する防災研修（職員課、危機管理課）……78
３　市民に対する普及啓発（都市計画課、建設課、農林水産課、予防課、防災課、危機管理課）……78
４　学校等における防災教育（学校教育課）……79
５　防災上重要な施設の管理者等に対する啓発（予防課）……79
６　企業防災の促進（予防課、危機管理課、産業観光課）……79
７　災害情報の提供等……80
８　防災意識調査（危機管理課）……80
９　防災相談（秘書課、建設課、消防本部）……80
10　災害教訓の伝承……80
第３０節　自主防災組織育成計画……81
１　地域住民等の自主防災組織（危機管理課、防災課、生活環境課）……81
２　事業所の自衛消防組織等（産業観光課、予防課、防災課）……82
３　社会福祉施設の自衛消防組織（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、幼保運営課、防災課）……82
４　自主防災組織協議会（防災課、危機管理課）……83
５　消防団等の充実強化（防災課、消防団）……83
６　地下街等の管理者（都市計画課、建設課、予防課）……83
７　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進……83
第３１節　被災動物の保護計画……84
１　被災動物避難対策（飼い主の役割）……84
２　特定動物対策……84
３　指定避難所における動物の適正飼養対策……84
４　飼養動物（犬、猫等）の管理（生活環境課、クリーン課、農林水産課）……84
第３２節　帰宅困難者対策計画……85
１　市民への啓発……85
２　事業所等への啓発……85
３　避難所等の提供……85
４　情報提供体制の整備……85
５　安否確認の支援……85
６　災害時の徒歩帰宅者に対する支援……85
７　帰宅困難となる観光客等への対策……85
第３章　災害応急対策計画……86
第１節　活動体制計画……86
１ 全般……86
２ 風水害の場合……86
３ 地震・津波、風水害を除く、その他の災害の場合……88
４ 初動体制の確立……89
５ 職員の招集……89
６　島しょ部への対応……90
７ コミュニティへの対応……90
第２節　広域的応援計画……91
１　市の応援要請等（本部事務局、職員課）……91
２　消防機関の応援要請（本部事務局、防災課）……92
３　応援受入体制の確保（本部事務局、秘書課、職員課、福祉課）……93
４　他都道府県等への応援（本部事務局）……93
５　緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請……93

第３節　自衛隊災害派遣要請計画 94
１　災害派遣要請要求の基準（本部事務局） 94
２　災害派遣要請の手続等（本部事務局） 94
３　派遣部隊の受入れ（本部事務局） 95
４　撤収要請（本部事務局） 95
５　経費の負担（庶務課） 95
第４節　気象情報等伝達計画 96
１　風水害関係（建設課、危機管理課） 96
２　火災気象通報等（都市計画課、建設課、危機管理課、予防課、綾歌・飯山市民総合センター） 99
３　異常現象発見者の通報義務等 100
４　予警報の伝達系統 100
５　市における予警報の伝達要領 100
第５節　災害情報収集伝達計画 101
１　情報の収集伝達 101
２　県等に対する報告（本部事務局、福祉課、防災課） 103
３　直接即報基準に該当した場合の報告（本部事務局、防災課） 105
４　被害の認定及び罹災証明の発行（危機管理課、税務課、都市計画課、建築住宅課） 105
第６節　通信運用計画 106
１　大規模災害時の通信連絡 106
２　市防災行政無線の運用 106
３　県防災情報システムの運用 106
４　電気通信事業者の設備の利用 106
５　他の機関の専用電話の利用 107
６　非常通信の利用 107
７　放送の要請 107
８　最新の情報通信関連技術の導入 107
第７節　広報活動計画 108
１　被災者等への広報活動（本部事務局、政策課、秘書課、綾歌・飯山市民総合センター） 108
２　広聴活動（秘書課、市民課、綾歌・飯山市民総合センター） 109
第８節　災害救助法適用計画 110
１　適用基準 110
２　適用手続 110
３　救助の種類 110
４　職権の一部委任 111
５　救助の程度、方法及び期間 111
６　救助に必要な物資の供給等 111
第９節　救急救助計画 112
１　市の活動 112
２　部隊間の活動調整 112
３　市民及び自主防災組織の活動 112
第１０節　医療救護計画 113
１　保健医療福祉活動の総合調整 113
２　現地医療体制 113
３　後方医療体制 113
４　傷病者の搬送 114
５　医薬品等の確保 114
６　輸血用血液の確保 114
７　医療機関等の非常用通信手段の確保 114

第１１節　緊急輸送計画 115
１　輸送の対象（本部事務局、福祉課、健康課、生活環境課、建設課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター） 115
２　輸送車両等の確保（本部事務局、庶務課、綾歌・飯山市民総合センター） 115
３　陸上交通の確保（緊急輸送路の確保）（都市計画課、建設課、綾歌・飯山市民総合センター） 115
４　海上交通の確保（本部事務局、建設課） 116
５　航空輸送の確保（防災課） 116
６　輸送拠点の確保（庶務課、綾歌・飯山市民総合センター、スポーツ推進課） 116
第１２節　交通確保計画 117
１　陸上交通の確保（本部事務局、庶務課、都市計画課、建設課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター、丸亀警察署） 117
２　海上交通の確保（本部事務局、建設課） 120
第１３節　避難計画 121
１　避難情報の伝達 121
２　避難の支援 122
３　避難誘導 123
４　開設する指定避難所の決定 123
５　指定避難所の開設・運営 123
６　指定避難所外避難者等への配慮 124
７　広域避難 124
８　広域一次滞在 125
９　新型コロナウイルス及び類似の感染症対策 125
第１４節　食料供給計画 126
１　食料の調達（事務局、市民課、スポーツ推進課、綾歌・飯山市民総合センター） 126
２　炊き出しその他による食料の供給（教育部総務課） 126
第１５節　給水計画 128
１　給水の確保等（本部事務局、香川県広域水道企業団、生活環境課） 128
２　給水量の基準 128
３　給水の実施（本部事務局、香川県広域水道企業団） 128
第１６節　生活必需品等供給計画 130
１　生活必需品等の調達（福祉課） 130
２　生活必需品等の配分（本部事務局、福祉課） 130
第１７節　防疫及び保健衛生計画 131
１　防疫対策（本部事務局、健康課、生活環境課、危機管理課） 131
２　保健衛生対策（健康課、福祉課、高齢者支援課、幼保運営課） 131
３　食品衛生対策（健康課） 132
４　薬剤及び資機材の備蓄、調達（生活環境課） 132
第１８節　廃棄物処理計画 133
１　処理体制（本部事務局、生活環境課、クリーン課） 133
２　処理方法（生活環境課、クリーン課、下水道課） 133
３　災害廃棄物処理計画の策定 134
４　廃棄物処理施設の復旧（クリーン課） 134
５　住民への周知 134
６　損壊家屋の解体 134
第１９節　遺体の捜索、処置及び埋葬計画 135
１　遺体の捜索（消防本部（総務課）、消防団） 135
２　遺体の処置（福祉課、市民課） 135
３　遺体の埋葬又は火葬（市民課） 135
第２０節　住宅応急確保計画 136

１　被災住宅の調査（税務課、建築住宅課）……136
２　応急仮設住宅の建設（建築住宅課）……136
３　住宅の応急修理（建築住宅課）……137
４　障害物の除去……137
５　公営住宅の特例使用……137
６　民間賃貸住宅の借り上げ……137
７　宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介……138
第２１節　社会秩序維持計画……139
１　市民への呼びかけ（政策課、秘書課）……139
２　陸上における防犯（丸亀警察署）……139
３　海上における防犯（高松海上保安部）……139
第２２節　文教対策計画……140
１　児童生徒等の安全確保（学校教育課）……140
２　学校施設・設備等の応急措置（教育部（総務課））……140
３　応急教育の実施（学校教育課）……140
４　就学援助等（教育部（総務課、学校教育課））……141
５　学校以外の教育機関等の応急措置……141
６　文化財の保護（文化財保存活用課）……142
７　埋蔵文化財対策（文化財保存活用課）……142
第２３節　公共施設等応急復旧計画……143
１　道路施設（建設課）……143
２　河川管理施設（都市計画課、建設課）……143
３　港湾及び漁港施設（建設課、農林水産課）……143
４　海岸保全施設（建設課、農林水産課）……143
５　砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設（都市計画課、建設課）……143
６　治山、林道施設（農林水産課）……143
７　公園施設（都市計画課）……144
８　鉄道施設（四国旅客鉄道（株）、高松琴平電気鉄道（株））……144
９　病院、社会福祉施設等公共施設（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、幼保運営課、）……144
10　廃棄物処理施設（クリーン課）……144
11　放送施設（中讃ケーブルビジョン（株））……144
12　海域関連施設……144
第２４節　ライフライン等応急復旧計画……145
１　電気施設（四国電力送配電（株）丸亀事業所、坂出事業所）……145
２　都市ガス施設（四国ガス（株）丸亀支店）……145
３　電気通信施設（西日本電信電話(株）香川支店）……145
４　水道施設（香川県広域水道企業団）……146
５　下水道施設（下水道課）……146
第２５節　農林水産関係応急対策計画……147
１　農業用施設等に対する応急措置……147
２　農作物に対する応急措置……147
３　畜産に対する応急措置……147
４　林産物に対する応急措置……148
５　水産物に対する応急措置……148
６　ため池施設（農林水産課）……148
第２６節　ボランティア受入計画……149
１　受入体制の整備……149
２　ボランティアの受入方法……149
３　ボランティアの活動分野……149

４　その他ボランティアへの対応 150
第２７節　要配慮者応急対策計画 151
１　高齢者、障害者、難病患者等対策（福祉課、高齢者支援課、防災課、危機管理課、綾歌、飯山市民総合センター） 151
２　児童対策 151
３　外国人対策 151
４　社会福祉施設等の対応 152
５　香川県災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ） 152
６　配慮すべき事項 152
第２８節　被災動物の救護活動計画 153
１　同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割） 153
２　特定動物対策 153
３　指定避難所における動物の適正飼養対策 153
４　被災動物救護活動対策 153
第２９節　水防等活動計画 154
１　従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化 154
２　水防活動（都市計画課、建設課、農林水産課、下水道課、防災課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター、消防団） 154
３　土砂災害防止活動（都市計画課、建設課、農林水産課、綾歌・飯山市民総合センター） 154
４　風倒木対策（都市計画課、建設課、綾歌・飯山市民総合センター） 154
第３０節　海難等災害対策計画 155
１　情報の収集及び伝達 155
２　市の応急対策 155
３　事業者等の応急対策 155
第３１節　海上大量流出油等災害対策計画 156
１　情報の収集及び伝達 156
２　市の応急対策 156
３　一般財団法人海上災害防止センターの応急対策等 157
４　事業者の応急対策等 157
第３２節　航空災害対策計画 158
１　情報の収集及び伝達 158
２　市の応急対策 158
第３３節　鉄道災害対策計画 159
１　情報の収集及び伝達 159
２　鉄道事業者の応急対策 159
３　市の応急対策 159
第３４節　道路災害対策計画 160
１　情報の収集及び伝達 160
２　道路管理者の応急対策 160
３　市の応急対策 160
第３５節　原子力災害対策計画 161
１　情報の収集及び連絡 161
２　原子力事業者の応急対策 161
３　市の応急対策 161
４　香川県広域水道企業団の応急対策 162
第３６節　危険物等災害対策計画 163
１　情報の収集及び伝達 163
２　事業者の応急対策 164
３　市の応急対策 164

第３７節　大規模火災対策計画 165
1　市の応急対策 165
2　県の応急対策 165
3　大規模火災防ぎょ計画 165
第３８節　林野火災対策計画 166
1　市の応急対策 166
2　林野火災発災直後の対応 166
3　ヘリコプターの受入準備 167
4　指揮・情報連絡体制 168
5　林野火災防ぎょ計画（消防本部） 168
第４章　災害復旧計画 169
第１節　復旧復興基本計画 169
1　原状復旧 169
2　計画的復興 169
第２節　公共施設等災害復旧計画 171
1　災害復旧事業の種別 171
2　災害復旧事業に係る資金の確保 171
3　激甚災害の指定 171
第３節　被災者等生活再建支援計画 172
1　生活相談（市民課、福祉課、綾歌・飯山市民総合センター） 172
2　被災証明・罹災証明書の交付（本部事務局、税務課） 172
3　被災者台帳の作成（本部事務局、市民課、福祉課、税務課、保険課） 172
4　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付（福祉課） 173
5　生活福祉資金の貸付（市社会福祉協議会） 173
6　被災者生活再建支援金の支給（福祉課） 173
7　税の減免及び納税の猶予等（税務課） 173
8　国民健康保険税等の減免等（税務課、保険課） 173
9　応急金融対策 173
10　雇用対策等 174
11　職業訓練の実施 175
12　生活関連物資の供給確保及び価格安定対策 175
13　被災中小企業者の復興支援（産業観光課） 175
14　被災農林漁業者の復興支援（農林水産課） 175
15　恒久住宅への円滑な移行に向けた取組 175
第４節　義援金等受入配分計画 176
1　義援金等の受付及び保管（財政課） 176
2　義援金等の配分等（福祉課） 176
3　義援金・義援物資の募集 176

第１章　総則

第１節　目的

丸亀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年 法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、災害時における市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、災害による人的被害、経済的被害を軽減するための市域に係る災害予防、災害応急対策、災害復旧等に関し、市及び防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱等を定め、自主防災組織等の強化、さらに障害者、高齢者等の要配慮者や女性の参画を含めた多くの住民参加による市民運動を展開することにより、防災活動の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とする。

１　計画の構成

丸亀市地域防災計画は、この計画「一般対策編」のほか「震災対策編」及び「資料編」で構成する。

２　災害の想定と計画作成の基礎資料

災害には、台風、大雨等を原因とする風水害のように予知し得るものと、地震、大火等のように予知し得ないものとがある。

この計画は、本市の気象、地勢その他地域の特性によって起こりうる災害を想定し、作成した。

３　用語

この計画において、次の各号に掲げる用語は、それぞれの当該各号に定めるところによる。

（１）県本部　香川県災害対策本部をいう。
（２）市本部　丸亀市災害対策本部をいう。
（３）県計画　香川県地域防災計画をいう。
（４）市計画　丸亀市地域防災計画をいう。
（５）県本部長　香川県災害対策本部長をいう。
（６）市本部長　丸亀市災害対策本部長をいう。

４　他の計画との関係

この計画は、県計画を基準として、共通する計画については、県計画を準用し、その範囲内において作成する。

また、指定行政機関、指定公共機関が作成する防災業務計画等との整合を図る。

５　市計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため検討を加え、必要があると認めるときは、丸亀市防災会議に諮り、修正する。

６　市計画の周知徹底

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、市の関係職員、関係行政機関、関係公共機関、その他防災に関する主要な施設の管理者及び市民等は、平素から研究、訓練などの方法により習熟に努めるとともに、より具体的な計画等を定め災害対策の推進体制を整える。

７　市民運動の展開（市民すべてによる防災対策の推進）

災害の軽減には、自らの身の安全は自らで守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせる、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があり、その実践を促進する市民運動を展開しなければならない。

第２節　防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

１　防災関係機関及び市民の責務

（１）市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

（２）指定地方行政機関は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

（３）指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、市の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

（４）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市及び防災関係機関の防災活動に協力する。

（５）市民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努める。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

２　防災関係機関及び市民等の処理すべき事務又は業務の大綱

（１）市

ア　丸亀市

○地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
○防災に関する組織の整備
○防災訓練の実施
○防災知識の普及及び防災意識の啓発
○防災教育の推進
○自主防災組織の結成促進及び育成指導
○防災に関する施設等の整備及び点検
○災害に関する情報の収集、伝達及び広報
○特別警報等の住民への周知連絡
○避難情報の発令及び指定避難所の開設
○避難行動要支援者の避難支援活動
○消防、水防その他の応急措置
○被災者の救助、救護その他保護措置
○被災した児童・生徒の応急教育
○被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施
○緊急輸送等の確保
○食料、医薬品その他物資の確保
○災害復旧の実施
○ボランティア活動の支援
○その他災害の防御又は拡大防止のための措置

イ　丸亀市消防本部

○防災教育及び消防訓練
○消防資機材等の点検及び整備
○災害情報等の収集及び必要な広報
○火災等の応急措置及び被害拡大防止措置
○被災者、負傷者等の救出・救助及び搬送

ウ　丸亀市消防団

○消防訓練及び消防資機材等の点検

○消防、水防等の応急措置及び被害拡大防止措置
○被災者、負傷者等の救出・救助

（2）県

ア　香川県

○地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務
○防災に関する組織の整備
○防災訓練の実施
○防災知識の普及及び防災意識の啓発
○防災教育の推進
○自主防災組織の結成促進及び育成指導
○防災に関する施設等の整備及び点検
○他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整
○災害に関する情報の収集、伝達及び広報
○特別警報等の市町への通知
○被災者の救助、救護その他保護措置
○被災した児童・生徒の応急教育
○被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施
○緊急輸送等の確保
○食料、医薬品その他物資の確保
○交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置
○災害復旧の実施
○ボランティア活動の支援
○その他災害の防御又は拡大防止のための措置

イ　香川県中讃土木事務所

○県所管公共土木施設の防災対策及び復旧対策
○水防活動及び水防予警報等の伝達

ウ　香川県中讃保健福祉事務所

○災害時における保健衛生活動、保健衛生の指導及び防疫活動

エ　香川県中讃土地改良事務所

○事務所所管の施設の防災対策及び復旧
○災害発生状況及び水防活動等の伝達
○農地及び農業施設の被害調査及び復旧を指導

オ　香川県警察（丸亀警察署）

○災害情報の収集伝達及び被害実態の把握
○被災者の救出救助及び避難指示
○交通規制及び管制
○広域応援等の要請及び受入れ
○遺体の検視（見分）等の措置
○犯罪の予防及び取締り、その他治安の維持

（3）香川県広域水道企業団

○災害時における水道の被害情報の収集及び県及び市町への報告連絡
○災害時における水道水の供給確保
○水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

（4）指定地方行政機関

ア　中国四国管区警察局四国警察支局

○支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整
○警察庁及び他管区警察局との連携
○支局内防災関係機関との連携
○支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡
○警察通信の確保及び統制

○警察災害派遣隊の運用
○支局内各県警察への津波警報等の伝達

イ　四国総合通信局
○災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理
○災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理
○災害地域における電気通信、放送設備等の被害状況の把握
○災害時における通信機器、移動電源車の貸出し
○地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用及び協議

ウ　四国財務局
○公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会
○地方公共団体に対する災害融資
○災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付
○災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置

エ　四国厚生支局
○（独）国立病院機構等関係機関との連絡調整

オ　香川労働局
○労働災害防止についての監督指導等
○被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速適正な労災補償の実施
○二次災害発生の恐れのある事業所に対する災害予防の指導
○災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保
○被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導
○被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等

カ　中国四国農政局（香川支局）
○海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護
○農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導
○農作物等に対する被害防止のための営農技術指導
○農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ
○被災地への営農資材の供給の指導
○被災地における病害虫防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握
○災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導
○地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付
○被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
（以下、高松地域センター）
○災害時における応急食料（米穀、乾パン）の緊急引き渡し

キ　四国森林管理局（香川森林管理事務所）
○森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施
○国有保安林の整備保全
○災害応急対策用木材（国有林）の供給
○民有林における災害時の応急対策等

ク　四国経済産業局
○被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保
○防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保
○災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

ケ　中国四国産業保安監督部四国支部
○高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保
○災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等

コ　四国地方整備局
○河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項

○港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理
○港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導
○海上の流出油等に対する防除措置
○港湾及び海岸保全施設等の応急復旧工法の指導
○空港の災害復旧
○緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等の被災地方公共団体への派遣

サ　四国運輸局
○輸送機関、その他関係機関との連絡調整
○陸上及び海上における緊急輸送の確保
○自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導

シ　大阪航空局（高松空港事務所）
○空港施設の整備及び点検（管制部門）＊
○災害時の飛行規制等とその周知
○緊急輸送の拠点としての機能確保（管制部門）＊
○緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収集等
＊の業務について管制部門以外は、高松空港（株）に運営委託している。

ス　国土地理院（四国地方測量部）
○災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
○防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力
○地理情報システム活用の支援・協力
○国家座標に基づく位置情報の基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施
○公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言
○地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言

セ　大阪管区気象台（高松地方気象台）
○気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表
○気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説
○気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備
○地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言
○防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

ソ　第六管区海上保安本部（高松海上保安部）
○特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等
○災害時における人員及び物資の緊急輸送
○海上における流出油等の防除、交通安全の確保、治安の維持
○航路標識等の整備

タ　中国四国地方環境事務所
○環境保全上緊急に対応する必要のある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
○廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達
○家庭動物の保護等に係わる支援

チ　中国四国防衛局
○災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整
○災害時における米軍部隊との連絡調整

（5）自衛隊
陸上自衛隊第 14 旅団
○災害派遣の実施
（被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、人命の救助活動、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療・救護・防疫、通信支援、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等、救援物資の無償貸与又は譲与）

（6）指定公共機関

ア　（独）水資源機構関西・吉野川支社吉野川本部

○香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施

イ　（独）国立病院機構中国四国グループ

○災害時における（独）国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援

○広域災害における（独）国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援

○災害時における（独）国立病院機構の被災情報収集、通報

○（独）国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援

ウ　日本郵便(株)四国支社（丸亀郵便局）

○郵便物の送達の確保及び郵便局の窓口業務の維持

○被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除

○被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等に付加される寄付金の配分

エ　日本銀行高松支店

○銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節

○資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

○金融機関の業務運営の確保に係る措置

○金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

○各種措置に関する広報

オ　日本赤十字社香川県支部

○医療救護

○こころのケア

○救援物資の備蓄及び配分

○血液製剤の供給

○義援金の受付及び配分

○その他応急対応に必要な業務

カ　日本放送協会高松放送局

○予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施

○被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道

○社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力

キ　西日本高速道路(株)四国支社

○高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施

ク　本州四国連絡高速道路(株)（坂出管理センター）

○瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施

ケ　四国旅客鉄道(株)

○鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施

○災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力

コ　西日本電信電話(株)香川支店、KDDI(株)四国支店、(株)NTT ドコモ四国支社
NTT コミュニケーションズ(株)、ソフトバンク（株)、楽天モバイル（株）

○電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○災害時における非常緊急通話の確保

サ　日本通運(株)四国支店、四国福山通運（株）高松支店
佐川急便（株）西日本支社四国支店、ヤマト運輸（株）香川主管支店
四国西濃運輸（株）高松支店

○災害時における陸上輸送の確保

シ　四国電力送配電(株)（丸亀事業所、坂出事業所）

○電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○災害時における電力の供給確保

ス　イオン(株)、(株) セブンーイレブン・ジャパン、(株) ローソン
(株) ファミリーマート、(株) セブン&アイ・ホールディングス

○災害時における物資の調達・供給確保

（7）指定地方公共機関

ア　土地改良区

○水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧

イ　四国ガス(株) (丸亀支店)

○ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○災害時におけるガス供給の確保

ウ　高松琴平電気鉄道(株)

○鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施

○災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力

エ　(株)四国新聞社、(株)瀬戸内海放送、西日本放送(株)、RSK 山陽放送(株)
岡山放送(株)、テレビせとうち(株)、(株)エフエム香川

○予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施

○被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道

オ　(一社)香川県バス協会

○災害時における陸上輸送の確保

カ　(一社)香川県トラック協会

○災害時における陸上輸送の確保

キ　(一社)香川県ＬＰガス協会

○ＬＰガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

ク　(一社)香川県医師会

○災害時における収容患者の医療の確保

○災害時における負傷者等の医療救護

ケ　(公社)香川県看護協会

○被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動

○災害時における救護所、避難所等での医療救護活動

○大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請

（8）公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

ア　香川県農業協同組合（丸亀支店、法勲寺支店）

○関係機関が行う被害調査の協力

○被災施設等の災害応急対策

○被災組合員に対する融資等のあっせん

イ　丸亀市漁業協同組合・本島漁業協同組合

○関係機関が行う被害調査の協力

○被災施設等の災害応急対策

○被災組合員に対する融資等のあっせん

ウ　丸亀商工会議所、飯綾商工会

○関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、あっせん等の協力

○物資等の供給確保及び物価安定についての協力

エ　(一社)丸亀市医師会、(一社)綾歌地区医師会、医療機関

○災害時における収容患者の医療の確保

○災害時における負傷者等の医療救護

オ　社会福祉施設、学校等の管理者

○自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。

○災害時における入所者、生徒等の安全の確保

○災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力

カ　丸亀市社会福祉協議会

○被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付

○ボランティア活動の体制整備及び支援

キ　共同募金会

○義援金品の募集及び配分

ク　金融機関

○被災事業者等に対する資金の融資その他緊急措置

ケ　ＬＰガス取扱機関

○ＬＰガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

○災害時におけるＬＰガス供給の確保

コ　石油類等取扱機関

○災害時における危険物の保安措置

サ　火薬類取扱機関

○災害時における火薬類の保安措置

シ　本島汽船（株）、備讃フェリー（株）、にじ観光（有）

○災害時における海上輸送の確保

（9）市民

○自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。

○自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。

○防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害時の備え、災害時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。

○生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。

○避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等を予め家族で確認しておく。

○建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。

○家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。

○ブロック塀、公告板その他の工作物又は自動販売機を設置するものは、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

○被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。

○災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。

○高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは福祉課等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。

○自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

○災害が発生し、又は発生の恐れがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは、自主的に避難する。また市が【警戒レベル 3】高齢者等避難、【警戒レベル 4】避難指示及び【警戒レベル 5】緊急安全確保を発令したときは、速やかにこれに応じて行動する。

○避難は、市の地域防災計画、防災・ハザードマップ等によって示された行動基準に従って行う。

(10) 自主防災組織

○自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。

○あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。

○避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。

○災害が発生する危険性が高い場所や避難路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図(ハザードマップ)を作成するよう努める。

○避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
○災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害時、避難途中、避難所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
○地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
○地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
○市が行う避難情報等の発令基準や、市と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ市と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
○市、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
○災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

(11) 事業者

○自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。
○災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、予め　防災対策の責任者及び災害時に従業員がとるべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
○管理する施設を避難所として使用すること、その他防災対策について地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
○市及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
○災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第３節　地区防災計画

自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市内の地区居住者等から提案があった場合、丸亀市地域防災計画に、地区防災計画を定めることが、新たに災害対策基本法に規定された。そのため、地区防災計画の内容や定めるまでの手続き等について記述する。

１　地区防災計画の内容

市内の一定地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互支援その他の当該地区における防災活動に関する事項を計画したもの。

丸亀市における地区は、当面、17 コミュニティの単位とする。

２　地区防災計画の周知

市は、地区防災計画について、地区住民に対して説明会等を実施するとともに市のホームページなどに掲載し周知に努める。

３　地区防災計画を丸亀市地域防災計画に規定するまでの手続き

（１）地区居住者等は、共同して、丸亀市防災会議に対し、地区防災計画の素案を添えて提案することができる。

（２）地区防災計画の素案（以下「計画提案」という）は、その内容が丸亀市地域防災計画に抵触してはならない。

（３）丸亀市防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画案を踏まえて市計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市計画に地区防災計画の一部または全部を規定する。

（４）丸亀市防災会議は、計画提案を踏まえて、市計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及び理由を当該計画提案した地区居住者等に通知する。

（５）手続きの細部は、「丸亀市地区防災計画の規定手続きに関する要綱（令和 3 年 12 月 17 日）」で定める。

４　地区居住者等の防災活動

市計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

※　資料編

Ⅲ　「地区防災計画一覧」

第１節　治山対策計画

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、治山事業を推進する。

《実施担当》

農林水産課

１　現況

本市には、山地災害危険地区のうち、崩壊土砂流出危険地区と山腹崩壊危険地区がある。

県は、危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

２　実施内容

（１）補助治山事業

人家の裏山等小規模な山地災害については、市が防災工事又は復旧工事を行う。

（２）山地災害危険地の周知等

市は、県が実施した山地災害危険地の見直し調査の結果を地域防災計画に登載するとともに、ハザードマップの作成及び住民への提供に努める。

また、県と協力して現地への標示板の設置や広報活動並びに地域住民等への周知を行い、山地災害の未然防止を図る。

なお、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、住民等と連携した定期点検等を実施することにより普及啓発を図る。

（３）要配慮者利用施設対策

県は、要配慮者利用施設に係る山地災害危険地における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、山地災害の未然防止を図る。

市は、要配慮者利用施設に係る情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

（４）流木災害対策

ア 県は、特に流木被害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダム等の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

イ 市は、県と連携して、間伐等の森林整備などの対策を推進する。

※　資料編

Ⅵ－２－（７）「山腹崩壊危険地区」

（８）「崩壊土砂流出危険地区」

第２節　砂防対策計画

集中豪雨等による「土砂災害」（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を行うとともに、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害情報の収集・伝達（土砂災害警戒情報等)、土砂災害ハザードマップの作成・配布など総合的な土砂災害対策を推進する。

《実施担当》

都市計画課、建設課、綾歌・飯山市民総合センター、危機管理課

１　現況

（１）砂防事業

本市には、土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域等がある。災害を未然に防止するため、国土交通大臣が砂防指定地に指定し、県は、順次砂防工事を実施している。

（２）急傾斜地崩壊対策事業

本市には、急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域等がある。

県は、市と協議のうえ危険箇所の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次急傾斜地崩壊防止工事を実施している。

（３）地すべり対策事業

本市には、地滑りを発生原因とした土砂災害警戒区域等は抽出されていない。

２　実施内容

（１）防災工事の実施

ア　砂防事業

県は、土石流等有害な土砂の流出を防止する砂防堰堤、渓流の縦横浸食を防止する渓流保全工、護岸等の砂防設備の整備を行う。

市は、県に対し土石流危険渓流等土砂流出のおそれのある渓流や地区について、逐次砂防指定地として指定を行い、砂防事業を推進するよう要請する。

イ　急傾斜地崩壊対策事業

県は、がけ崩れ災害に対処するため、土地所有者等が急傾斜地崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、急傾斜地の崩壊を防止する法面保護工、土留施設又は排水施設の整備を行う。

市は、これに該当する箇所の情報を県に提供し、必要に応じて対策工事を推進する。

（２）総合的土砂災害対策

ア　土砂災害警戒区域等の周知

市は、県から土砂災害警戒区域等が指定された場合、地域防災計画において、土砂災害防止法に基づく所定の事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

イ　警戒避難体制の確立

市は、次の内容について留意し、警戒避難体制の整備を推進する。

（ア）警戒又は避難を行うべき基準の運用

・ 土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等

（イ）適切な避難方法の周知

・ 避難情報の発令対象区域、情報の収集伝達体制、ハザードマップ作成等

（ウ）要配慮者への支援体制の整備

（エ）適切な避難場所及び避難所、避難経路の選定、周知、運営

（オ）土砂災害に関する自主的な防災組織の育成

（カ）防災意識の普及

・ 住民説明会、防災訓練、防災教育などの実施

ウ　情報の収集、伝達体制の確立

市は、土砂災害に関するメッシュ情報などのホームページやテレビ、ラジオ等で、雨量データ、土砂災害警戒情報などの土砂災害に関する情報を収集する。また、土砂災害警戒区域等についてハザードマップや地域防災計画に位置づけ、住民等へ伝達する。

エ　土砂災害警戒情報の提供

県は、高松地方気象台と共同して、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、市長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、市へ情報の提供を行う。

オ　避難情報の発令基準の設定

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに【警戒レベル4】避難指示を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定している。また、面積の広さ、地形、地域の実情に応じて市をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

カ　土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の適切な管理

市・県及び関係機関は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域等について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等について適切に管理する。

ここでいう土砂災害とは、急傾斜地の崩壊・土石流・地滑りを起因として起こる自然災害をいう。

（ア）土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

県は、土砂災害により被害のおそれのある地域の地形、地質、降水及び土地利用状況等についての基礎調査を行い、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定しようとするときは、予め市長の意見を聴く。

土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域をいう。

土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域のうち急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域という。

（イ）土砂災害特別警戒区域内での開発行為の制限

土砂災害特別警戒区域内において、開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途[1]である開発行為をしようとする者は土砂災害防止法に基づく知事の許可を受けなければならない。

また、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告を行う。

（ウ）警戒避難体制等

市は、警戒区域が含まれるコミュニティ単位ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知する。

市は、土砂災害に関する避難情報を、広報車、防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）等を利用して、直接住民へ伝達する。

土砂災害に対する避難情報の発令基準については、「避難情報の発令基準と避難行動の基準」による。

---

1 制限用途とは、予定建築物が、住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）並びに高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設等の用途を目的とするもの。

(エ) 土砂災害ハザードマップの作成・配布

市は、土砂災害ハザードマップの作成・普及に努め、県は必要な資料の提供や技術的な支援を行う。

キ　孤立化等を防止する対策

土砂災害等により、交通網が遮断され病院等の重要施設が孤立化する恐れのある地域では、災害時にあっても最低限の安全度を確保できるように、重要施設を保全する防災施設の整備、情報伝達システムの二重化による通信の代替性の確保を図るとともに、関係機関と連携して避難、救援活動に利用可能な避難路等の確保に努める。

ク　住民に対する普及啓発

市は、土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守りきれない大洪水、あるいは土砂災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早目の行動の重要性について普及啓発を図るものとする。

（3）要配慮者利用施設対策

ア　県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、市等関係機関と協力して警戒避難体制の確立に努める。

イ　市は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で、土砂災害のおそれがある時に、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。

名称及び所在地を定めた施設については、市は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市地域防災計画において当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定める。

また、市は県及び関係機関と協力して、当該施設の管理者等に、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、施設の管理者へ、土砂災害警戒情報の発表及び避難情報の発令などの内容を、防災行政無線、FAX 及び電話等で伝達方法を定めるとともに、発令時には伝達する。

市は、要配慮者利用施設に係る情報を積極的に県に提供し、事業の早期の実施を要請する。

なお、市は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容について、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

ウ　市は、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

エ　土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画(避難確保計画)を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について、市長に報告するものとする。

該当する施設は、資料編「土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」による。

※　資料編

Ⅵ－２－（9）「土砂災害警戒区域と警戒避難体制の整備」

(12)「土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」

第３節　河川防災対策計画

洪水、高潮等による災害を防止するため、流域治水に基づき、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

《実施担当》

都市計画課、建設課、危機管理課

１　現況

本市管内には、一級河川土器川水系の土器川、古子川、清水川、赤山川、二級河川の西汐入川、金倉川、中津川、大束川、落合川、台目川、姿谷川、中大束川、沖川、大窪谷川、折居川、東大束川、古川、馬指川、寺川、木山川、猫谷川並びに準用河川の西村川及び中津下川があり、このうち一級河川土器川は国が、その他の一級河川及び二級河川は県が管理している。

また、準用河川及び法適用外の普通河川については、市が管理している。これらの河川において、水防上緊急度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

２　実施内容

（１）早期に災害安全度を高めるための方策

人口減、土地開発圧力の減少など、土地利用状況の変化を踏まえ、河川の氾濫に対して守るべき対象を明確にして、効果的・効率的な整備を進めるため、以下の施策を総合的に推進する。

ア　防災施設等の整備状況の調査・評価・公表と、整備の進行管理等を実施する。

イ　土地利用状況に応じて必要な治水安全度を設定し、整備手法等の体系を確立する。

ウ　効果的な災害対策の観点から、治水対策の方針を反映した土地利用への誘導を図る。

エ　集中豪雨の影響を受けやすい中小河川において、異常洪水発生に備え、市街地部以外での遊水地域の確保など、減災対策を図る。

（２）河川工事の実施

河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

ア　河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

イ　河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等を行い、流域 の災害の防止と軽減を図る。

ウ　治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。

エ　情報の収集、伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計等の観測機器の配備を中心とした水防情報システムの整備等を推進するとともに、適切な運用に努める。

（３）防災施設等の機能の維持管理

中小河川の維持管理内容等を明確化して、確実に実施することにより、的確な機能維持を図る。

ア　各河川の特性に配慮して、最低限行う管理行為の内容、頻度等を定めた維持管理の基準を制定する。

イ　各河川に管理方針・計画を定め、公表する。災害の有無に関わらず、出水後に治水機能、施設状況等について評価する。

ウ　河川の機能が発揮されるように、施設や構造物を構成する部材等について基準化し、効率的な施設整備・維持管理・更新等を行う。

（4）災害対応体制の強化

ア　災害時の対応体制及びそのための平常時の対応を総点検し、災害時の対応体制の強化を図る。

イ　破堤等により災害が発生した場合でも救助・救援・復旧・復興の活動が円滑に行えるように、県や防災関係機関と連携して、水害発生時の行動計画を定める。

ウ　緊急時に水防資機材等の広域的調達が可能となるように、広域支援計画の策定、応援協定の締結など、河川管理者、水防団体等による広域支援体制を整備する。

エ　大規模な豪雨災害などが発生した場合、迅速かつ機動的な調査・評価が出来るような体制の整備を図る。

（5）水災防止対策の実施

洪水予報河川、水位周知河川(以下「洪水予報河川等」という。)及び水防警報河川の指定や洪水浸水想定区域の指定、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化及び水防団の育成強化により水災防止対策を推進する。

ア　洪水予報河川の指定

国又は県は、流域が大きい河川で洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「洪水予報河川」に指定し、洪水のおそれがあるときは、高松地方気象台と共同して、洪水予報を発表して県へ通知する。県は直ちに水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知する。

イ　洪水に関する水位周知河川の指定

県は、洪水により相当な損害を生ずる恐れがある河川を「水位周知河川」に指定し、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、その旨を水位又は流量を示して水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて市民に周知する。

また、洪水予報河川以外のその他の河川(以下「その他の河川」という。)についても、雨量情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ河川水位等の情報を提供するよう努めるものとする。

ウ　水防警報河川の指定

国又は県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがある河川を「水防警報河川」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知する。

エ　避難情報の発令基準の設定

市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。

それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等によりに具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

国（国土交通省）及び県から、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を受ける。

オ　洪水浸水想定区域の指定

国又は県は、洪水予報河川等について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、その指定区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、市長に通知する。

現在、本市に関係する河川では、国により土器川が洪水予報河川に指定され、県により金倉川、綾川及び大束川が水位周知河川に指定され、洪水浸水想定区域図が作成されている。

(ア) 想定最大規模降雨を前提とした洪水浸水想定区域図

a　土器川水系土器川の洪水浸水想定区域図（平成28年12月12日指定）
土器川流域の6時間雨量356㎜を想定して作成されている。

b　金倉川水系金倉川の洪水浸水想定区域図（令和1年12月26日指定）
金倉川流域の24時間雨量726.6㎜を想定して作成されている。

c　綾川水系綾川の洪水浸水想定区域図（令和2年3月27日指定）
綾川流域の24時間雨量696㎜を想定して作成されている。

d　大束川水系大束川の洪水浸水想定区域図（令和2年3月27日指定）
大束川流域の24時間雨量726㎜を想定して作成されている。

(イ) 計画規模降雨(河川整備計画の基本となる降雨)を前提とした洪水浸水想定区域図

a　土器川水系土器川の洪水浸水想定区域図（平成13年8月31日指定（平成28年12月12日変更））
土器川流域の6時間雨量254㎜を想定して作成されている。

b　金倉川水系金倉川の洪水浸水想定区域図（平成17年12月20日指定（令和1年12月26日変更））
金倉川流域の24時間雨量217.7㎜を想定して作成されている。

c　綾川水系綾川の洪水浸水想定区域図（平成17年12月20日指定）
綾川流域の24時間雨量290㎜を想定して作成されている。

d　大束川水系大束川の洪水浸水想定区域図（平成19年12月21日指定）
大束川流域の24時間雨量336㎜、ピーク時が1時間に65.4㎜の雨量を想定して作成されている。

カ　洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

(ア)市地域防災計画における措置

a 市地域防災計画において定める事項等

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

b 市地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

市は、洪水浸水想定区域内に、地下街等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、市の条例で定める用途及び規模に該当し、所有者又は管理者から申し出のあった施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、市地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

市は、当該施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容について、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

(イ)市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措置

a 地下街等の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（避難確保・浸水防止計

画）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置し、また、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。

b 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画(避難確保計画)を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

C 大規模工場等の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（浸水防止計画）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

（ウ）洪水予報等の伝達は、防災行政無線、広報車、消防車、電話、CATV などにより消防団、自治会、自主防災組織等を活用して行う。

キ　洪水ハザードマップの作成・普及の促進

市は、国又は県の技術的な支援を受け、洪水ハザードマップを作成する際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

ク　消防団等の育成・強化

市は、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成及び強化を図る。

ケ　大規模氾濫減災協議会

水害については、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「土器川大規模氾濫に関する減災対策協議会」及び「香川県大規模氾濫等減災協議会」を活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等で、密接な連携体制を構築する。

コ　タイムラインの作成

市は、河川の氾濫に備えて、消防団をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や河川水位を考慮し、洪水予報河川及び水位周知河川毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

（6）災害協定等の締結

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

※　資料編

Ⅵ－２－（1）「河川重要水防区域」

（6）「主要水門」

(10)「洪水浸水想定区域内の地下街等施設一覧」

(11)「洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」

第４節　海岸防災対策計画

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を推進するとともに、高潮ハザードマップの作成公表などの水防対策を推進する。

《実施担当》

建設課、農林水産課、危機管理課

１　現況

本市には、瀬戸内海に面した海岸線があり、市及び県がこれを管理している。

２　実施内容

（１）海岸工事の実施

ア　高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の岸保全施設の新設、改良等を行う。市内にある海岸及び河口部の内陸水排除の水門についての施設維持補修は、施設管理者において行う。

イ　侵食対策事業

海岸管理者は、海岸の侵食による被害を防止するため、護岸、突堤等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

ウ　海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

エ　補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

オ　海岸保全施設の維持及び修繕

定期的な巡視又は点検によって施設の損傷･劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められた時は、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。

また、今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画を策定して維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

（２）水災防止対策の実施

水防警報海岸、水位周知海岸の指定や高潮浸水想定区域の指定、高潮ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化により水災防止対策を推進する。

ア　水防警報海岸の指定

国土交通省又は県は、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸を「水防警報海岸」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

イ　水位周知海岸の指定

県は、高潮により相当な損害を生じるおそれのある海岸を「水位周知海岸」に指定し、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を水防管理者および量水標管理者に通知する。

ウ　高潮浸水想定区域の指定

県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸について高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、その指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町に通知する。

エ　高潮警報等が発表された場合における避難情報の発令基準

市は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

また市は、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想

定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

オ　高潮ハザードマップの作成、普及の促進

市は、国又は県の支援を受け、高潮ハザードマップの作成、普及を促進する。

カ　高潮浸水想定区域における避難確保のための措置

（ア）　市地域防災計画における措置

a　市地域防災計画において定める事項等

市は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該高潮浸水想定区域ごとに、高潮に係る水位情報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市が行う高潮に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

b　市地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

市は、高潮浸水想定区域内に、地下街等で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、市の条例で定める用途及び規模に該当し、所有者又は管理者から申し出のあった施設で、その高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、市地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する高潮に係る水位情報等の伝達方法を定める。

また、当該施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

（イ）　市地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措置

a　地下街等の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難確保・浸水防止計画を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置し、また、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

b　要配慮者利用施設の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画(避難確保計画)を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

c　大規模工場等の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

※　資料編

Ⅵ－２－（２）「海岸重要水防区域」
（３）「港湾重要水防区域」
（４）「漁港重要水防区域」

第５節　雨水出水防災対策計画

雨水出水(内水)による浸水被害を防止するため、流域治水の考え方を踏まえた必要な対策を進める。

《実施担当》

危機管理課、下水道課、建設課、農林水産課、政策課、綾歌・飯山市民総合センター、都市計画課、防災課

１　現況

浸水箇所や排水対策に係る情報を共有し、必要な対策を協議するため、排水対策連絡会（以下「連絡会」という。）を適宜開催する。

２　実施内容

（１）雨水出水対策工事等の実施

ア　今津雨水排水区の浸水対策として、より排水能力の高いポンプ設備を整備する。

イ　令和３年７月の大雨による被害箇所の局所改良や調査を行う。

（２）水災防止対策の実施

ア　排水対策に係る関係各課は、連絡会を通じ、情報の共有と連携により、必要な対策を協議し、浸水被害の低減に努める。

イ　市は、県の支援を受けて、内水ハザードマップの作成、普及啓発を図るものとする。

ウ　土器雨水排水区で浸水シミュレーション実施し、対策の検討を進める。

第６節　ため池等農地防災対策計画

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するため、老朽ため池の整備などを行い、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

《実施担当》

農林水産課、綾歌・飯山市民総合センター

１　現況

主要なかんがい用水源であるため池には、老朽化に対応して改修が進められているが、一部で老朽が著しく、改修を必要とするものがある。

これらのため池については、ため池管理者によって、ため池等整備事業及びその他補助事業等により逐次改修により水防を図る。また、保守点検を行い、災害防止に努める。

２　実施内容

（１）ため池等整備事業

市、土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

（２）ため池の避難対策

市は、県の支援を受けて、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のＩＣＴ機器の整備を推進するものとする。

（３）緊急連絡体制の整備

地震や豪雨などの緊急時に迅速に対応するため、市の全ての防災重点農業用ため池について、緊急連絡先一覧表とため池管理者、市、県、消防、警察等の連絡網を作成するなど体制整備を行う。

※　資料編

Ⅵ－２－（５）「ため池重要水防区域」

第７節　都市防災対策計画

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

《実施担当》

都市計画課、建設課、防災課、下水道課

１　都市施設の整備促進（都市計画課、建設課、下水道課）

（１）土地区画整理

市、県等は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

（２）都市計画街路の整備

市、県等は、市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

（３）公園緑地の整備

市、県等は、市街地における公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における避難場所及び避難所としての機能を確保する。地震防災対策特別措置法（第４次地震防災緊急事業五箇年計画）により、「丸亀市総合運動公園」を地震時において救援救護活動の前線基地、復旧のための資機材や生活物資の中継基地機能を有する地域防災拠点として平成 27 年度に整備を完了し、「東汐入川けんこう公園」を指定緊急避難場所及び避難路として平成 29 年度に整備を完了した。

さらに、「丸亀市総合運動公園」については、広域防災拠点と位置づけ、先代池北側に多目的広場（駐車場）を新設し、広域的な救護救援活動、復旧・復興活動等の諸活動を行うための拠点として整備を行う。

２　都市防災対策の推進（都市計画課、防災課）

（１）都市計画における防災対策の位置付け

長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画を定めるため、都市計画マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定方針に基づき、都市計画を定める。

（２）耐火建築物の建設促進

都市の不燃化を促進するため、都市計画法、建築基準法等による規制等により、防災建築化の指導を行う。

（３）防火用水の確保

災害時には、断水が予想されるので、防火水槽を適宜配置し、防火用水として活用できるように努める。

（４）住居系用途地域の指定

市は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水のリスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途地域を指定する。

（５）防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行う。

（６）地区計画による防災まちづくり

火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

（７）市街地再開発事業

市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

（８）災害に強いまちづくり

市は、立地適正化計画によるコンパクトで安全なまちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区域におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置づけるものとする。

（９）住宅地区改良事業

市街地にある不良住宅地や密集市街地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

(10) 宅地造成等の規制

県は、宅地造成工事により、がけ崩れや土砂の流出を生ずるおそれがある区域を宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域に指定し、必要な規制を行う。

また、県内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行う。

第８節　建築物等災害予防計画

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図る。

《実施担当》

都市計画課、建築住宅課、予防課

１　防災知識の普及（都市計画課、予防課）

市は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。

また、不動産を譲渡し、交換し、または貸し付けようとする者は、その相手方に対して、予め当該不動産についての地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するよう努める。

２　特殊建築物の防災指導（予防課）

市は、学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物について、防火、避難等を主とした防火・防災指導を行う。

３　違反建築物の指導（都市計画課、予防課）

法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、市は、県が行う違反建築物を対象とした指導取締りに協力する。

４　落下物等の防止対策（都市計画課）

市は、県が行う建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という）の飛散・落下防止、給湯設備の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発に協力する。

建設物の所有者は、当該建設物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて、改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努める。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機(以下「工作物等」という。)を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。

５　がけ地近接等危険住宅移転の促進（都市計画課）

市は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転の促進を図る。

６　被災建築物応急危険度判定・被災宅地危険度判定（都市計画課、建築住宅課）

市は、災害により被災した建築物及び宅地の危険度を判定するため、判定活動体制の整備に努め、県が実施する応急危険度判定士等の育成に対して、建築関係団体とともに協力する。

第９節　海上災害予防計画

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

《実施担当》

建設課、農林水産課、予防課、防災課

１　資機材の整備等

市、高松海上保安部、警察本部、関係事業者等は、捜索、救助・救急活動を実施するため、船舶、航空機、潜水器材等の捜索、救助用資機材の整備に努める。

また、捜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

２　危険物等の大量流出時における防除活動

市、高松海上保安部、県、関係事業者等は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図る。

また、危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

３　海上防災思想の普及等

市、県等は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、一般財団法人海上災害防止センターの海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

４　海ごみ対策

市、県、四国地方整備局等は、大量に流木等が発生した場合に備えて、連携体制や回収・処理体制の整備を図る。

第１０節　航空災害予防計画

航空機の墜落等の大規模な航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

《実施担当》

健康課、防災課

資機材の整備等

市、高松空港（株）、警察本部等は、捜索、救助・救急、医療及び消火活動を実施するための次の資機材の整備、備蓄を図る。

（１）捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等

（２）救助工作車、照明車等の車両及び応急措置に必要な救助用資機材

（３）化学消防車、消防ポンプ車等の消防用機械、資機材

（４）応急救護用医薬品、医療資機材

第１１節　鉄道災害予防計画

鉄道事故の発生による災害を防止するため、安全運転の確保、安全施設等の整備、防災体制の整備等を図る。

《実施担当》

四国旅客鉄道(株)、高松琴平電気鉄道(株)

１　概要

本市には、四国旅客鉄道株式会社の予讃線と高松琴平電気鉄道株式会社の琴平線があり、四国運輸局の指導のもと防災対策を推進している。

２　安全運行の確保

鉄道事業者は、鉄道施設の安全性の確認、環境条件の変化等による危険箇所を発見するため、定期点検、必要に応じて臨時検査を行う。

３　安全施設等の整備

鉄道事業者は、線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するとともに、道路との立体交差化など安全施設の整備を図る。

４　防災体制の整備

鉄道事業者は、災害時における復旧要員等の動員及び防災関係機関との協力応援体制の確立を図るとともに、通信施設の整備充実、復旧用資機材の配置及び整備を行う。

また、災害時において、迅速かつ的確な防災活動が行えるよう、避難誘導、消火、脱線復旧等の訓練を行うとともに、業務研修等により防災知識の周知徹底を図る。

５　防災訓練の実施

鉄道事業者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

※　資料編

Ⅳ－４「鉄道災害時の安全対策に関する覚書」

第１２節　道路災害予防計画

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

《実施担当》

建設課、国、県、西日本高速道路(株)、本州四国連絡高速道路（株）

１　概要

本市には、高速自動車道、一般国道、県道、市道がある。道路管理者は、それぞれ管理する道路施設について、災害に対処するため、危険度が高い路線及び箇所や緊急輸送路から順次補修及び整備を行う。

２　道路施設等の整備

（1）道路管理者は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。

ア　道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。

イ　落橋、変形等の被害が予想される道路橋等について、橋梁補強工事等を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。

ウ　覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。

エ　主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。

オ　道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、電線共同溝等の整備に努める。

カ　危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。

キ　冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。

ク　道路及び橋りょうの危険予想箇所をパトロールして維持補修に努め、特に出水前については、側溝のしゅんせつ、暗きょ等の呑口が埋没しないよう、また橋台、石積及び河川等に関連する路側の洗掘防止に努める。

ケ　アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。

（2）警察本部は、交通安全施設等について、停電等の切断にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

３　協力体制の確立

道路管理者は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立等を図る。

出水期には流出、埋没のおそれのある橋りょう、暗きょに対し、連絡、通報並びに警戒を地元消防団等に依頼する。

４　危険防止のための事前規制

道路管理者は、気象・水象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

5　防災訓練の実施

道路管理者は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6　除雪体制の整備

（1）道路管理者は、集中的な大雪等に対し、道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。

（2）道路管理者は、集中的な大雪時においても、、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

（3）道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

（4）道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議して設定するものとする。

（5）道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除するための措置について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議し、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

（6）道路管理者は、集中的な大雪時の道路交通を確保できるよう他の道路管理者をはじめその他関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

第１３節　原子力災害予防計画

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

《実施担当》

危機管理課、秘書課、福祉課、高齢者支援課、健康課、生活環境課、農林水産課

１　概　　要

本市に最も近い原子力発電所は、愛媛県にある伊方発電所であり、県境から約 130Kmの位置にある。次に近い原子力発電所は、島根県にある島根原子力発電所であり、県境から約 140 Km の位置にある。それぞれの原子力発電所を運営している原子力事業者は、施設等の安全性の向上や防災訓練の実施を図るなど、原子力災害の発生及び拡大防止に努めている。

２　情報の収集及び連絡体制の整備

市は、県を通じて、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、国、警察本部、市町、原子力事業者、報道機関等との間において、原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

市は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、市民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、市は、市民等からの原子力災害に関する相談・問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を行うものとする。

３　環境放射線モニタリング体制の整備

（１）平時における環境放射線モニタリング

市は、県が実施する、平時の環境中の放射性物質又は放射線についてのモニタリング結果を通じて、市内の環境を把握するとともに、原子力発電所の事故等の発生時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

（２）緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

市は、国、県等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

（３）環境放射線モニタリング結果の公表

市は、県のホームページ等を活用し、住民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。

４　農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

（１）検査体制の整備

県は、農作物・飲食物・水道水等を対象とする放射性物質又は放射線の検査機材を整備するとともに、検査体制の整備を図る。

（２）連絡体制の整備

市は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報の提供等を迅速に行うため、県、香川県広域水道企業団、農林水産業関係者等との連絡体制の整備を図る。

５　緊急時の保健医療体制の整備

市は、国、県、保健医療機関等と連携し、市民等に対する健康相談や身体汚染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

６　広域的な応援体制の整備

市は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時避難を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含めて協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

７　知識の普及・啓発

市は、県、原子力事業者等と連携し、原子力災害の特殊性を考慮し、市民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。

第１４節　危険物等災害予防計画

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

《実施担当》

予防課

１　現況

（１）石油類等の危険物施設等の現況

市には、消防法に定める危険物施設があり、特に配慮を要する大規模施設や危険性の高い物質は、沿岸部に集中している。

また、毒物、劇物等の消火活動阻害物質や少量危険物施設等は、市内に散在している。

（２）高圧ガス施設の現況

市には、高圧ガス保安法等に基づく高圧ガスの製造施設等があり、特に配慮を要する大規模施設や発火性、毒性等の危険性の高い高圧ガス施設は、沿岸部に集中している。

（３）火薬類施設の現況

市には、火薬類取締法等に基づく火薬類関係施設があり、火薬類を常時貯蔵している火薬庫等は、広島に存在している。

（４）毒物及び劇物施設の現況

市には、毒物及び劇物取締法に基づく毒物、劇物製造業者及び毒物劇物営業者及び業務上取扱者の関係施設がある。

（５）放射性物質等その他の保管施設の現況

市には、放射性物質等その他の保管施設が存在する。

２　施設の安全性の確保

（１）石油類の危険物施設等の安全化指導

ア　市

石油類等の危険物の貯蔵・取扱をする危険物施設等については、消防法及び関係法令により、その技術基準等が定められており、市はこれにより危険物施設の新設及び変更の許可並びに危険物施設への立入検査等を通じ、災害に対する安全化指導をより一層推進する。

イ　危険物施設の設置者等

（ア）危険物施設の設置者等は、当該危険物施設等に係る消防関係法令の定める技術基準等を遵守する。

（イ）危険物施設の設置者等は災害が発生した場合の緊急時の具体的な対応方法について予防規程等に定め、危険物安全週間等の機会を利用して防災訓練を実施するなど、被害の軽減に努める。

（２）高圧ガス施設の安全化指導

ア　市

管内高圧ガス施設の設置状況を、県からの通報及び消防法第４条に基づく立入検査等を通じ、常に把握しておくとともに、災害防止上、特に重要な施設については、事故発生時を想定した警防計画を策定しておく。

イ　高圧ガス関係事業者

（ア）高圧ガス関係事業者は、高圧ガス関係法令に定める技術基準等を遵守する。

（イ）高圧ガス関係事業者は、災害が発生した場合の緊急時の具体的な対応方法について危害予防規程等に定め、高圧ガス保安活動促進週間の機会を利用して防災訓練を実施するなど、被害の軽減に努める。

（3）火薬類施設の安全化指導

ア　市

火薬類施設の設置状況を県からの通報及び消防法第4条に基づく立入検査等を通じ、常に把握しておくとともに、災害防止上、特に重要な施設については、事故発生時を想定した警防計画を策定しておく。

イ　火薬類製造業者等

（ア）火薬類関係事業者は、火薬類関係法令に定める技術基準等を遵守する。

（イ）火薬類関係事業者は、災害が発生した場合の緊急時の具体的な対応方法について危害予防規程等に定め、火薬類危害予防週間等の機会を利用して防災訓練を実施するなど、被害の軽減に努める。

（4）毒物及び劇物施設の安全化指導

ア　市

管内毒物劇物製造所等に対し、施設及び設備からの毒物劇物の漏えい、流出等危害防止対策の確保について指導する。

イ　毒物劇物製造業者等

（ア）毒物劇物製造業者等は、自衛消防組織の充実・強化に努めるとともに、被災時の施設・整備の制ぎょ方法等をマニュアル化し、従業員に周知徹底しておく。

また、災害発生に備えて防災訓練及び従業員に対する教育訓練の実施に努める。

（イ）災害情報の正確かつ迅速な情報伝達に関する組織及び方法の整備を行う。

（ウ）施設・設備の設置又は補修にあたっては、物性に応じた耐食性と強度を有する材料を用い、地盤に接して設けるものにあっては、堅固な地盤上に施工するとともに、耐震性を十分確保する。

（エ）施設及び設備について、毒物及び劇物危害拡散防止対策を推進し、緊急時に備え応急資機材(除外用薬剤、土のう、照明器具、消火器、漏えい検知器、救急資機材、その他必要な資機材)の点検整備を行う。

（オ）保管設備及び処理施設等の自主点検にあたっては、責任体制を明確化し、現況把握を行うとともに、その内容について検討を加える。

（5）放射性物質等その他の施設の安全化指導

ア　市

放射性物質等関連施設の設置状況を、県からの通報及び消防法第4条に基づく立入検査等を通じ、常に把握しておくとともに、災害防止上、特に重要な施設については、事故発生時を想定した警防計画を策定しておく。

イ　関係事業者

災害が発生した場合の緊急時の具体的な対応方法について措置マニュアル等を定め、防災訓練を実施するなど、被害の軽減に努める。

（6）事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3　自衛消防組織の充実強化等

（1）危険物関係事業所における自衛消防組織等

ア　市

危険物関係事業者に対し、自衛消防組織等の編成並びに実効ある災害予防規程等の作成及びこれに基づく定期点検の実施、定期的な訓練の指導を強化し、危険物関係事業所における自衛消防組織等の充実強化等を図る。

イ　危険物関係事業者

危険物関係事業者は、消防法又は高圧ガス保安法等に定める予防規定又は危害予防規程等の災害予防規程等を作成し、これに基づき、定期点検の実施及び非常時に

備えての定期的な訓練の実施並びにこれらを円滑に行うための自衛消防組織等の充実強化を図る。

（2）毒物及び劇物製造事業者等における自衛消防組織等

ア　市

（ア）災害対策に関する自衛消防組織の充実強化を指導する。

（イ）災害対策に関する防災教育を実施する。

（ウ）災害対策に関する防災訓練の実施の推進指導を行う。

イ　毒物劇物製造業者等

（ア）災害対策並びに毒物及び劇物による危害拡散防止等に関する自衛消防組織を結成し、防災教育、防災訓練を定期的に実施する。

（イ）防災資機材の整備強化を図る。

4　資機材の整備等

市は、地域の実情に応じて、化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して、化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導する。

5　防災訓練の実施

市は、関係機関、関係事業者等と連携して様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

6　防災知識の普及

市は、市民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図る。

※　資料編

Ⅵ－３－（1）「危険物施設」

（2）「高圧ガス関係事業所」

（3）「火薬類関係事業所」

（4）「毒物劇物営業者」

第１５節　大規模火災予防計画

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

《実施担当》

都市計画課、建設課、建築住宅課、消防本部（総務課、予防課、防災課）

１　災害に強いまちの形成（都市計画課、建設課、建築住宅課）

市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

２　火災に対する建築物の安全化（予防課）

市及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

（１）多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

（２）高層建築物等について、防火管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。

（３）高層建築物等について、避難路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

３　消火活動体制の整備（防災課）

市は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、防火水槽の整備、海水、河川水等の自然水利の活用、プール、ため池等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努めるとともに、大規模地震や津波災害など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

４　防災訓練の実施（予防課、防災課）

市及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

５　防災知識の啓発（予防課、防災課）

市及び県は、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、市民に対して、大規模な火事の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図る。

６　市民に対する防火対策の推進（予防課）

市は、地域の自主防災組織等を通じ、市民に対し、出火防止及び火災発生時における初期消火活動の重要性を認識させるとともに、消火器や消火用水等の普及を図り、次のとおり総合的な防火体制の確立について推進する。

（１）高齢者等の災害時要配慮者の把握とその防火安全対策に重点を置いた死者発生防止対

策

（２）広範な機会を捉えた防火座談会等の実施

（３）住宅用火災警報器等、住宅用防災機器等の普及促進

（４）放火火災予防対策の推進

7　消防体制の整備（消防本部（総務課、予防課、防災課））

（１）組織

ア　人員計画

人的消防力の強化については、消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号[2]）に基づき、計画的に整備する。

イ　組織、事務機構計画

（ア）平常時

現行の規則、規程によるものとするが、都市構造の変化に対処しうるよう、必要に応じ組織及び事務機構等を整備し、消防機関の強化拡充を推進していく。

（イ）非常災害時

消防力等(人員、施設、資機材)を活用し、迅速かつ統一的、機動的な消防活動を行いうる消防組織と執行務体制の強化を図る。

ウ　消防本部、消防署並びに消防団の部隊編成計画

（ア）通常災害時の部隊編成

現有消防職員及び消防団員の人員数に基づき、平常時における災害に対処するため、各消防機関の管理する施設、資機材等の装備を勘案して部隊編成する。

（イ）非常災害時の部隊編成

消防長を頂点として、全消防職員及び消防団員が総出動して、火災時及び人為災害時等の対応にその機能を最大限に発揮できうる消防体制が確保できるよう部隊編成を行う。

（ウ）具体的な部隊編成については、別に消防長が定める。

（２）施設整備

ア　消防機械の整備計画

物的消防力の強化については、消防力の基準に基づき、計画的にその増強及び更新整備を図る。

イ　消防水利の整備計画

消防水利の不備な地域に対しては、水道配水管の拡張、改良並びに消火栓、防火水槽等を計画的に増設して、消防水利の基準(昭和 39 年消防庁告示第 7 号[3])を基盤として、整備する。

ウ　消防通信の整備計画

消防無線電話装置、消防救急指令装置及びその他の防災通信施設については、災害時における消防隊の能率的、効果的な運用を図るため、計画的に整備充実する。

エ　消防資機材の整備計画

消防活動用資機材については、計画的に増設を図り、あらゆる災害に備えるよう、機材の完備に努める。

（３）消防事象調査

ア　消防地理調査計画

消防活動を適切に行うため定期又は臨時に、管内の地形、地物、道路、河川等の状況の変化について別に定める実施計画に基づき実地調査し、常にその事態把握に努める。

イ　消防水利調査計画

定期又は臨時に管内の消防活動に必要な消火栓、貯水槽、池等の消防水利の状況の変化について、別に定める実施計画に基づき実施調査し、常にその実態把握に努

[2] 最近改正：平成２６年消防庁告示第２８号

[3] 最近改正：平成２６年消防庁告示第２９号

める。

（4）火災予防

ア　火災予防査察計画

査察対象物とその数等を考慮して別に予防査察計画を策定し、定期、臨時及び特別の査察を行い常時区域内の防火対象物の実態把握に努める。

イ　防火管理講習計画

（ア）防火管理者資格認定講習

消防法第8条第1項に規定する防火対象物の管理監督者を対象として同法施行令第3条第1号の規定に基づいて講習会を開催し、受講者に対し資格を与え、防火管理上必要な業務を適切に遂行させる。

（イ）防火管理者再講習

資格を有する防火管理者を対象にして、防火管理に関する高度の知識、技能を再認識させるため、講習会を再度開催する。

（ウ）業態別防火管理講習

消防法第8条第1項に規定する防火対象物以外の防火対象物の関係者等に対しても、あらゆる機会を利用して、業態別に必要な防火管理講習会を行う。

第１６節　林野火災予防計画

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

《実施担当》

農林水産課、消防本部（総務課、予防課、防災課）

１　基本方針（予防課、防災課）

市における林野火災を想定した場合、気象条件に加えて地形上の制約や消防水利不足等、消防力行使が困難となる事態が生じたとき大規模林野火災となる。

そのため、森林管理者及び関係機関と連携・協力し、以下の４点を重点に林野火災対策を積極的に推進する。

（１）出火防止対策の強化
（２）初期消火体制の強化
（３）消防力の整備
（４）消防水利網の整備

２　出火防止対策の強化（農林水産課、予防課）

（１）防災意識の啓発

関係官公署、消防機関及び山林所有者等が相互に密接な連絡を行い、必要に応じそれぞれの機関が次に掲げる事項に基づき、林野火災予防意識の啓発に努める。

ア　山林の利用形態に即した火災予防の啓発運動を行う。
イ　多発危険期においては、山火事予防期間を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、総合的な広報を行う。
ウ　多発危険期には、関係者により防火パトロールを実施する。
エ　火災予防についての立看板等を掲示する。
オ　その他山林所有者、入山者等を対象に各種の機会をとらえて積極的に防火を呼びかける。

（２）講習会等の開催及び関係会議の活用

火の使用の制限等に関する法令の周知、火の取扱上の注意事項及び火入れ作業法等、林野火災の防止について具体的方法を指導する。

（３）巡視、監視等

ア　多発危険期においては、巡視、監視等の警戒活動を強化する。
イ　火災の早期発見及び迅速な通報に積極的に協力を求める。
ウ　火災警報発令中における火の使用制限の徹底を図る。

（４）山林の管理

ア　山林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。
イ　山林における火災予防に関する基準の整備を図り、積極的に指導する。
ウ　円滑な消防活動に必要な防火線の役割を果たす林道の整備を推進する。
エ　地表火が樹幹火・樹冠火に移行するのを防ぐため、除・間伐等森林整備の適切な実施による枯損木等の除去を行う。
オ　地中火への移行を防止するため、下刈り、つる切り、地掻きを行い林床可燃物の堆積を抑制する。

（５）火入れ等に対する規制の徹底

ア　火入れに対しては、関係法令の各規制の徹底を図る。
イ　森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条に基づく火入れに関する許可をしたときは、消防機関との連絡の緊密化を図るものとし、いつどこで、火気使用がなされるか

の情報を関係機関で共有することにより、効率的かつ効果的な警戒・広報を行う。

ウ　火入れは、努めて火災の発生しやすい気象状況及び時期等を避けて行うよう指導する。

エ　火入れを行う者に対しては、火入れ地以外に火が入らぬよう消火設備、人員の確保等必要事項を遵守するよう指導する。

（6）たき火又は喫煙の制限

一定の区域について又は気象状況により関係法令の規定を積極的に活用し、その行為の制限を図る。

3　初期消火体制の強化（農林水産課、予防課、防災課）

（1）林野管理者等による自衛消防体制の整備

ア　自衛消防隊その他防火組織による消火技術の習得

イ　器具の整備点検と充実強化

（ア）常備されている器具の整備点検を行い、いつでも使用できる状態にしておく。

（イ）林野火災は、特に初期消火が重要であり、そのためのオノ、ナタ等、必要資機材の整備充実を図る。

ウ　各種訓練の実施

（2）その他の事業所及び市民に対する指導

ア　自主防災組織の結成及び活動強化促進

イ　地域における消火訓練への参加促進

ウ　印刷物等の配布による防災行動力の向上

4　消防力の整備（防災課）

（1）林野火災対策用資機材の整備

林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図り、装備の近代化の充実強化に努める。

（2）消防団との連携強化

消防本部と合同の林野火災防ぎょ訓練をはじめ、各種訓練を行い相互の役割分担を実践により認識し、消防団との連携強化、確立を図る。

（3）林野火災消防活動マニュアルの作成

過去の林野火災の教訓を活かし、林野火災消防活動マニュアルを作成し、有効かつ、円滑な消防活動の基幹とする。

（4）協力体制の整備

林野火災の予防、消防活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動は隣接する市町消防機関の相互援助協力によることが多いので、市は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図る。

ア　消防応援協定

市は、予め消防相互応援協定を締結した県下消防本部に対し、臨機に応援を得られるようにしておく。

イ　輸送協定

市は、予め災害時に消防関係職員等及び関係資機材等輸送の協力に関する協定を締結した船舶会社等に対し、臨機に協力を得られるようにしておく。

（5）空中消火体制の整備等

林野火災において、ヘリコプターによる上空からの消火活動は、極めて有効であり、県及び自衛隊に、火災情報を提供しつつ、空中消火体制が早期に行えるよう努める。

また、その他空中からの情報収集、物資及び資機材等の搬送についても積極的に活用する。

ア　臨時ヘリポートの維持・管理等

市は、日常から臨時ヘリポートの状況を把握するとともに、関係者に対し、維持管理について依頼する。

イ　県における対応

県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターによる空中消火用資機材の整備、広域航空応援体制の整備等を積極的に推進する。

（6）防災訓練の実施

市及び県は、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

5　消防水利網の整備（防災課）

池、海、河川等の消防水利について、ヘリコプターが消火用に給水できるよう確保する。

6　消防組織体制（消防本部（総務課、防災課））

（1）消防隊の人員を多数確保し、その早期集結を図るよう努める。

（2）多発危険期の常備体制、警戒体制の確保を図る。

（3）林野火災の規模を考慮した消防隊の編成及びそれに対処しうる組織の確立、その適切な運営を図るよう配慮する。

※　資料編

Ⅳ－2「消防相互応援協定」

3「香川県防災ヘリコプター応援要請」

第１７節　農林水産関係災害予防計画

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

《実施担当》

農林水産課、綾歌・飯山市民総合センター

１　農作物対策

市及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予測される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病害虫の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

２　園芸等施設対策

市及び県は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

３　畜産業対策

市及び県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努める。

４　林業対策

市及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

５　水産業対策

市及び県は、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い漁船の安全性の確保を図る。

第１８節　ライフライン等災害予防計画

災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設毎に安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を推進する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるにあたっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行なう。

《実施担当》

下水道課、クリーン課、香川県広域水道企業団、四国電力送配電（株）、四国ガス(株)、西日本電信電話(株)香川支店、(株)NTT ドコモ四国支社

１　電気施設（四国電力送配電（株）丸亀事業所、坂出事業所）

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な設備についてバックアップ体制の整備等を図る。

また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

２　都市ガス施設（四国ガス（株）丸亀支店）

ガス事業者は、ガスによる災害を防止するため、設備の安全性の強化充実を図るとともに、消費者に対して事故防止についての広報活動を行う。

また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材等の確保を図る。

３　電気通信施設（西日本電信電話(株）香川支店、(株)NTT ドコモ四国支社）

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、市町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

４　水道施設（香川県広域水道企業団）

香川県広域水道企業団は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全強化、送水ルートのループ化、配水管網のブロック化、応急給水・応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

５　下水道施設（下水道課）

市及び県は、災害による施設の被害を最小限にとどめ、市民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備等を図る。

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備に努めるものとする。

市街地を中心に、下水道施設の整備を促進し、地域排水対策を図る。

第１９節　防災施設等整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

《実施担当》

都市計画課、建設課、ボートレース事業局、防災課、危機管理課、 綾歌・飯山市民総合センター

１　防災施設の整備

（１）市は、避難所等その所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常電源設備等の整備を行う。

（２）市は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検を行うとともに、計画的に整備する。

２　気象観測施設等（建設課、危機管理課）

市、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

３　水防施設等（危機管理課）

市及び県は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備する。

水防倉庫の管理責任者は、県の水防倉庫資材備蓄基準に準じ、所要の資材、機材を常時確保する。

水防倉庫の管理責任者は、毎年出水期までに資材、機材を点検し、使用又は損傷により不足を生じたときは、速やかに補充し災害に備える。

水防倉庫の管理責任者は、定期的に倉庫を巡視し、破損箇所の早期修繕に努め、資材、機材の管理に万全を期する。

４　消防施設等（防災課）

（１）市は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

（２）市は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助（防災）用資機材の整備に努める。

（３）市は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の高度化を図る。

５　通信施設等（ボートレース事業局、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター）

（１）市は、市防災行政無線及び香川県防災行政無線により、市内関係機関及び県、各市町、各消防本部等との災害時における情報伝達手段を確保している。

（２）市、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

ア　防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、市防災行政無線、香川県防災行政無線や香川県防災情報システム等を活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。

イ　情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び停電対策、施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機

能の維持向上を図る。

ウ　非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

エ　災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、消防庁、県、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。

オ　平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、予備電源を含む機器の操作の習熟等に向け、防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。

カ　災害時に有効な携帯電話、業務用移動通信、公共安全モバイルシステム、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。

キ　全国瞬時警報システム（J-ALERT）など、地域衛星通信ネットワークと市防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。

（3）市は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等を活用する。特に市民への情報伝達にあたっては、同報系無線、戸別受信機等を活用するとともに、災害時要配慮者施設等に設置された戸別受信機の活用に留意する。

（4）警察通信施設の使用等

災害時には、通信の確保のため、必要に応じて警察通信機能の使用を要請する。

6　その他施設等（都市計画課、建設課、危機管理課）

道路管理者、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

※　資料編

Ⅵ－４－（1）「雨量、水位、潮位、震度観測所」
Ⅵ－５－（1）「消防本部現勢」
（2）「消防団現勢」
（4）「消防水利の現況」
（5）「消防通信施設の現況」
（6）「市の管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧」
（7）「水防倉庫以外の備蓄資材」
Ⅵ－６－（1）「香川県防災情報システム」
（2）「香川県防災行政無線施設」
（3）「市防災無線通信」
Ⅵ－12　「災害対策用ヘリポート」

第２０節　防災業務体制整備計画

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集等の防災体制の整備、防災関係機関及び民間事業者との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保・充実等防災業務体制を整備する。

《実施担当》

職員課、政策課、危機管理課

１　防災業務体制の強化

（１）市は、防災体制を整備するとともに、消防団の拡充その他の地域防災力の強化を図る。

（２）市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を確立する。。

（３）市は、職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図る。

（４）職員の体制（職員課、危機管理課）

市及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、参集基準、連絡・参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制を整備する。

市は、予め各部総務担当課の副課長等を災害対策本部等の要員として指名する等により、災害発生直後の初動対応を的確、迅速に行う体制を整備する。

また、初動対応を確実、かつ効率的なものにするための丸亀市職員初動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資機材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。

更に、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

ア　配備基準（第３章第１節活動体制計画参照）

イ　連絡手段（　　〃　　）

（ア）勤務時間内

（イ）勤務時間外

ウ　参集手段の確保（第３章第１節活動体制計画参照）

（５）平素からの準備

ア　各部・課は、応急救助の円滑、かつ迅速な実施を期すため、予め、資材その他災害物資の調達についての計画を作成し、災害発生の場合は、直ちに現場に急送できるよう、関係課との連絡を密にしておく。

イ　物資その他の輸送については、原則として、市有各車両を使用するものとするが、不足の場合は民間の車両を借り上げることができるよう、予め、庶務課において措置しておく。

ウ　各部は、招集のための連絡を円滑に行うため、予め非常連絡体制を定めておく。

２　防災関係機関相互の連携体制（防災課、危機管理課）

（１）災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておく。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。

また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。

（２）警察は、災害警備部隊の実践的な訓練を通じて、迅速かつ的確な救出・救助体制の整備を図る。

（３）市及び県は、市長と知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、市は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県との要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共

施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として、活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（4）市は、消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、近隣市町、県内外市町及び関係機関等と締結した応援協定等に基づいて、相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、予め関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備する。

（5）市は、自衛隊への派遣要請を迅速に行うため、予め知事に対する要求の手順、連絡調整窓口、連絡の方法等を取り決めておく。

また、いかなる状況において、どのような分野（水防、救助、応急医療等）について派遣要請を行うのか、また、その時の手順などについて、自衛隊と必要な意見交換等を行う。

（6）県は、市が大規模な被災により災害対応能力を喪失等した場合においても迅速かつ適切な支援ができるよう、情報収集のため県職員を災害時連絡員として市へ派遣する体制を整備する。

3　民間事業者との連携

市は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業所との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

4　業務体制の構築

市は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

5　防災中枢機能等の確保、充実（政策課、危機管理課）

市は、耐震機能を有し、また非常用発電機の浸水対策等が強化され、かつ太陽光発電を備えた市庁舎の４階に防災中枢機能(災害対策本部室、市長室、副市長室、秘書政策課、危機管理課)を集中配置し、これを中心に効率的、かつ効果的な災害対応を実施できるよう体制等の整備、点検に努める。

各部は、それぞれの活動の拠点機能を果たす施設、設備の充実に努める。

6　複合災害への対応

（1）市、県、及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

（2）市、県、及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応にあたる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援を要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。

（3）市、県、及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努めるものとする。

※　資料編

Ⅳ－２「消防相互応援協定」

Ⅳ－３「香川県防災ヘリコプター応援要請」

Ⅳ－５「災害時の相互応援に関する協定等」

第２１節　保健医療福祉救護体制整備計画

災害時において、迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、丸亀市医療救護本部の設置、応急救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定及び医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

《実施担当》

健康課、保険課、防災課、福祉課、高齢者支援課、一般社団法人丸亀市医師会、 一般社団法人綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、一般社団法人丸亀市薬剤師会、 綾歌郡薬剤師会

１　保健医療福祉救護体制の整備

市は、予め、県と連携して、災害が発生した場合に、災害による傷病者の治療、感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備する。

市は、予め、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院（以下「救護病院」という。）等を指定するなど災害が発生した場合における保健医療救護体制を確立させる。

また、大規模災害時に、丸亀市医療救護本部を設置するとともに、福祉課及び高齢者支援課も連携して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行なう体制を整備する。

丸亀市医療救護本部の組織員は、市災害対策本部からの要請により参集するものとする。

丸亀市医療救護本部の設置場所は、市庁舎４階とする。

２　初期医療体制の整備

（１）市は、応急救護所の設置、医療救護班の編成、出動等に関する体制を整備するとともに、応急救護や医療救護班の活動に対する自主防災組織等による支援などの自主救護体制を確立させる。

（２）市は、島しょ部での医療体制強化のため、広島診療所、本島診療所の施設、設備の充実に努めるとともに、島しょ部への医療救護班の派遣が迅速に行えるよう、予め災害時における輸送の協力に関する協定を締結した船舶事業者に対し、臨機に協力を得られるようにしておく。

（３）県及び関係機関は、市の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や災害支援ナース、広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備する。

（４）応急救護所

応急救護所は、初期救急医療等を行うため、市が指定して設置する。

ア　設置及び組織

市は、診療所又は避難所として指定した学校等の施設のうちから適切な施設を選定し、当該施設の管理者と予め協議して、当該施設を応急救護所として指定する。

医療救護班に対する指揮命令は、一般社団法人丸亀市医師会、あるいは一般社団法人綾歌地区医師会が行い、医療救護活動にかかる連絡調整は、丸亀市医療救護本部（状況により市災害対策本部）が一般社団法人丸亀市医師会、一般社団法人綾歌地区医師会及び関係機関等との緊密な連携のもと実施する。

応急救護所の医療救護班は、医師、看護師、補助者等をもって編成する。

市は、医師、看護師及び補助者の配置について、一般社団法人丸亀市医師会及び一般社団法人綾歌地区医師会等と予め協議して定める。

イ　医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。

（ア）トリアージ

（イ）重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置

（ウ）救護病院等への患者搬送の支援

（エ）助産活動

（オ）死亡の確認及び遺体の検案
（カ）医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告
（キ）その他必要な事項

ウ　運営

市は災害が発生した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行う。

応急救護所における医療救護活動は、24 時間体制とし、可能な限り予備の医療チーム（医療救護班）を編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には、市災害対策本部に必要な措置を要請する。

応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置と併せて行う。

3　後方医療体制等の整備

（1）市及び県は、応急救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

（2）県は、災害時において県下の緊急医療体制の中心となる災害拠点病院を指定し、これらの病院の施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。

（3）救護病院

救護病院は、中等症患者の処置と収容を行うほか重症患者に対する応急処置を併せて行う。

ア　設置及び組織

（ア）救護病院の設置にあたっては、原則として、すべての救急告示病院・診療所を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についてもできる限り協力が得られるよう努める。
（イ）組織は既存病院の組織をもって充てる。
（ウ）市は、救護病院の医療スタッフについて、当該管理者と予め協議して掌握する。

イ　担当業務

（ア）トリアージ
（イ）重症患者の応急処置
（ウ）中等症患者の受入れ及び処置、軽症者の処置
（エ）広域救護病院等への患者搬送
（オ）助産活動
（カ）遺体の検案
（キ）医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告

ウ　運営

（ア）救護病院の管理者は、予め医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。
（イ）救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を市災害対策本部に報告し、被災により、その機能に支障が生じたと認める場合には、必要な措置を要請する。
（ウ）救護病院は 24 時間診療体制とする。

エ　施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。なお、医薬材料、給食、給水等については、市が当該病院の管理者と協議し、予め備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

4　患者等搬送体制の確立

（1）患者搬送

後方医療機関への搬送は、ヘリコプターの活用を含めた適切な搬送体制を確立する。また、島しょ部からの搬送については、予め災害時における輸送の協力に関する協定を

締結した船舶事業者に対し、臨機に協力を得られるようにしておく。

（2）医療救護班の搬送

医療救護班の搬送は、原則として、市が調達する車両等で行う。

（3）医薬品等物資の搬送

医薬品等の受入れ及び応急救護所等への配送供給体制を確立する。

5　医薬品等の確保

（1）市は、救護活動に必要な医薬品に不足が生じた場合は、一般社団法人丸亀市薬剤師会及び綾歌郡薬剤師会に要請する。

（2）一般社団法人丸亀市薬剤師会及び綾歌郡薬剤師会は、市の要請に直ちに対応できるように、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要な体制を整備しておく。

6　ライフラインの確保

保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

7　広域的医療体制の整備

県は、被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、救護班の受入れ、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。

市は、国、県、医療機関と連携して、災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するため、広域災害・救急医療情報システムの円滑な運用に努める。

【中讃広域救護病院】

施設名	病床数	所在地	電話番号
(独)国立病院機構 四国こどもとおとなの 医療センター　○　★	689	善通寺市仙遊町 2-1-1	0877-62-1000
香川労災病院　○　★	404	丸亀市城東町 3-3-1	0877-23-3111
県立丸亀病院	215	丸亀市土器町東 9-291	0877-22-2131
坂出市立病院	194	坂出市寿町 3-1-2	0877-46-5131
滝宮総合病院	191	綾川町滝宮 486	087-876-1145
坂出聖マルチン病院	196	坂出市谷町 1-4-13	0877-46-5195
回生病院　○　★	397	坂出市室町 3-5-28	0877-46-1011

(注)　1　○は、DMAT指定病院

2　★は、災害拠点病院

※　資料編

Ⅳ－6「災害時における医療救護活動に関する協定」

Ⅵ－7－(1)「大災害時の医療救護体制」

(2)「災害時用備蓄医薬品等の確保系統図」

(3)「救護病院一覧表」

第２２節　緊急輸送体制整備計画

人命の救助や生活物資、資機材の輸送等の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

《実施担当》

庶務課、建設課

１　緊急輸送路の指定等

（１）県

県は、関係機関と協議し、災害時の緊急輸送活動のために、事前に緊急輸送路（道路、港湾、空港等）を指定し、その周知に努める。

また、これらの施設について、災害に対する安全性確保のため必要な整備を行うとともに、応急復旧用資機材等を確保し、施設を適切に管理する。

ア　道路

（ア）第１次輸送確保路線（広域的な輸送に必要な主要幹線道路）

（イ）第２次輸送確保路線（市町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路）

（ウ）第３次輸送確保路線（第１次・第２次輸送確保路線を補完する道路）

イ　港湾

（ア）防災機能強化港（救助、輸送活動等を行う港湾）

高松港、坂出港、三本松港、津田港、坂手港、土庄港、宮浦港、丸亀港、詫間港、観音寺港において、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行う。

（イ）連絡道路（防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ道路）

ウ　空港

救助、輸送活動等を行うため拠点となる空港

（２）市（建設課）

市は、県、県警察及び道路管理者等と協議して、県の緊急交通路と災害時用臨時ヘリポート、医療機関及び避難所等を連絡する緊急輸送路を指定し、県が指定した緊急輸送路とともに周知に努める。

道路管理者等は、指定された緊急輸送路を整備するとともに、平常時からその安全性を十分に監視及び点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

２　物資輸送体制の整備

（１）県は、県があらかじめ指定している一次（広域）物資拠点から、市町があらかじめ指定している二次（地域）物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。

（２）市は、二次（地域）物資拠点から各避難所までの物資の輸送体制を整備する。

３　道路交通管理体制の整備（建設課）

（１）道路管理者等及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備えた応急復旧体制の確立を図る。

（２）道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占有の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

（３）警察本部は、交通規制が実施された場合の車両の運転手の義務等について周知を図るとともに、災害時の交通規制を円滑に行うため、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等を締結しておく。

4　民間事業者との連携

（1）市及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等との協定を締結するなど体制の整備を図る。

（2）市及び県は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

※　資料編

Ⅳ－１　「災害時における海上輸送に関する協定書」

Ⅵ－９　「交通・輸送関係」

Ⅵ－10　「災害救助車両」

第２３節　避難体制整備計画

津波や水害等の際、住民が避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことを踏まえ、安全面の観点から、それぞれの異常現象の種類ごとに、危険から緊急に逃れるため、指定基準に合致した、緊急避難場所を指定し、これを市民に周知する。併せて、既存の避難所についても一定の指定基準に適合する避難所を指定避難所として指定する。市民の避難行動において、既に河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があることから、避難情報の発令基準等を見直し、従来の「避難のための立退き」に加え、新たに、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された「屋内での待避等の安全確保措置」を位置づけるとともに、これらを市民に周知徹底するとともに、必要に応じ、防災訓練等を実施し、避難体制の整備を図る。

《実施担当》

税務課、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、地域づくり課、人権課、都市計画課、建設課、農林水産課、防災課、危機管理課、教育部(総務課、学校教育課、幼保運営課)、健康課、綾歌・飯山市民総合センター

１　指定緊急避難場所の指定、整備（危機管理課）

（１）緊急避難場所の必要性

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、地域的な特性や過去の教訓、想定される被害等を踏まえ、基準に適合する施設または場所を、洪水(河川氾濫、内水氾濫)、土砂災害(崖崩れ、土石流、地滑り)、高潮、地震、津波、大規模な火災の異常な現象ごとに、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の市町に設けることも検討する。

市は、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域コミュニティを活かした避難活動を促進する。

（２）指定緊急避難場所の指定基準

ア　地震以外の異常現象

（ア）管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開放される管理体制を有していること。

（イ）立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

（ウ）構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

イ　地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

上記管理条件に加えて、

（ア）当該施設が地震に対して安全な構造であること。

（イ）場所やその周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと

（３）市が管理する施設又は場所以外を指定緊急避難場所として指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得なければならない。

（４）指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、市民に周知する。

（５）指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により指定緊急避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは市長に届け出なければならない。

（6）市長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県知事に通知するとともに、市民に周知する。
（7）異常な現象ごとの緊急避難場所の指定基準に適合しているかどうかは、技術的な判断を伴うため、関係課で協力し、努めて早期に指定するものとする。

2　指定避難所の指定、整備(危機管理課、地域づくり課、都市計画課、建設課、教育部総務課、健康課)

（1）指定避難所の必要性

想定される災害の状況、人口等の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のため必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した市民（以下「被災市民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、予め、基準に適合するコミュニティセンター、学校等の公共的施設その他の施設を指定避難所として指定する。

学校を指定避難所と指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

市は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営における役割分担等を定めるよう努めるものとする。

また、市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定避難所を近隣の市町に設けることも検討する。

（2）指定避難所の指定基準

ア　規模条件：被災者等を滞在させるため必要かつ適切な規模を有するものであること。被災者の生活の場になることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者の数に対し、十分な面積を有すること。民家等は望ましくない。

イ　構造条件：速やかに被災者を受け入れ、又は生活関連物資を被災者に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。事務所等のスペースは、被災者等の受入れに当たって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受入れの観点から望ましくない。

ウ　立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

エ　交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講ずる際の拠点となりうること。

オ　要配慮者を滞在させることが想定される施設は、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

（3）市が管理する施設以外を指定避難所として指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得なければならない。
（4）指定避難所を指定したときは、その旨を県知事に通知するとともに、市民に周知する。
（5）指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、又は改築その他の事由により指定避難所の現状に重要な変更を加えようとするときは市長に届け出なければならない。
（6）市長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消し、県知事に通知するとともに、市民に周知する。
（7）指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。その場合においては、特定の災害では当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃か

ら住民等へ周知することに努めるものとする。

（8）指定避難所が指定基準に適合しているかどうかは、技術的な判断を伴うため、関係課で協力し、努めて早期に指定するものとする。

（9）指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、難所には、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難生活に必要な貯水槽、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、防災行政無線（戸別受信機を含む）等を整備するとともに、ラジオ等災害情報の入手に必要な機器等のほか、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、ガス設備、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等についても計画的な整備・備蓄に努める。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

(10) 避難所の運営について、予め、避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成する。

(11) 予め、関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保する。

(12) 市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理課と健康課が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。

(13) 市は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(14) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

(15) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

3　指定緊急避難場所等の明示

市は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であるかを明示するよう努めるものとする。

市は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

4　避難情報の発令基準等の策定（子育て支援課、生活環境課、都市計画課、建設課、防災課、危機管理課、教育部（総務課、学校教育課、幼保運営課））

市民の避難行動において、既に河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動すること

によりかえって危険が生ずる場合があることから、「立退き避難」に加え、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された「屋内での安全確保措置」を避難行動として位置づける。

（1）水害、土砂災害、高潮災害、津波災害に関する避難情報の発令基準と避難行動の基準

ア　「避難情報の発令基準と避難行動の基準」

資料編Ⅱ-3「避難情報に関する責務及び避難行動(安全確保行動)」、Ⅱ-4「避難情報の発令基準」による。

イ　水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

ウ　【警戒レベル4】避難指示のほか、高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階での避難行動の開始を求めるとともに、高齢者以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける【警戒レベル3】高齢者等避難、またすでに災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動を促す【警戒レベル5】緊急安全確保の発令基準の設定を図るものとする。

（2）火災、あるいはその延焼拡大に伴う避難情報

防災課がそれぞれのケースに応じて、その都度検討し、消防長等が決定し、発令する。

（3）市民への周知徹底

危機管理課、その他関係課は、【警戒レベル3】高齢者等避難、あるいは【警戒レベル4】避難指示などの避難情報が円滑、迅速に対象地域の市民に伝達され、対象地域の市民が安全、かつ円滑に避難のための立退きすなわち、指定緊急避難場所へ移動するとともに、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内での待避等の行動がとれるよう、避難情報の発令基準・伝達要領、災害の形態別避難要領、緊急避難場所・避難路等を出前講座等の場を活用し、市民への周知徹底に努める。

5　避難要領（危機管理課）

市は、台風・大雨時のマイ・タイムラインの作成(丸亀市防災マップでの自宅等の危険度の確認、避難情報に応じた避難時期の確認を含む)を市民に周知・啓発する。

市民は、平素から台風・大雨時のマイ・タイムラインを作成するとともに、発生した災害の態様に応じた指定緊急避難場所（指定緊急避難場所に指定された指定避難所含む)、緊急避難場所への経路及び方法、家族との連絡方法等を予め家族等で確認しておくよう努める。

（1）浸水・土砂災害のおそれがある場合(及び発生した場合)の避難

ア　避難情報に応じた避難要領

（ア）資料編Ⅱ-3-(6)の「避難情報により居住者等がとるべき行動」参照

（イ）自宅が安全な場合は、在宅避難(自宅の2階等)及び安全な場所にある親戚・知人宅への避難を検討する。

イ　避難路の選定

指定緊急避難場所までの経路は、移動間の安全性の確保を第一に、避難者の年齢、健康状態、浸水の状況等を考慮して選定する。

ウ　避難の実施

避難の開始が夜間であったり、避難路が既に冠水していたりして、避難に危険が想定される場合は、努めて自宅、あるいは近隣施設の２階以上に避難する。

（2）火災の延焼拡大、あるいはがけ崩れ等の危険に対する避難

避難は、避難情報に基づき、緊急避難場所、あるいは広域避難地などに避難する。

6　避難路の選定等（都市計画課、建設課、危機管理課）

（1）避難路の指定･整備

避難路は、避難情報が発令された場合、対象地域の市民が指定緊急避難場所（指定緊急避難場所に指定された指定避難所含む)、あるいは広域避難地に避難するために使用する道路、緑地及び緑道であり、安全、かつ円滑な避難のため、十分な幅員を有すること、沿道の建築物に延焼の恐れがないこと、車両の通行量や緊急車両の活動、浸水、がけ崩れ等の危険性を考慮して、複数ルートを選定するとともに、火災危険性の高い市街地では沿道不燃化等の適切な対策に努める。

（2）避難路の規模・構造

指定緊急避難場所、指定避難所、広域避難地又はこれに準ずる安全な場所へ避難をするための道路、緑道であって、次のいずれかに該当するもの

ア　県道等を主要な避難路とする。

イ　幅員が 15m以上の道路又は幅員が 10m以上の緑道
ウ　沿道市街地の土地利用の状況その他の事情を勘案して、災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く）

7　避難に関する広報(建設課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター、関係施設の所管課)

（1）市は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路、避難方法、【警戒レベル 5】緊急安全確保、【警戒レベル 4】避難指示及び【警戒レベル 3】高齢者等避難の意味合い、指定緊急避難場所は災害の種類別に応じて指定がなされていること、及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報紙や防災マップ等の配布、防災訓練等の実施等を通じて、市民に周知徹底を図るものとする。

（2）市は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。

なお、避難情報については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及びメール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。

（3）浸水想定区域内に所在する地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定多数の者が利用する施設）又は主として高齢者等が利用する施設については、当該施設の利用者等が災害時に安全、かつ円滑に避難できるように必要な処置を実施する。

ア　当該施設が浸水想定区域内にあることを広報紙や防災マップ等に表示し、施設利用者等に配布する。
イ　施設内に最寄り指定避難所等を表示したり、誘導用の標識板等を設置したりする。
ウ　防災訓練等の実施等を通じて、市民に周知徹底を図る。

（4）市は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、また、家庭動物と同行避難した被災者についても適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

8　避難計画の策定

（1）市は、自主防災組織と連携して、災害の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成する。

（2）避難計画には、市が行う避難情報の発令等の基準、指定緊急避難場所、指定避難所その他避難のために必要な事項を定める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

（3）新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進する。また、これらのことが円滑に行えるよう新型インフルエンザ等感染症等発生前から関係機関との調整に努めるものとする。

（4）市は、自主防災組織や関係機関と連携し、避難計画を市民に周知する。

9　避難所運営マニュアルの実効性の向上

風水害時等の指定避難所の運営に関しては、大規模地震を主対象としている丸亀市避難所運営マニュアルを準用する。

市は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア等の避難所運営について専門性を有した部外支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するため、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、役割分担を明確にし、避難者に過度の負担がかからないように配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるように、丸亀市避難所運営マニュアルを必要により見直す。

自主防災組織等は、丸亀市避難所運営マニュアルを参考に、各指定避難所の運営マニュアルの作成促進に努め、その実効性を向上する。

この際、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、性的少数者に配慮する。

また、マニュアルの見直し、各指定避難所の運営マニュアルの作成及び訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、市民等への知識等の普及に当たっては、市民等が主体的に指定避難所を運営することが望ましいこと

について啓発に努めるものとする。

10　丸亀市職員初動マニュアルに基づく体制整備

指定避難所への職員派遣の要領及び派遣職員の担当課について、「丸亀市職員初動マニュアル」に基づき、平素から体制を整備する。

11　防災上重要な施設の避難計画（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、教育部(学校教育課、幼保運営課)）

（１）関係施設を所管する課は、それぞれが所管する施設における避難について、施設の管理者等を通じ、必要な処置をとる。

（２）学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設の管理者は、それぞれの施設、施設周辺地域の特性等を考慮し、予め避難計画を作成し、関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施して、避難について万全を期す。

12　避難行動要支援者の避難行動支援

福祉課と高齢者支援課は、避難行動要支援者の個別避難計画に基づき、災害時、避難行動要支援者を安全、確実に避難させるための体制を整備する。

避難行動要支援者名簿は、福祉課、高齢者支援課の調整のもと、福祉関係者等の協力も得つつ整備する。

なお、指定避難所における介護・ケアなどの支援活動を充実させるため、広域的な支援体制づくりも含めた人員確保や、障害者等の要配慮者の避難所設置についても検討する。

（１）避難行動要支援者の定義

避難行動要支援者の個別避難計画でいう避難行動要支援者とは、丸亀市に住所を有する在宅者で、高齢者、障害者等、災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人

（２）名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

ア　市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、市が保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を内部で利用することができる。

イ　市は、避難行動要支援者名簿の作成に必要があると認めるときは、県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（３）避難行動要支援者名簿の作成

市は、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難の支援、安否確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という）を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という）を作成する。

ア　対象者は、丸亀市に住所を有する者で、次の各号に定める者のうち、自ら避難することが困難な者で避難の確保を図るため特に支援を要する者とする。但し、入院患者や社会福祉施設等に入所している者は除くものとする。

（ア）高齢者等

・介護保険の要介護認定で要介護３以上の認定を受けた者
・住民基本台帳に本人のみが世帯員として記録されている 75 歳以上のひとり暮らしの要介護１以上の高齢者又は 75 歳以上の高齢者のみの世帯で全員が要介護１以上の者

（イ）障害者

・身体障害者：身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が１級または２級を所持する身体障害者（心臓、腎機能障害のみで該当するものを除く）
・知的障害者：療育手帳の交付を受けており、障害の程度がⒶまたはA判定の者
・精神障害者：精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が１級の者

（ウ）前各号に準じる状態にあり、市の生活支援を受けている難病患者等で、災害時の支援が特に必要と認められる者

イ　名簿については、福祉課、高齢者支援課の調整のもと、福祉関係者等の協力を得て整備する。

（４）避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

避難支援に必要となる情報をおおむね年１回更新し、関係者間で共有する。

（５）避難支援関係者への名簿情報の提供

ア　避難行動要支援者名簿に登録されている者で、災害の発生に備え、避難支援の実施

に必要な限度で、平常時に、民生委員・児童委員、丸亀市社会福祉協議会、コミュニティ、自主防災組織、自治会、消防機関、香川県警察、その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という）に対し、名簿情報を提供することに同意を得られている者は、避難支援等関係者等に名簿情報を提供する。

イ　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

市は各コミュニティセンターに対して、各地区に対応する不同意者を含む名簿情報を封筒に入れ、封をした状態で保管依頼する。各コミュニティセンターは発災又は発災のおそれが生じた場合に開封し、避難支援関係者に名簿情報を提供する。

ウ　名簿情報を提供するときは、名簿情報を受ける者に対して名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を求めること。当該要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するとともに、施錠可能な場所に保管し、必要以上に複製しないこと。

エ　名簿情報の提供を受けた者は、若しくはその避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（6）災害時における避難行動要支援者名簿の活用

ア　避難のための情報伝達

防災無線や広報車、緊急速報メール等など複数の手段を組み合わせるとともに、障害の区分等に配慮し、多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ　避難行動要支援者の避難支援

（ア）平常時から名簿情報を提供することを同意した者については、名簿情報に基づいて避難支援を行う。

（イ）避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者の安全確保の措置、名簿情報の提供を受けた者に係る守秘義務等に留意すること。

（ウ）　平常時から名簿情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めること。

ウ　避難行動要支援者の安否確認の実施

（ア）避難支援等関係者は、避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者の安否を確認する。

（イ）安否確認を福祉事業者等に委託するときは、災害発生前に協定を締結しておく。

エ　避難場所以降の避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報について避難場所等の責任者に引き継ぐとともに、避難場所から避難所への運送を行うことに努める。

（7）避難支援等関係者等の安全確保措置

避難支援等関係者は、本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるので、市は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮するものとする。このため、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体で話し合って、ルールを決め、計画を作り、周知することが大切である。

13　福祉避難所の選定･指定（福祉課、高齢者支援課、健康課、綾歌・飯山市民総合センター）

市は、関係課及び関係機関と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、高齢者、障害者等の要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した施設を選定し、福祉避難所に指定する。

福祉避難所は、バリアフリー化されていることが望ましい。

福祉課と高齢者支援課は、子育て支援課、健康課、市民総合センターと連携して、次の業務を実施する。

（1）福祉避難所の選定･指定

福祉避難所は、既存の社会福祉施設等の中から選定し、指定する。

（2）人材の確保

社会福祉施設管理者は、高齢者、障害者等の要配慮者の相談や介助等の支援対策が円滑に実施できる人材の確保に努める。

14　帰宅困難者への対応

市及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難になり、又は移動

の途中で目的地に到達することが困難になった者（以下「帰宅困難者」という）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

15　児童生徒への対応

市及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう、促すものとする。市は、小学校就学前の子どもたちの安全な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

16　孤立地域への対応

市は、孤立のおそれがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

17　新型コロナウイルス及び類似の感染症への対応

（1）新型コロナウイルス及び類似の感染症対策に留意した指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル 新型コロナウイルス感染症対策補足編(令和2年7月)」に定めるとともに、その実施に必要な準備を行う。

この際、特に以下の準備を重視する。

ア 受付でのチェックシートによる健康状態の確認及び体温測定
イ 避難者間の十分なスペースの確保 ： 世帯間で概ね2m(最低でも1m)以上
ウ 十分な間隔を確保できない場合は、パーテーションの設置に努める。
エ マスクの着用、手洗い、せきエチケットの徹底を周知
オ 定期的な換気 ： 1時間に2回程度
カ ドアノブ、トイレの便座、水洗レバー等の定期的な消毒
キ 保健師等と連携した定期的な健康チェック
ク 発熱等の症状のある人が出た場合の専用スペースの確保及び保健師・市と連携した対応

（2）市民への避難要領等の周知

ア 市民に対し、自宅が安全な場合は在宅避難(2階以上への避難を含む)及び安全な地域にある親戚・友人宅への避難についても検討するように周知する。
イ 市民に対し、避難に際して、通常の非常携行品の他に、マスク、手指消毒液、体温計の携行を周知する。

（3）備蓄

マスク、消毒液、体温計、パーテーション等の感染防止に必要な物資の備蓄に努める。

（4）避難所開設・運営訓練

市は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

（5）自宅療養者等への対応

市は、中讃保健福祉事務所と連携し、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時からハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。

また、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

※　資料編

Ⅱ－3「避難情報に関する責務及び避難行動(安全確保行動)」
Ⅱ－4「避難情報の発令基準」
Ⅳ－7「災害時における避難所の使用・利用に伴う申し合わせ・協定」
Ⅵ－2－(10)「洪水浸水想定区域内の地下街等施設一覧」
(11)「洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」
(12)「土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」
Ⅵ－11「避難施設等一覧表」

第２４節　食料、飲料水及び生活物資確保計画

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。その際、物資供給事業者等と、積極的に協力のための協定を締結するとともに、平素から連携を保持することに努める。

《実施担当》

福祉課、市民課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター、スポーツ推進課 香川県広域水道企業団

１　物資の備蓄及び集積拠点の指定（危機管理課）

（１）市及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておく。

（２）市は、地域ごとに、公共施設、広場等を輸送拠点及び集積地として指定しておく。

２　食料の確保（市民課、綾歌・飯山市民総合センター）

（１）県は、米穀について、災害時の応急売却等に関し、協定を結んでいる米穀卸売業者と農林水産省に調達の要請を行う。

　市においても、一般主食の確保方策について、米穀販売業者等と予め供給協定を締結しておく。

（２）市及び県は、その他の食料について、乳アレルギー等アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向け物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と予め協定を締結するなどして、調達の確保を図る。

　なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

（３）市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、予め備蓄倉庫を確保して、食糧等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

３　飲料水の確保（危機管理課、香川県広域水道企業団）

（１）香川県広域水道企業団は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水に必要な要員の確保や給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材の整備を図る。

（２）市及び県は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と予め協定を締結するなどして、調達の確保を図る。

　なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

（３）市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、予め備蓄倉庫を確保して、飲料水の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

４　生活物資等の確保（福祉課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター）

市及び県は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、予め備蓄倉庫等を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等支援システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

また、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

5　新型コロナウイルス及び類似の感染症対策用品の確保(危機管理課、健康課)

市は、新型コロナウイルス及び類似の感染症対策に留意した指定避難所の運営のために必要な物資の備蓄に努める。

6　市民による備蓄

（1）市民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（１人１日３リットルを基準とする。）等の家庭内備蓄を最低でも３日分、できれば１週間程度備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

（2）市民は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努める。

7　物資の集結拠点の指定（スポーツ推進課）

（1）県は、他県からの緊急物資等（医薬品を含む）の受入、一時保管、仕分け及び二次（地域）物資拠点への物資輸送等を行うため、一次（広域）物資拠点等をあらかじめ指定しておく。なお、一次（広域）物資拠点が利用できない場合等に備え、一次（広域）物資拠点支援施設をあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録しておくものとする。

（2）市は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各避難所への物資輸送等を行うため、丸亀市民球場を、二次（地域）物資拠点としてあらかじめ指定し、その情報を物資調達・輸送調整等支援システムに登録した。スポーツ推進課は、二次（地域）物資拠点の開設・運営を担任する。

【一次（広域）物資拠点】

番号	事業者（設置者）名	施設名	施設の種別	所在地
1	香川県	サンメッセ香川	総合コンベンション施設	高松市林町 2217-1

【一次（広域）物資拠点支援施設】

番号	事業者（設置者）名	施設名	施設の種別	所在地
1	日本通運㈱	高松ターミナル	トラック	高松市朝日町 6-8-3
2	日本通運㈱	郷東町第３号倉庫	倉庫	高松市郷東町 792-79
3	四国西濃運輸㈱	三豊支店	トラック	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運㈱	大野原営業所	トラック	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸㈱	四国支社	トラック	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運送㈱	中讃営業所	倉庫	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	㈱フードレック	本社物流センター	倉庫	観音寺市柞田町丙 2066-1
8	高松臨港倉庫㈱	宇多津センター	倉庫	綾歌郡宇多津町浜 3-32
9	関西陸運㈱	高松物流センター	倉庫	さぬき市昭和 121-20
10	㈱ 朝日通商	仕上加工工場倉庫	その他	高松市国分寺町新名 1785-2
11	㈱ 朝日通商	本社新倉庫	倉庫	高松市国分寺町新名 1580
12	綾川町	道の駅「滝宮」	道の駅	綾歌郡綾川町滝宮字川西 1578
13	三豊市	道の駅「たからだの里さいた」	道の駅	三豊市財田町財田上 180-6

【二次（地域）物資拠点】

番号	事業者（設置者）名	施設名	施設の種別	所在地
1	丸亀市	丸亀市民球場	野球場	丸亀市金倉町 975

※　資料編

Ⅳ - 14「災害時における救援物資等の提供に関する協定」

第２５節　文教災害予防計画

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童、生徒、教職員等の生命、身体の安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

《実施担当》

教育部（総務課、学校教育課、文化財保存活用課）、まなび文化課、図書館

１　学校等における防災対策（学校教育課）

校長等は、災害に備えて、市又は県の指導により、次の措置を講じる。

（１）防災体制の整備

ア　災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員等の任務分担の明確化や、連携体制の整備を推進する。また、避難所に指定されている学校については、市の防災担当部局と連携し、避難所開設時の協力体制の確立に努める。

イ　学校等の立地条件等を考慮し、災害時の応急対策計画を作成するとともに、指導の方法や内容等について、明確な計画を立てておく。

ウ　災害時の事前措置・事後措置及び保護者との連絡方法等を検討し、その周知を図る。

エ　教育委員会（私立学校等にあっては、県総務部）、警察署、消防署及び保護者への連絡網を作成するとともに、協力体制を確立する。

オ　勤務時間内外における所属職員への連絡先や非常招集の方法を定め、職員にその周知を図る。

（２）防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

（３）防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

（４）登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法について、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

（５）学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動が取れるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに訓練を行う。

２　文教施設・設備の点検、整備（教育部（総務課、学校教育課、文化財保存活用課）、まなび文化課、図書館）

市は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

３　文化財の保護（文化財保存活用課）

市及び県は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第２６節　ボランティア活動環境整備計画

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

《実施担当》

広聴広報課、福祉課、生涯学習課、市社会福祉協議会

１　協力体制の確立（福祉課、生涯学習課、市社会福祉協議会）

（１）　市及び県は、香川県社会福祉協議会、市社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。

（２）　県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害中間支援的機能の強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。

（３）　市町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

２　ボランティア活動の啓発等（広聴広報課、福祉課、市社会福祉協議会）

市及び県は、関係団体と連携し、ボランティア活動への市民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。

また、市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等の関係団体との連携により、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

３　防災ボランティアの研修等（福祉課）

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、市と連携して必要な研修、訓練を行う。

第２７節　要配慮者対策計画

高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者等に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、早めの段階で避難行動を開始することを求める【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達はもとより、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

また、防災知識の普及、訓練の実施に際しても、要配慮者を支援する体制の整備とともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的少数者に十分配慮するように努める。

《実施担当》

秘書課、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、地域づくり課、市民課、 幼保運営課、防災課、危機管理課

１　社会福祉施設等入所者等への対策（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、幼保運営課）

（１）関係施設を所管する課は、それぞれが所管する施設において、要配慮者等の安全が確保されるように、施設管理者等を通じ、防災知識の普及、避難訓練の実施について必要な支援を行う。

（２）社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。

ア　災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、予め自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導体制等の整備に努める。

また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。

イ　利用者及び従事者等に対して、避難路及び緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。

ウ　定期的に施設、設備等を点検し、必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。

また、防災資機材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を確保しておく。

エ　施設の倒壊等による利用者の他施設への移送、収容など施設相互間の応援協力体制の整備に努める。

オ　浸水想定区域内並びに土砂災害警戒区域内にある主として高齢者等の災害時要配慮者が利用する施設については、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難が図られるよう、施設の管理者へ、その施設が土砂災害警戒区域にあることを示す防災マップを配布し、土砂災害警戒情報及び避難情報の発令などの内容を定めるとともに、発令時には伝達する。

２　在宅の避難行動要支援者の対策（福祉課、高齢者支援課、生活環境課、防災課、危機管理課）

（１）避難行動要支援者名簿

ア　市は、市地域防災計画において、避難行動要支援者の適切な避難誘導等を行うための措置を定める。また、避難支援に係る考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。

イ　市は、市地域防災計画に基づき、防災部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

ウ　市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

エ　市は、市地域防災計画に定めるところにより消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な支援主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じるものとする。

（2）個別避難計画

ア　市は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先や避難支援者等について定めた個別避難計画を作成する。県は、必要に応じて、市に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成するものとし、その範囲、目標作成期間を別途定める。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

イ　市は、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りでない。

また、個別避難計画の実行性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

ウ　災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

エ　市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

（3）市は、すべての地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。

また、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。

（4）難病患者への対応のため、市及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

3　福祉避難所の指定等

（1）市は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュア

ルの作成に努める。

特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

（2）市は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所、大きな字で見やすい標識板等の要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。

（3）市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するよう努めるものとする。

さらに、市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

4　外国人の対策（秘書課、危機管理課、地域づくり課、市民課）

（1）市は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の地域別所在人数の把握、避難所等の標示板の外国語による併記等に努める。

（2）市及び県は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及・啓発に努める。

（3）市及び県は、災害時にも外国人と円滑にコミュニケーションを図れるよう、外国人住民のための防災訓練や通訳ボランティア等の確保・研修等を実施する。

5　避難行動要支援者からの情報提供（福祉課、高齢者支援課）

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等を通じ、市に予め避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

※　資料編

Ⅳ－10「災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定」

Ⅵ－２－(11)「洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」

(12)「土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」

第２８節　防災訓練実施計画

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、市民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を、要配慮者等に十分配慮して定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を図る。

《実施担当》

全課

１　総合訓練（全課）

市及び県は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、災害時要配慮者も含めた市民、自主防災組織その他関係団体等の協力を得てその緊密な連携の下に、災害に対応する能力を向上させるため、次に掲げる個別訓練等を組み合わせた総合的な訓練を行う。なお、各課は、それぞれの所管に基づき、機能別の訓練を計画的に行う。

（１）情報の収集・伝達、災害広報
（２）水防、消防、救出・救助
（３）避難誘導、指定避難所・応急救護所設置運営、応急医療、炊き出し
（４）ライフライン応急復旧、道路啓開（道路機能の確保）
（５）偵察、警戒区域の設定、交通規制
（６）救援物資及び緊急物資輸送

２　災害対策本部設置運営訓練（危機管理課）

市は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、訓練にあたっては、災害時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行うなど図上訓練の手法の活用に努める。

３　水防訓練（消防本部）

市及び県は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、水防工法等の訓練を行う。

４　消防訓練（消防本部）

市は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

５　危険物防災訓練（消防本部）

市消防本部（署）が主体となり、必要に応じて防火訓練等危険物防災に関する訓練を実施する。

６　避難救助訓練（税務課、子育て支援課、健康課、生活環境課、消防本部、教育部（総務課、学校教育課、幼保運営課））

訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

（１）市及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を行う。
（２）市及び県は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、避難所開設、人命救助、応急救護所開設等の訓練を行う。
（３）市は、土砂災害警戒区域等において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに、避難訓練を行う。

（4）学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行う。

7　非常通信連絡訓練（建設課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター）

市、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

8　非常招集訓練（職員課、危機管理課）

市、県及び防災関係機関は、災害時において、短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

9　事故災害訓練（消防本部）

突発的な海難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し、迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

10　土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、市、国、県、防災関係機関及び地域住民が一体となって、年に１回以上、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

11　自主防災組織等における訓練（危機管理課、税務課、福祉課、高齢者支援課、生活環境課、消防本部）

市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、市及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、初期消火、応急救護、避難、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導等の訓練を行う。

12　広域的な防災訓練（消防本部）

市は、県が他の都道府県との協定に基づき、相互の応援体制を確立するため、県域を越えて広域的な防災訓練を実施する場合には、同訓練に積極的に参加若しくは参観し、相互の連絡を密にする。

第２９節　防災知識等普及計画

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、災害時要配慮者等に十分配慮して、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。
また、市民に対する防災知識等の普及にあたっては、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

《実施担当》

職員課、秘書課、都市計画課、建設課、農林水産課、予防課、防災課、危機管理課 学校教育課

１　防災思想の普及啓発（予防課、防災課、危機管理課）

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など、平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

市民、自主防災組織、事業者及び学校等（以下「県民等」という。）は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努める。

また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を助けること、避難場所・避難所で自ら活動すること、あるいは市、県等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、市は、自治会、消防団、自主防災組織及び関係機関と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及を図る。

２　職員に対する防災研修（職員課、危機管理課）

市及び防災関係機関は、職員に対し、次のような研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図る。また、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することができるよう、予め、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等について職員に周知する。

（１）災害に関する基礎知識、市及び県における災害発生状況
（２）丸亀市地域防災計画等の概要
（３）災害が予想される、又は発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
（４）その他災害対策上必要な事項

３　市民に対する普及啓発（都市計画課、建設課、農林水産課、予防課、防災課、危機管理課）

（１）「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。
（２）市及び県は、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、広報紙、パンフレット、ハザードマップ等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において、市民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で普及啓発を図るほか、平常時から各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。

なお、普及啓発にあたっては、防災週間、津波防災の日、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の防災運動実施時期を中心に行う。

ア　地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
イ　避難情報の意味や内容、発表時にとるべき行動
ウ　浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
エ　土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
オ　正確な情報の入手

カ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
キ　避難場所及び避難所、避難路、避難所での行動など避難に関する知識
ク　避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
ケ　最低でも３日分、できれば１週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
コ　火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
サ　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
シ　飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
ス　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
セ　災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等）の活用
ソ　被災体験の伝承
被災体験を被災者だけにとどめず、市民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて、被災体験を伝えていく。
タ　家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

（３）市民は、防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類ごとの特徴、予測される被害、災害発生に対する備え及び災害発生現象に遭遇した場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

（４）市民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報（災害地理情報等）を収集するよう努めるものとする。

４　学校等における防災教育（学校教育課）

（１）児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科、道徳や総合的な学習の時間、特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取り組みを推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校等の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

また、市は、消防団員や自主防災組織等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

（２）教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引き等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

５　防災上重要な施設の管理者等に対する啓発（予防課）

市は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及や防災教育の実施に努める。

６　企業防災の促進（予防課、危機管理課、産業観光課）

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整

備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（ＢＣＭ）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取り組みが困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

市、県及び各業界の民間団体は、広報紙、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

市及び商工会・商工会議所は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、市及び県は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進が図られるよう施策を検討するものとする。

7　災害情報の提供等

市は、災害状況を記録し、及び公表するとともに、県の支援を受け、次の事項を実施する。

（1）地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を市民に提供する。

（2）災害予測を示した地図を作成し、市民に周知する。

8　防災意識調査（危機管理課）

市は、市民の災害についての知識と防災意識を把握するため、世論調査やアンケート調査等を実施し、その結果を参考にして、防災計画の見直しや市民の意識啓発計画の見直しを行う。

9　防災相談（秘書課、建設課、消防本部）

市及び防災関係機関は、災害についての市民の相談に応じるため、相談窓口を定め、いつでも相談に応じられる体制を整備する。

10　災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援するものとする。また、県、市町、防災関係機関等と相互に連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

※　資料編

Ⅵ－１－（1）「過去における県下の主な風水害等一覧 」

（2）「過去における県下の主な地震一覧」

（3）「過去における主な林野火災一覧（丸亀市）」

第３０節　自主防災組織育成計画

災害時における被害の拡大防止又は軽減を図るためには、市民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、地域住民、事業所等による自主防災組織等の育成や活動の活性化、消防団の充実強化などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の市民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

《実施担当》

福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、生活環境課、都市計画課、建設課 予防課、防災課、危機管理課、教育部(学校教育課、幼保運営課)、消防団

１　地域住民等の自主防災組織（危機管理課、防災課、生活環境課）

（１）災害時においては行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

市民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。

市は、県の支援を受けて、地域住民に対して積極的に指導助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織のリーダー研修や地区防災計画の作成の支援等に努める。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者に対する支援について、特に配慮するものとする。

市は、自主防災組織の活動に必要な資機材等の整備に必要な助成を行う。

（２）自主防災組織の編成は、次により行う。

ア　地理的状況、生活環境からみて、市民の日常生活の範囲として一体性を有する規模を念頭に、地域の実情に応じ、既存の町内会、自治会や小学校区などを活用して編成する。

イ　防災に関する多様な視点からの意見取入れ等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。

ウ　津波浸水想定区域にある地区や土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

エ　島しょ部においては、市民の高齢化現象が進んでいることを踏まえて、自主防災組織の編成と併せて、防災対策の強化推進を図る。

（３）自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。

自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるとともに、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要な資機材及び物資を備蓄しておくよう努める。

自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域において、情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うよう努める。

（平常時の活動）

ア　日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及

（ア）災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認

（イ）災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所、避難の経路及び方法等の確認

（ウ）避難情報の発令等の基準、災害対応における市との役割分担等についての市との協議

（エ）災害予測地図(ハザードマップ)等の作成及び地図の内容の市民への周知

（オ）地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備

（カ）災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害時、避難途中、避難場所・避難所等における行動基準を作成、周知

（キ）地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等

の実施
イ　初期消火、情報収集・伝達、救出・救護、避難等の防災訓練の実施
ウ　初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
エ　食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
オ　地域における高齢者、障害者等避難行動要支援者の把握
（災害時の活動）
ア　出火防止、初期消火の実施、正確な情報の収集、伝達
イ　集団避難の実施、高齢者や障害者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
ウ　救出、救護、炊き出し等の実施、救援物資の分配、避難所の運営に対する協力等

（4）自主防災組織の保有すべき資機材

自主防災組織は、地域での防災活動に必要な初期消火、救助・救護用資機材及び訓練用資機材を、小学校区単位等で備蓄する。

2　事業所の自衛消防組織等（産業観光課、予防課、防災課）

事務所等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化する。

また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、予め、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとする。

事務所等は、市及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努める。

災害時には、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努める。

市は、各事業所が自衛消防組織等を中心として自主防災体制の確立を行うのを支援するとともに、事業所の地元地域への貢献という意味からも、自衛消防組織等を地域の自主防災組織の一つと位置づけて連携を図る。

事業所は、災害時の事業所の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、消防設備や防災設備等の整備・充実や自衛消防組織等の充実強化などの防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等の実施をはじめ、次のことを行うなどの防災活動の推進に努める。

（1）防災訓練の実施
（2）従業員等の防災教育の実施
（3）情報の収集、伝達体制の確立
（4）火災等災害予防対策の実施
（5）避難対策の確立
（6）応急救護等訓練の実施
（7）食料、飲料水、生活必需品等の備蓄

このため、市は、県等と連携して事業所のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、事業所の防災に係る取組みの積極的評価等により事業所の防災力向上の促進を図る。

また、市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

3　社会福祉施設の自衛消防組織（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、幼保運営課、防災課）

（1）社会福祉施設は、高齢者や身体障害者及び乳幼児等の要配慮者が利用することから、

市は社会福祉施設の管理者を指導し、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。

（2）市は、自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。

（3）社会福祉施設の管理者は、災害に備え、予め防災組織を整えるとともに、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、入所者の避難誘導等の防災対策について「防災応急計画」を作成する。

特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮する。

（4）社会福祉施設の管理者は、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施する。

（5）社会福祉施設の管理者は、市及び自主防災組織等と連携し、施設入所者の安全確保に関する協力体制づくりに努める。

4　自主防災組織協議会（防災課、危機管理課）

市は、地域の自主防災組織の区域内に事業所の自衛消防組織等が存在する場合は、市民組織と事業所組織の連携を図るため、自主防災組織協議会の設置に努め、情報交換や相互の活動の調整及び協力の推進を図る。

5　消防団等の充実強化（防災課、消防団）

地域に密着した防災機関としての消防団は、消火、水防活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、市は、施設・装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などに取り組むとともに、消防団がやりがいを持って活動できる環境づくりを推進し、消防団の充実強化を図る。

島しょ部においては、外部からの応援には時間的制約があることから、島に在住する団員の勢力維持が特に重要となる。このため、団員の確保対策を積極的に推進する。

水防団、水防協力団体についても、防災活動に大きな役割が期待されることから、その育成強化を図る。

6　地下街等の管理者（都市計画課、建設課、予防課）

地下街等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うように努める。

特に、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表する。

7　市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

（1）市内のコミュニティ単位の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行うこととする。

（2）市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

※　資料編

Ⅱ－15「自主防災組織の現況」

Ⅵ－２－(10)「洪水浸水想定区域内の地下街等施設一覧」

第３１節　被災動物の保護計画

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに避難でき、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県、関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。

《実施担当》

生活環境課、クリーン課、農林水産課

１　被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するため、不妊・去勢手術を実施しておくように努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主に返すことができるよう、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

２　特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から災害時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関へ通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとるよう努める。

県は、特定動物の飼い主に対して、災害時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

３　指定避難所における動物の適正飼養対策

市は、指定避難所での混乱を避けるため、また、被災者支援等の観点から、動物との同行避難者を受け入れられる施設の選定やその受け入れ方法等についての住民への周知、受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう連携に努め、動物の飼い主の住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。加えて、家庭動物の飼養に関する特有のニーズに配慮するよう努める。

４　飼養動物（犬、猫等）の管理（生活環境課、クリーン課、農林水産課）

（１）放浪動物の保護収容等

災害後、被災地域等における飼養動物について、関係機関、関係団体と協議し、放浪する飼養動物の保護収容並びに避難所等における飼養動物の適正な飼養対策、動物伝染病予防措置、危険動物の遁走対策等を実施する。

また、放浪動物による咬傷事故、危害防止の啓発を行う。

（２）死亡した動物の処理

死亡した動物の処理は、その所有者又は占有者等が行うが、状況によりこれが困難な場合は、関係機関等との協力体制を確立し、衛生的処理に努める。

（３）市民の活動

ア　自らの飼養動物に対する適正管理の継続
イ　負傷している動物の応急処置
ウ　放浪動物の一時保護及び通報
エ　ボランティア獣医師による負傷動物の治療
オ　ボランティアによる保護動物の管理
カ　その他行政への協力

第３２節　帰宅困難者対策計画

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模な地震発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進を図る。

《実施担当》

危機管理課、秘書課、産業観光課、市施設所管課

１　市民への啓発

市は、市民に対して、「災害時には、むやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに、徒歩帰宅に必要な装備、家庭との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図るものとする。

２　事業所等への啓発

市は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図るものとする。

３　避難所等の提供

市は、避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応方針をあらかじめ定めておくなど、避難所の運営体制の整備に努める。特に主要駅・港湾ターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が、一時的に滞在できる施設の確保を検討しておく。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

４　情報提供体制の整備

市は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など、帰宅するために必要な情報を、インターネット、避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

５　安否確認の支援

市は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（１７１）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

６　災害時の徒歩帰宅者に対する支援

市は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。

７　帰宅困難となる観光客等への対策

（１）市は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む）に対して、パンフレットやチラシ、避難誘導標識などにより、避難対象地域、避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。

（２）市は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供できるように体制整備を図るものとする。また、既に指定している避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

（３）市は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供するための取り組みを促進する。

第１節　活動体制計画

災害（除く地震）が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し共有することができるように、活動体制を確立する。

なお、災害応急対策を実施するにあたり、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

市による災害対応の活動体制には、所管課・部による対応から市全力による対応までの段階があり、発生した災害の規模・状況等に応じ、適切な体制を迅速に設置し、応急対策を実施する。

《実施担当》

全課

１　全般

活動体制は、丸亀市防災会議条例、丸亀市災害対策本部運営規定、丸亀市水防計画及び丸亀市職員初動マニュアルで定める。

２　風水害の場合

（１）市の活動組織

ア　丸亀市防災会議

市長を会長とし、丸亀市防災会議条例（平成 17 年条例第 178 号）に規定する機関の長等を委員として組織され、その所掌事務としては、市の地域内における防災に関する計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集等を行う。

イ　丸亀市災害対策本部

市長を本部長として、丸亀市、丸亀市教育委員会等各種委員会事務局及び丸亀市議会事務局を統括する構成であり、その所掌事務としては、水防、災害救助その他の災害応急活動を包括している。

（ア）災害対策本部の設置

市長は、災害対策本部を次の基準により設置する。

【災害対策本部の設置基準】

○ 風水害その他異常な自然現象あるいは人為的原因による災害が発生し、その対策が必要であり、かつ被害が発生することが予想されるとき。

○ その他 市長が指令したとき。

（イ）災害対策本部の解散

市長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害発生後における応急措置がおおむね完了したと認められるときは、市本部を解散する。

（ウ）災害対策本部の設置場所

本部は、市庁舎 4 階の災害対策本部室に設置する。

ただし、災害の規模、その他の状況により災害対策本部長が応急対策の推進を図るため、本部の移動が必要であると認めた場合は適宜移動する。

（エ）災害対策本部の組織

ａ 本部長

本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

ｂ 副本部長

副本部長には副市長、教育長及びモーターボート競走事業管理者の職にある者を充て、副本部長は、本部長を補佐する。本部長に事故あるときは、副市長がその職務を代理する。

ｃ 災害対策司令部長

災害対策司令部長には市長公室長の職にある者を充て、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の指揮を執る。

d 本部員

○ 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督するとともに、本部員として災害対策本部の事務に従事する。

○ 本部員は、市長公室長、総務部長、協働推進部長、健康福祉部長、都市整備部長、産業生活部長、消防長、教育部長、議会事務局長及びボートレース事業局次長をもって充てる。

e 本部会議

○ 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。

○ 本部会議は、本部長、副本部長、災害対策司令部長及び本部員をもって組織する。

○ 本部会議には、必要に応じて、自衛隊その他関係機関の出席を求めることができる。

○ 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。

・ 災害対応の基本方針に関すること。
・ 動員配備体制の決定に関すること。
・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
・ 自衛隊の派遣要請に関すること。
・ 他の地方公共団体等への応援要請に関すること。
・ 災害救助法の適用要請に関すること。
・ 各部間の連絡調整事項の指示に関すること。
・ その他重要な災害対策に関すること。

f 本部事務局

○ 本部事務局の所掌事務は、「資料編Ⅰ－3－別表第2」のとおりとする。

○ 本部事務局は、次の職員で構成する。

・市長が予め本部事務局の要員として指名した職員
・危機管理課及び危機管理課の兼任・併任職員

○ 被害等が大きい場合は、地震時と同様の体制に移行する。

g 部

○ 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に部（市長公室、総務部、協働推進部、健康福祉部、都市整備部、産業生活部、ボートレース事業局、消防本部、教育部）を置き、部には班を置く。

○ 各部各班の所掌事務は、「資料編Ⅰ－3－別表第2」のとおりとする。

○ 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

なお、部長に事故あるときは、当該部の総務担当課長の職にある者がその職務を代理する。

○ 部の活動体制は、職員初動マニュアル(各部編)で定める。

h 県の現地災害対策本部との連携

県が市に現地災害対策本部を設置した場合、本部事務局がこの組織との連携を行う。

(オ) 災害対策本部の設置、廃止等の通知及びリエゾン(連絡調整員)の派遣要請

a 災害対策本部の設置、廃止等の通知

危機管理課長は、本部を設置、移動又は廃止したときは、

その旨を知事、庁内各部、報道機関、その他関係機関及び必要により丸亀市防災会議委員に連絡する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担　当
庁内各部	庁内ＬＡＮ、電話、防災行政無線、庁内放送	危機管理課
報道機関	口頭及び文書	秘書課
関係機関等	防災行政無線、電話、その他迅速な方法	本部事務局

b リエゾン(連絡調整員)の派遣要請

災害対策本部の設置通知と合わせて、必要により丸亀警察署、陸上自衛隊第15即応機動連隊(連絡がつかない場合は、自衛隊香川地方協力本部)及び必要な機関にリエゾン(連絡

調整員）の派遣を要請する。（前記機関が、市の要請前に自主的に派遣する場合もある。）

（カ）その他

本部を設置したときは、本部入口に「丸亀市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

ウ 現地災害対策本部

災害地において、災害対策本部の事務の一部を行うため、現地災害対策本部をおくことができる。

エ 水防本部

（ア）水防本部の設置

市長は、水防本部を次の基準により設置する。

【水防本部の設置基準】

○ 暴風警報、大雨警報、洪水警報、高潮警報、波浪警報の１以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。

○ 暴風雪、又は大雪警報の１以上が発表され、市長が指令したとき。

（イ）水防本部の解散

水防本部は、水害の危険が解消したと認められるとき、又は水害応急対策がおおむね終了したと認められるとき解散する。

（ウ）水防本部の設置場所

本部は、市庁舎４階の災害対策本部室に設置する。

（エ）水防本部の組織

a 市長を本部長、市長公室長を水防隊長とする。

b 支援隊（危機管理課職員等）、技術隊（建設課等）及び工作隊（消防本部）で編成する。

c 各部は、気象状況等に応じ、必要な体制をとる。

（オ）災害対策本部への移行

気象状況、被害状況により、災害対策本部に移行する。

オ 災害警戒本部

（ア）災害警戒本部の設置

危機管理課長は、災害警戒本部を次の基準により設置する。

【災害警戒本部の設置基準】

○ 大雨注意報、洪水注意報、高潮注意報の１以上が発表され、災害の発生が予想されるとき。

○ 強風、風雪、又は大雪注意報の１以上が発表され、市長又は市長公室長が指令したとき。

（イ）災害警戒本部の解散

災害警戒本部は、水害の危険が解消したと認められるとき解散する。

（ウ）災害警戒本部の設置場所

危機管理課（又は災害対策本部室）に設置する。

（エ）災害警戒本部の組織

a 危機管理課長を本部長とする。

b 危機管理課職員及び消防本部の危機管理課併任職員で編成する。

3 地震・津波、風水害を除く、その他の災害の場合

（1）所管課及び対応組織

「資料編 Ⅱ-2 災害・事態別の所管課」に基づく。

（2）所管部による対応

ア 部長は、自らの所管に係る災害が発生した場合、速やかに状況を把握し、必要な体制をとるとともに、必要な情報を危機管理課に通報する。

（ア）市としての対応が必要と判断した場合は、その旨を市長に報告し、（災害）対策本部を設置する。

（イ）部、あるいは課としての対応が適切と判断した場合は、部、あるいは課に対応のための組織を設置する。

イ 部としての対応組織と設置場所

（ア）編成

部長を組織の長とし、部内各課を中心に編成し、必要に応じ関係各課の支援を受ける。

この際、災害の規模・範囲等から市長を本部長とすることもあるが、二つ以上の部が集まり、市長を本部長とする場合は基本的には市（災害）対策本部を設置する。

（イ）設置場所

設置場所は、部内、庁内会議室等適宜の場所とするが、必要に応じ、市庁舎４階の災害対策本部室に設置する。

（３）所管課による対応

ア 課長は、自らの所管に係る災害が発生した場合、速やかに状況を把握し、必要な体制をとるとともに、必要な情報を危機管理課に通報する。

（ア）市としての対応が必要と判断した場合は、その旨を部長に、時間の余裕がない場合は直接市長に報告し、（災害）対策本部を設置する。

（イ）部としての対応が必要と判断した場合は、部長にその旨を報告し、部としての対応のための組織を設置する。

（ウ）課としての対応が適切と判断した場合は、部長にその旨を報告し、課に対応のための組織を設置する。

イ 課としての対応組織と設置場所

（ア）編成

課長を長とし、課を中心に部内各課の支援を受けて編成する。

（イ）活動

その所掌事務は、災害に関する情報収集及び限定的な対応活動となる。

各課はそれぞれの所管に基づき、想定される災害に迅速に対応できるように、課としての体制（例：第〇配備体制）及び課内の非常連絡要領等を定めておく。

（ウ）設置場所

設置場所は、課室または部内適宜の場所とする。

４ 初動体制の確立

（１）情報の把握と通報

ア 職員は、市民に影響を及ぼす災害が発生した事実、あるいはその恐れのある事態を確認した場合、その旨を所属課長等に報告し、その指示を受ける。

イ 自ら、あるいは課員等から報告により、災害の発生等を確認した課長等は、当該災害の所管課に、所管課が不明な場合は、危機管理課に把握した情報を通報する。

ウ 通報等を受けた災害の所管課長又は危機管理課長は、災害の規模・範囲等を考慮し、必要な処置をとる。

（２）初動対応

ア 各部、課長等は、市民に影響を及ぼす災害が発生した事実、あるいはその恐れのある事態を確認した場合、確認処置をとるとともに、迅速に対応のための体制を確立する。

この際、事実確認に時間を要し、初動対応が遅れることのないよう処置する。

イ 災害の種類・規模等に応じ、「本節」に基づき、必要な体制をとる。

５ 職員の招集

（１）職員への情報伝達

ア 勤務時間内

危機管理課長は、庁内電話、庁内放送及び庁内 LAN により、水防本部、あるいは災害対策本部等の設置を各部総務担当課及び関係課に通報する。

庁内電話、庁内放送及び庁内 LAN が使用できないときは、危機管理課長等は課員の使送により各部総務担当課及び関係課へ本部体制の設置についての伝達を行う。

本部設置の通報を受けた各部総務担当課長は、各課(かい)に現在の体制を伝達するとともに、設置された本部体制に基づき、関係職員を本部に派遣する。

イ 勤務時間外

（ア）招集の連絡を円滑に行うため、各部長は各課に非常連絡員正副２名を定め、予め、市長公室長に届け出ておく。

（イ）招集の連絡は、電話又は伝令等のうち、もっとも速やかな方法によるとともに、連絡が途中で断絶しないように、二重、三重の連絡系統を使用する。

ウ 課員の対応

（ア）課員は、招集に関する連絡を確実に受領できるように、課に対し常に自己の所在を明らかにしておくとともに、警報その他の気象状況に注意する。

（イ）勤務時間外であり、かつ所属部課からの招集のない場合であっても課員は、必要と思われるときは、所属部課、あるいは関係課と連絡をとるなどし、必要に応じて登庁する。

（２）参集状況の報告

各部総務担当課長は、出先機関も含めた職員の参集状況を速やかに把握し、職員課長に登庁人員数、活動職員数、あるいは他課への応援可能職員数等を報告する。

６　島しょ部への対応

島しょ部において災害が発生、あるいは発生するおそれのある場合、その内容・規模等に応じ、速やかに必要な職員、消防団員等を派遣する。

この際、台風の接近など今後、災害が発生するおそれがあり、かつその時点では、天候等の悪化により職員等の派遣が困難となることが想定される場合には、事前に災害対応にあたる職員、消防団員等を派遣する等の処置をとる。

７ コミュニティへの対応

陸地部の各地域において災害が発生、あるいは発生するおそれがある場合は、必要に応じ、連絡・調整のため、地域担当職員(防災担当)を派遣する。

※ 資料編

Ⅰ－１	「丸亀市防災会議条例」
２	「丸亀市災害対策本部条例」
３	「丸亀市災害対策本部運営規程」
Ⅱ－１－(1)	「警報(風水害等)等に伴う基準」
２	「災害・事態別の所管課」
Ⅴ－３	「丸亀市防災会議委員名簿」

第２節　広域的応援計画

災害時において、市単独での災害応急活動の実施が困難な場合は、県外を含めた防災関係機関等に応援要請を行い、当該機関との連携・協力のもと、防災活動に万全を期す。

《実施担当》

本部事務局、秘書課、職員課、福祉課、防災課

１　市の応援要請等（本部事務局、職員課）

市は、予め、他の市町、関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備する。

（１）他市町に対する応援要請

市は、市内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、他の市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。（災害対策基本法第 67 条（応援要請）、地方自治法第 252 条の 17 第１項（職員の派遣））

ア　応援要請

他の市町に対し、次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出するとともに、要請した旨を知事に報告する。

（ア）災害の状況
（イ）応援を要請する理由
（ウ）応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
（エ）応援を必要とする活動内容
（オ）その他必要な事項

イ　職員の派遣要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

（ア）派遣を要請する理由
（イ）派遣を要請する職員の職種別人員数
（ウ）派遣を必要とする期間
（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件
（オ）その他必要な事項

（２）県に対する応援要請等

ア　市は、市内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、県に対し応援（職員派遣を含む。）を求め、又は応急措置の実施を要請する。（災害対策基本法第 68 条（応援要請）、地方自治法第 252 条の 17 第１項（職員の派遣））

（ア）応援要請

次の必要事項を記載した文書をもって応援を求める。

ただし、緊急を要し文書をもってすることができないときは、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を提出する。

a　災害の状況
b　応援を要請する理由
c　応援を希望する物資・資材・機械・器具等の品名及び数量
d　応援を必要とする活動内容
e　その他必要な事項

なお、本部事務局を通して応援要請を行ういとまのないときは、各部局において、県の担当部署に直接要請する。その場合、事後速やかに本部事務局に報告し、市長は要請した旨を知事に報告する。

（イ）職員の派遣要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

a 派遣を要請する理由
b 派遣を要請する職員の職種別人員数
c 派遣を必要とする期間
d 派遣される職員の給与その他の勤務条件
e その他必要な事項

イ　市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。（災害対策基本法第30条第２項（職員派遣のあっせん要求））

（ア）職員派遣のあっせんの要請

次の必要事項を記載した文書で行う。

a　派遣のあっせんを要請する理由

b　派遣のあっせんを要請する職員の職種別人員数

c　派遣のあっせんを必要とする期間

d　派遣される職員の給与その他の勤務条件

e　その他必要な事項

ウ　市が、被災によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市が実施すべき応急処置の全部又は一部を県が、市に代わって実施することがある。

（３）指定地方行政機関、特定公共機関に対する応援要請等

市は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関、特定公共機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

職員の派遣要請は、次の事項を記載した文書で行う。（災害対策基本法第29条第２項（職員の派遣の要請））

ア　派遣を要請する理由

イ　派遣を要請する職員の職種別人員数

ウ　派遣を必要とする期間

エ　派遣される職員の給与その他の勤務条件

オ　その他必要な事項

（４）民間団体等に対する要請

市は、市内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

（５）相互応援協定市等への応援要請

市は、必要に応じて相互応援協定を締結している市等に対し、電話又は口頭等により応援を要請し、後日、協定に定めた必要事項を記載した文書を提出する。市は「大規模災害時の相互応援に関する協定」（平成９年３月27日　16市長１町長締結）により、相互応援を行う。

２　消防機関の応援要請（本部事務局、防災課）

（１）相互応援協定に基づく応援要請

市は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

（２）緊急消防援助隊の応援要請

市は、自らの市の消防力では対応できず、緊急消防援助隊の応援を受ける必要があると判断した場合[4]は、次に掲げる事項を記入した緊急消防援助隊応援要請連絡（緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱別記様式１－２）により、県知事に応援要請を行う。

なお、県知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に応援要請を行い、事後速やかに、県知事に応援要請を行った旨を連絡する。この際、併せて、高松市消防局に応援要請を行った旨を連絡する。

被害の状況等、第１報では十分連絡できない情報又は応援部隊の変更等があれば、同様式により速やかに追加又は変更として連絡する。

応援等の要請は電話により直ちに行い、書面による連絡は状況把握後を基本とする。

ア　応援要請第１報時に必要な情報

（ア）災害発生日時

（イ）災害発生場所

（ウ）災害の種別・状況

（エ）人的・物的被害の状況（推定・予測）

（オ）応援要請日時及び応援要請者職氏名

[4] 緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法第４４条に基づき行う。

（カ）必要な部隊種別
（キ）その他の参考事項（添付書類）
気温、積雪などの気象情報、それによるチェーン装着、防寒着等の装備の必要性等
イ　明らかになり次第追加的に連絡を要する情報
（ア）応援部隊の隊数・資機材
（イ）応援の内容
（ウ）現地指揮本部の連絡先
（エ）その他の参考事項
［消防庁連絡先］

応急対策室		宿直室（夜間休日）	
Tel 03-5253-7527	Fax 03-5253-7537	Tel 03-5253-7777	Fax 03-5253-7553
メール　fdma-sokuhou@ml.soumu.go.jp　（時間問わず）			

3　応援受入体制の確保（本部事務局、秘書課、職員課、福祉課）
市は、応援等を要請した場合、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、応援部隊が円滑かつ効果的に活動できるよう受入体制を整備する。
特にヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入態勢を整備する。
応援者、ボランティア等の受入施設としては、屋内宿泊施設（市民体育館等）を使用し、必要に応じ、屋外宿泊施設（~~丸亀市総合運動公園陸上競技場~~(丸亀城石垣の石保管場所として使用中)、丸亀市民球場、土器川河川敷公園等）も設置する。
さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。

4　他都道府県等への応援（本部事務局）
（1）相互応援協定に基づく応援
市は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。
また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。
なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。
（2）「応急対策職員派遣制度」に基づく応援
県から応急対策職員派遣制度に関する要綱（平成30年3月23日総務省策定）に基づき要請を受けた場合には、早急に応援できる体制を整備するものとする。

5　緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請
大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局等が派遣するリエゾン(連絡調整員)や各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。
緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。
（1）　被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
（2）　被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
（3）　被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
（4）　前3号に掲げるものの他、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

※　資料編
Ⅳ－２「消防相互応援協定」
Ⅳ－３「香川県防災ヘリコプター応援要請」
Ⅳ－５「災害時の相互応援に関する協定等」

第３節　自衛隊災害派遣要請計画

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づく災害派遣要請を知事に要求する。

《実施担当》

本部事務局、庶務課

１　災害派遣要請要求の基準（本部事務局）

市長（本部長）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、本市、県及び関係機関の機能をもってしてもなお応急措置に万全を期し難いと判断した場合は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定による部隊等の派遣を要請するよう知事に要求する。

２　災害派遣要請の手続等（本部事務局）

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定書」に基づき行う。

（１）災害発生が予想される場合の連絡

災害派遣要請の必要が生じる可能性があると判断される場合は、市は県に対して、県は第 14 旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。

また、災害派遣要請を行う可能性が大きい時、市は、把握できた情報を第 14 旅団に提供するとともに、リエゾン（連絡調整員）の派遣を求める。

（２）市長による災害派遣要請の実施

市は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう知事に求めるとともに、第 14 旅団に対し、現在の被害状況等を通報する。

ア　災害の情況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動内容

エ　その他参考となるべき事項

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第 14 旅団に通知する。この場合、市は速やかにその旨を県に通知する。

【香川県連絡先】

	危機管理（NTT）	危機管理課（防災行政無線：地上）※１		危機管理課（防災行政無線：衛星）※２	
平日	Tel 087-832-3187 又は 3192	Tel 200-5062	Fax 200-5802	Tel 037-200-001	Fax 037-200-002
休日・夜間	Tel 087-831-1111（守衛室）				

【陸上自衛隊第３部連絡先】

	電話	ＦＡＸ
ＮＴＴ回線	0877-62-2311	0877-62-2311（内線切替）
地域衛星通信ネットワーク　※1	7-037-466-001	7-037-466-002
地域衛星通信ネットワーク　※2	037-466-001	037-466-002

※1：本庁の全ての一般内線電話よりかけられます。

※2：本庁・出先を問わず、全ての防災行政無線衛星電話よりかけられます。

（３）県知事による災害派遣の要請

県は、災害派遣要請の必要があると判断した場合には、文書を第 14 旅団に提出し、自

衛隊の派遣を要請する。
　ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

【災害派遣要請の手続き】

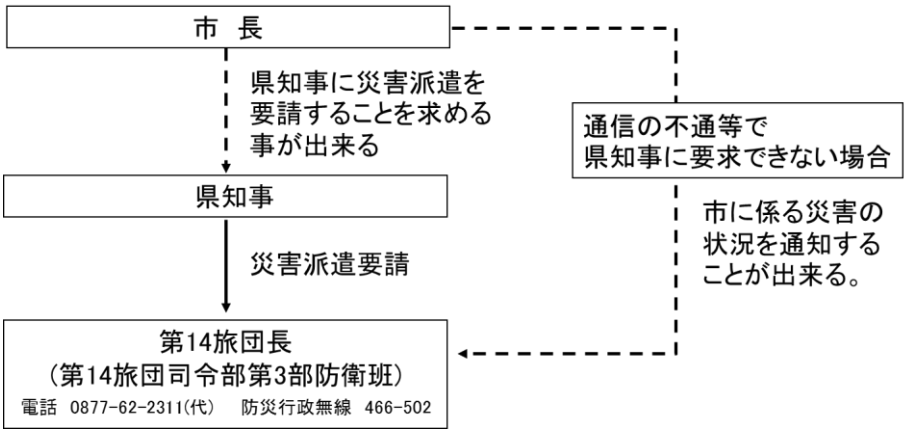

3　派遣部隊の受入れ（本部事務局）

　市は、派遣を受ける場合、次に掲げる事項に留意して受入体制を準備し、派遣部隊が効率的に活動できるよう努める。

（1）派遣部隊との連絡員を指名する。
（2）到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう、必要な資機材を準備する。
（3）派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
（4）集結地（宿泊施設、駐車場等を含む。）、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所（室）を確保する。

4　撤収要請（本部事務局）

　市は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県に対して、派遣部隊の撤収の要請を要求する。

5　経費の負担（庶務課）

　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。
　なお、疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議する。

（1）救援活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
（2）派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
（3）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
（4）救援活動の実施に際し、生じた損害の補償
（5）県等が管理する有料道路の通行料

※　資料編
　Ⅳ－13「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第 14 旅団長との協定」

第４節　気象情報等伝達計画

気象の予報、特別警報、警報等の情報を一刻も早く市民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

《実施担当》

本部事務局、政策課、秘書課、都市計画課、建設課、綾歌・飯山市民総合センター

１　風水害関係（建設課、危機管理課）

（１）警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を５段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等が取るべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

（２）特別警報・警報・注意報・情報等

高松地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに示し、発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水･氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

ア　特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。　（資料　Ⅱ－５－(1)を参照）

イ　警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。　（資料　Ⅱ－５－(2)を参照）

ウ　注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。　（資料　Ⅱ－５－(3)を参照）

エ　特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では、「香川県」及び「高松地域」・「小豆」・「東讃」・「中讃」・「西讃」のように市町をまとめた地域名称が使用される場合がある。

オ　キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

資料　Ⅱ－５－(5)を参照

カ　早期注意情報(警報級の可能性)

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で、また２日先から５日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で発表される。大雨、高潮に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

キ　気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する香川県気象情報」という表題の香川県気象情報が発表され、また、四国地方気象情報、全般気象情報も発表されるほか、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合には、半日程度前から、「線状降水帯」というキーワードを使い、「四国地方」を対象に香川県気象情報、四国地方気象情報、全般気象情報において呼びかけられる。

また、雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する香川県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

（ア）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（香川県では１時間降水量90mm以上）が観測(地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

【例】　香川県記録的短時間大雨情報　第１号
令和×年△△月〇〇日 09 時 17 分　気象庁発表

9 時 10 分香川県で記録的短時間大雨
小豆島町内海で 100 ミリ
9 時香川県で記録的短時間大雨
丸亀市付近で約 100 ミリ、観音寺市付近で約 90 ミリ

（イ）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

【例】　香川県竜巻注意情報　第１号
令和×年４月 20 日　10 時 27 分　気象庁発表

香川県では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。
【目撃情報あり】香川県で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。
香川県は、竜巻などの激しい突風が発生するおそれが非常に高まっています。
空の様子に注意して下さい。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。
落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。

この情報は、20 日 11 時 30 分まで有効です。

ク　特別警報・警報・注意報・情報等の伝達

気象庁（高松地方気象台）は、特別警報・警報・注意報・情報等を発表した場合、気象警報等の伝達系統図に従い、県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて住民に周知するように努める。

県は、気象庁（高松地方気象台）から送られてきた特別警報・警報・注意報等を県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により各市町、各消防本部へ一斉同報する。

市は、気象等に関する特別警報について知ったときは、直ちに住民への周知を実施する。

また、市は、特別情報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

（3）土砂災害警戒情報

ア　土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。市内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

県は、気象台と土砂災害警戒情報の発表について協議する早い段階から、該当市町に対して土砂災害の危険性が高まっている地域の情報などについて助言する。

イ　土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報の伝達系統図に準じて高松地方気象台は関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関等の協力を求めて、住民等に周知されるよう努める。また、県は、市及び各消防本部へ県防災行政無線の一斉同報により通知するとともに、緊急速報メール（エリアメール）等を活用し通知する。

ウ　利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものでないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する必要がある。避難等の判断は、土砂災害警戒情報のみで行うのではなく、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において危険度が高まっている領域内の土砂災害警戒区域等に絞り込んで行う必要がある。

また、市長は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難指示を発令するものとする。

（4）土器川の洪水予報

高松地方気象台及び四国地方整備局香川河川国道事務所は、土器川の国管理区間において洪水等のおそれがあるときは、土器川洪水予報実施要領に基づき、水位や流域の雨量を示して、洪水予報（洪水注意報、洪水警報）を発表し、県及び関係機関に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、市民に周知する。

【洪水予報の種類と解説】

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。

種　類		解　説
洪水警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル５に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、または２時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

種　類		解　説
洪水警報	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に到達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

（５）四国地方整備局香川河川国道事務所は、土器川の国管理区域において洪水等により水防上必要があるときは、水防警報を発表し、県に通知する。県は、警報事項等を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

「水防警報」とは、国土交通大臣又は知事がそれぞれの指定する河川、海岸、湖沼に洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合において、水防を必要とする旨の警告を発するものをいう。

（６）県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあると認めて指定した県が管理する河川について、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知する。

（７）県は、洪水により相当な損害を生じるおそれがあるとして指定した県が管理する河川について、氾濫危険水位等を定め、水位がこれに達したときは、その旨を水位を示して関係水防管理者等に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民に周知する。また、水位が氾濫危険水位に到達した場合、市は避難指示等の発令を判断する。

（８）県は、高松地方気象台から送られてきた気象情報等を県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信する。市及び県は、気象情報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

２　火災気象通報等（都市計画課、建設課、危機管理課、予防課、綾歌・飯山市民総合センター）

（１）火災気象通報

高松地方気象台は、消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに知事に対して通報する。知事は、速やかに市町長に通報する。

高松地方気象台が香川県へ通報する火災気象通報は次のとおり。

① 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

② 対象とする区域

警報・注意報の二次細分区域（市町単位）を用いる。

③ 通報内容及び時刻

毎日５時頃に、翌日９時までの気象状況の概要を気象概況として香川県に通報する。この際、通報基準に該当、または該当するおそれがある場合、火災気象通報として通報し、注意すべき事項を付加する。

また、直前の通報内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時に通報する。

（２）火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

3　異常現象発見者の通報義務等

（1）異常現象発見者の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市又は警察若しくは海上保安部等に通報しなければならない。通報を受けた警察又は海上保安部等は、その旨を速やかに市に通報する。

この通報を受けた市は、その旨を速やかに県(危機管理課)、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、市民、団体等に周知する。

（2）通報すべき異常現象

ア　異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。

イ　竜巻、強いひょうがあったとき。

ウ　異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき。

エ　土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

4　予警報の伝達系統

気象警報等は、「資料編Ⅱ－6－(1)気象警報等の伝達系統図」に示す経路によって伝達する。

5　市における予警報の伝達要領

（1）市本庁における措置

ア　県(気象台)から市に通報される特別警報・警報・注意報、火災予防のための気象通報及び情報は危機管理課及び建設課が受領する。

イ　危機管理課長は、台風又は大雨に関する警報注意報又は情報を受領した場合、速やかに市長、副市長、教育長及び市長公室長に報告するとともに関係各部課に伝達する。

ウ　危機管理課長から伝達を受けた関係各部課長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに関係出先等へ伝達する。

エ　危機管理課長は、特別警報・警報及び注意報のうち、特に庁内への周知を要すると認めるものについては、市役所正面玄関に当該特別警報・警報又は注意報の標示を行うとともに庁内放送等所要の措置を行う。

オ　建設課長は、上司の命令があったとき、又は状況により自らが必要と認めたときは、所要の対策通報を速やかに関係先へ伝達するとともに、関係先へ所要の連絡を行う。

カ　前各項の周知徹底のため、予め関係者との間に警報等の受領伝達その他の取り扱いに関して必要な事項を協議しておくとともに、夜間及び停電時における受領、伝達についても支障のないようにしておく。

（2）市民総合センター、市民センター及び関係出先における措置

市民総合センター、市民センター及び関係出先等の長は、それぞれの伝達先から警報を受領したとき及び台風又は大雨に関する情報を受領したときは、その内容に応じた適切な措置を講ずるとともに放送局の放送により、当該気象その他の状況を聴取するよう努める。

（3）大雨特別警報発表時における市の措置

市は特別警報が発表されたことを市民及び官公署に周知する措置を義務付けられた。

よって、特別警報が発表され非常に危険な状況であること及び、直ちに最善を尽くして身を守るよう市民に呼びかけなければならない。

※　資料編

Ⅱ－5　「気象予警報等の基準」

Ⅱ－6－(1)　「気象警報等の伝達系統図」

(2)　「土器川洪水予報の伝達系統図」

Ⅵ－6－(1)　「香川県防災情報システム」

第５節　災害情報収集伝達計画

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達する。

《実施担当》

本部事務局、政策課、秘書課、庶務課、福祉課、市民課、都市計画課、建築住宅課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター、市施設所管課

１　情報の収集伝達

（１）被害規模の早期把握のための活動

ア　市は、災害の発生を把握したならば、速やかに当該災害の規模が市独自の防災力で対処可能なものなのか、あるいは他機関からの応援が必要なものなのかを迅速に判断するため、被害の全体像、規模の把握に努める。

被害の全体像、規模の推定にあたっては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関への負傷者の搬送状況等の関連情報を収集し、これらを総合的に判断する。

この際、個別の状況の細部を確認するために時間を要し、応援要請等の必要な処置の実施が遅れることのないよう十分留意する。

イ　市は、次により被害規模の全体像の把握を行う。

（ア）消防団等の巡視活動を通じ、地域別の被害状況を把握する。

（イ）119 番通報の殺到状況等を情報として把握する。

（ウ）県を通じ、防災ヘリコプターが収集した情報を適宜に把握し、被害の集中している地域、更には被害規模の把握を行う。

（エ）ドローンにより空中から被害状況を把握する。

（２）災害発生直後の被害の第１次情報の収集伝達

ア　市は、被害情報の収集にあたっては、報告・通報を待つのではなく、職員等を現地に派遣する等積極的な情報の把握に努める。

この際、職員が登庁間に把握した情報の活用に努めるとともに、職員の現地派遣にあたっては、現地での救助活動の支援等を職員が要請される場合を想定し、複数の職員を同一場所に派遣する等の処置をとる。

イ　人的被害の数（死者・行方不明者の数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集する。市は、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害状況等の情報を収集し、被災規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。当該情報が得られた際、県は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、県と密接に連携しながら適切に行うものとする。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、市は、住民登録等の有無にかかわらず、当該市町の区域（海上を含む）内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ　道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市及び県に連絡するものとする。また、市及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

（3）一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

ア　市は、予め、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害及び避難に関する情報の市民への提供並びに市民からの災害状況、市民の安否その他の情報の入手手段を講じておく。

イ　市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害状況、市民の安否その他の災害発生に関する情報を的確かつ迅速に収集する。

ウ　市は、それぞれ、収集した災害発生に関する情報を所管部等において、集中して管理するとともに、各部は、当該情報を危機管理課（災害対策本部設置の場合は災害対策本部）に速やかに通報する。

エ　市は、市民の安全かつ迅速な避難を促すため、ア項に規定する情報の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供する。

オ　市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供について、予め報道機関と連携を図る。

カ　市は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を速やかに県に連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市に連絡する。

キ　市、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じ、相互に緊密な情報交換を行う。

（4）安否情報の提供等

ア　市は、市内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者の安否に関する情報（以下「安否情報」という）について、照会者や照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別、照会理由等を明らかにして照会があったときは、当該照会者に対して運転免許証などの当該照会者が本人であることを確認するに足りるものの提示を求めることなどにより照会者が本人であることを確認するものとする。安否情報の照会を受けた市長は、当該照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き照会者と照会に係るものと間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供することができるものとする。

　上記にかかわらず、照会に係る被災者の同意があるときなどの一定の場合には、照会に係る被災者の居所、死亡・負傷等の状況など安否の確認に必要と認められる情報を回答することができる。

イ　市は、安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。

ウ　市は、安否情報の回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

エ　市は、安否情報の回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、香川県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

（5）ライフライン機関からの情報収集

ア　四国電力送配電株式会社

イ　四国ガス株式会社

ウ　西日本電信電話株式会社

エ　四国旅客鉄道株式会社

オ　高松琴平電気鉄道株式会社

カ　琴平参宮電鉄株式会社

キ　西日本高速道路株式会社等

（6）情報収集手段

ア　電話（携帯電話含む）による聞き取り収集

イ　香川県防災行政無線電話による関係市町等からの情報収集

ウ　市防災行政無線・車載及び携帯無線機を利用しての現地情報収集

エ　テレビ、ラジオ、インターネット等による情報収集

（7）伝達系統

ア　各部各課は、「伝達系統図及び情報伝達通信系図」に基づき収集した情報を本部事務局に報告する。

イ　避難所に関する情報の収集伝達は、災害対策本部事務局、あるいは施設の所管課を通じて行う。

ウ　国、県及び防災関係機関等との連絡は、本部事務局が行い、災害応急活動が円滑に実施されるように努める。

エ　市民及び報道機関に対する被害情報等の広報は、広聴広報課を通じて行う。

オ　市民等からの要望事項等を把握するとともに、各種問合せに対応するための広聴活動は市民課を通じて行う。

2　県等に対する報告（本部事務局、福祉課、防災課）

（1）報告の必要な災害

災害対策基本法第 53 条第 1 項並びに消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条に基づく「災害報告取扱要領」及び「火災・災害等即報要領」に基づき、市が県等に被害状況及びこれに対して執られた措置の概要を報告する。

また、報告すべき災害の基準は、原則として、次のとおりである。

ア　一般基準

（ア）災害救助法の適用基準に合致するもの。

（イ）市が災害対策本部を設置したもの。

（ウ）災害が２県以上にまたがるもので１の県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

イ　個別基準

（ア）地震

地震が発生し、市の区域内で震度４以上を記録したもの。

（イ）津波

津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

（ウ）風水害

a　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

b　河川の溢水、破堤又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

（エ）雪害

a　雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの。

b　道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの。

ウ　社会的影響基準

「ア　一般基準」、「イ　個別基準」に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

（2）報告の方法

ア　（1）の被害状況等の報告は、消防組織法第 40 条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う。

イ　県に対しての第一報は、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（3）報告要領

ア　災害概況即報（災害発生直後の被害の第１次情報の収集伝達）

市は、「災害概況即報」により人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

また、119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室 （平日 9:30～18:15）		宿直室 （左記以外）	
	電話	Fax	電話	Fax
NTT 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
消防防災無線 ※1	19-90-49013	19-90-49033	19-90-49101	19-90-49036
地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ　※1	7-048-500 -90-49013	7-048-500 -90-49033	7-048-500 -90-49101	7-048-500 -90-49036
地域衛星通信ﾈｯﾄﾜｰｸ　※２	048-500 -90-49013	048-500 -90-49033	048-500 -90-49101	048-500 -90-49036

※1：本庁の全ての一般内線電話よりかけられます。

※2：本庁・出先を問わず、全ての防災行政無線衛星電話よりかけられます。

イ　被害状況即報（一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達）

市、県及び防災関係機関は、積極的に県防災情報システムを活用し、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

（ア）市は、「被害状況即報」により被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を市に連絡する。

（イ）市、県及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

ウ　確定報告

災害が終了して、被害が確定したときに調査し「災害確定報告」により行う。災害復旧対策事業の基礎資料となるものであるので正確を期して行う。

エ　被害状況調査担当

調査事項	調査担当課
人的被害	消防本部（防災課）
住家被害	税務課
非住家被害	関係各課
市庁舎等の被害	庶務課
社会福祉施設等の被害	福祉課、子育て支援課、高齢者支援課
農林水産施設被害 農地・土地改良施設被害	綾歌・飯山市民総合センター、農林水産課
文教施設被害	産業生活部（産業観光課）、協働推進部（まなび文化課）、教育部（総務課、学校教育課、文化財保存活用課）、図書館
病院被害	健康課
道路・橋りょう被害	建設課
河川・港湾施設被害	都市計画課、建設課
砂防被害	都市計画課、建設課
清掃施設被害	クリーン課
崖くずれ被害	建設課
鉄道不通	都市計画課
船舶被害	生活環境課、農林水産課
下水道被害	下水道課
危険物施設被害	消防本部（予防課）
電話、電気、ガス （ライフライン被害）	建設課
ブロック塀等被害	都市計画課、建築住宅課
被災世帯数・被災者数	本部事務局
火災発生被害	消防本部（予防課）

3　直接即報基準に該当した場合の報告（本部事務局、防災課）

火災・災害等の報告は、市から県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけでなく直接消防庁にも、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

（1）火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

ア　航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災

イ　石油コンビナート等特別防災地区内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

ウ　危険物等に係る事故・原子力災害等

（2）救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が 15 人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

（3）武力攻撃災害即報に該当するもの

（4）災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

ア　地震が発生し、当該市町の区域内で震度５強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)

イ　津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの等

4　被害の認定及び罹災証明の発行（危機管理課、税務課、都市計画課、建築住宅課）

（1）市は、災害の発生に備え、災害による被害の程度を証明する書面（以下「罹災証明書」という）の交付に必要な業務の実施体制を確保する。更に、災害時の被害状況の調査に備え、専門的な知識及び経験を有する職員を育成するとともに、他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保し、その他必要な措置を講ずるように努めなければならない。

（2）市は、罹災証明書の発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成２５年６月内閣府（防災担当））で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、迅速かつ適切に実施する。

※　資料編

Ⅱ－７　「被害状況等情報収集伝達系統図」

８　「伝達系統図及び情報伝達通信系図」

Ⅴ－１　「火災・災害等即報要領」

２　「災害報告取扱要領」

Ⅵ－６－（１）「香川県防災情報システム」

第６節　通信運用計画

防災関係機関は、通信連絡を迅速かつ円滑に行うため、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

《実施担当》

本部事務局、建設課、綾歌・飯山市民総合センター

１　大規模災害時の通信連絡

（１）市、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、市防災行政無線、県防災行政無線、県防災情報システム等を利用して行う。

（２）市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

（３）市及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（４）　災害対策用移動通信機器の利用

市は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省(四国総合通信局を含む。)の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、衛星インターネット、公共安全モバイルシステムなど）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

２　市防災行政無線の運用

市は、戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）等を活用した、市民等への情報提供を行うものとする。この際、迅速かつ円滑な情報伝達を確保するため、次の措置を講じる。

（１）発災直後の調査点検等

市は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置からの電力供給に切り替えるとともに、燃料確保の措置をとる。

（２）通信回線の確保

必要に応じ、県に対し、直通電話の設定を要請する。

（３）災害現場との通信

災害現場に派遣される職員との連絡には、市防災行政無線の陸上移動系を使用する。

３　県防災情報システムの運用

市、県及び防災関係機関は、このシステムの専用端末を利用することにより、情報伝達手段を確保するとともに、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報等の災害関連情報の共有化を図る。

４　電気通信事業者の設備の利用

（１）災害時優先電話の利用

大規模災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、予め西日本電信電話(株) 香川支店に申請し、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

（２）孤立防止用衛星電話装置の利用

市は、災害時において開設された避難所等の通信が孤立した場合、西日本電信電話(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図るものとする。

（３）災害対策用移動電源車の利用

災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき、または困難なとき

は、総務省の災害対策用電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器の電源の確保を図るものとする。

5　他の機関の専用電話の利用

大規模災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。

利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

6　非常通信の利用

（1）有線通信が途絶し、利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、本市と県との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保する。

（2）市及び県は、被災地、避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

7　放送の要請

市及び県は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請するとともに、インターネットを利用した情報の提供に関する事業者にインターネットを利用した情報の提供を求めることにより、市民等へ必要な情報を提供する。

8　最新の情報通信関連技術の導入

市及び県は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

※　資料編

Ⅱ－9　「香川県地方通信ルート」
Ⅱ－10　「災害時通信連絡系統図」
Ⅱ－16　「非常通信の基礎知識」
Ⅵ－6－（1）「香川県防災情報システム」
（2）「香川県防災行政無線施設」
（3）「市防災行政無線」

第７節　広報活動計画

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の市民等の適切な判断と行動を助けるために、県、市、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

市民及び自主防災組織、事業者は、市、県、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行う。

《実施担当》

本部事務局、政策課、秘書課、市民課、綾歌・飯山市民総合センター

１　被災者等への広報活動（本部事務局、政策課、秘書課、綾歌・飯山市民総合センター）

（１）市の広報活動

ア　広報事項

災害の規模、態様等に応じて、市民に関係ある次の事項について広報を行う。

（ア）災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
（イ）被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
（ウ）二次災害の危険性に関する情報
（エ）安否情報(死者・安否不明者等の氏名公表に対する家族の意向確認及び住民基本台帳上の閲覧制限の有無の確認等に基づく県への氏名等の提供を含む)
（オ）道路交通、交通機関に関する事項
（カ）民心の安定に関する事項
（キ）防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
（ク）避難情報、避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
（ケ）応急救護所開設状況
（コ）給食、給水等実施状況
（サ）電気、ガス、水道等の供給状況
（シ）被災者生活支援に関する情報
（ス）一般的な市民生活に関する情報
（セ）その他必要な事項

イ　広報手段

広報は、それぞれの情報の出所を明確にして、次の手段により行う。

その際、多様なメディアを使い、また、手話通訳、外国語通訳、多機能な携帯電話（携帯電話メール、受信メールを読み上げる電話）等を活用するなど、高齢者、障害者、在住外国人、訪日外国人等の要配慮者や在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者について十分配慮する。

（ア）ラジオ、テレビ、新聞等報道機関による広報
（イ）戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）、CATV、放送設備等による広報
（ウ）広報紙、ポスター等の配布及び掲示
（エ）広報車による広報及び避難所への広報担当者の派遣
（オ）自治会、自主防災組織等を通じての連絡
（カ）インターネット（市ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報
（キ）携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）
（ク）県防災情報システムによるメール配信
（ケ）Ｌアラート（災害情報共有システム）による情報配信

（２）防災関係機関の広報活動

ア　広報事項

所管する施設等の被害状況や応急対策の実施状況等、市民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

イ　広報手段

報道機関を通じての広報だけでなく、広報車による広報、チラシやパンフレット等による広報等、多様な広報媒体を利用して広報を行う。

2　広聴活動（秘書課、市民課、綾歌・飯山市民総合センター）

市及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地市民の要望事項等を把握するとともに、市民等からの各種問合せに対応するため、総合的な窓口を開設する。

市は、市民等からの問い合わせに対応するために、相談窓口を市民生活部市民課に設置する。

なお、市は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

※　資料編

Ⅳ－12　「災害時における放送要請に関する協定」

Ⅵ－９－（４）「広報車・無線搭載車の状況」

第８節　災害救助法適用計画

県は、災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第２条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

《実施担当》

本部事務局、福祉課

１　適用基準

（１）適用基準

災害救助法による救助は丸亀市の場合、被害が以下の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

ア　住家が滅失した世帯が 100 世帯以上の場合[5]

イ　県下の滅失世帯数が、1,000 世帯以上の場合で、50 世帯以上の住家が滅失した場合

ウ　県下の消失世帯数が 5,000 世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

（２）被災世帯の算定基準

住家が滅失した世帯数の算定にあたっては、全壊、全焼若しくは流失した世帯を滅失した１世帯とし、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は、２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、３世帯をもって、それぞれ住家の滅失した１世帯とみなす。

２　適用手続

（１）市は、市における被害が前記の災害救助法適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに災害発生の日時及び場所、災害の原因、災害時の被害状況、既にとった措置及び今後の措置等を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

（２）市は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の３種類の報告）を県へ行うものとする。

３　救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を市長に通知することにより、市町長が実施する。この場合において、市長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

（１）避難所及び応急仮設住宅の供与

（２）炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

（３）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

（４）医療及び助産

（５）被災者の救出

（６）被災した住宅の応急修理

（７）学用品の給与

（８）埋葬

（９）遺体の捜索及び処理

(10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

[5] 丸亀市の場合は、市民１０～３０万人に該当することから、１００世帯が住家を滅失した場合

4　職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第 13 条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助する。

5　救助の程度、方法及び期間

（1）一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

（2）特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、市の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣（内閣府）と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

6　救助に必要な物資の供給等

県は、救助に必要な物資の供給等が適正かつ円滑に行われるよう、必要な関係者との連絡調整を行うものとする。

※　資料編

Ⅵ - 14－（1）　「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」

第９節　救急救助計画

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、防災課

１　市の活動

（１）市は、救急救助を必要とする状況を把握し、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し、救急活動を実施する。

（２）市は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の市町等に救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

（３）救助活動

ア　延焼火災及び救助事案が同時多発している場合は、延焼火災現場での人命救助活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

イ　救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現地本部を設置し、地域住民、自主防災組織、関係機関とも連携し、救助救出を行う。

また、救助資機材等を自主防災組織、ボランティア等に配布し、初動時における救助救出活動を円滑に行う。

（４）救急活動

ア　初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し適宜実施する。

イ　救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。

ウ　傷病者等に対する応急手当の実施、及び傷病程度に応じた搬送先等を決定するために、現地本部に応急救護所を設置し、応急活動を実施する。

（５）行方不明者の捜索活動

ア　行方不明者の捜索にあたっては、消防本部が丸亀警察署及び地域住民と協力して実施する。

イ　行方不明者や捜索された遺体については、間違いのないようリストに整理する。

ウ　行方不明者が多数の場合は、受付所を設置して手配・処理等を円滑に行う。

エ　捜索が困難な場合は、本部事務局を通じて県及び隣接市町に応援を求める。

オ　遺体を発見した場合は、速やかに丸亀警察署に連絡する。

（６）安全避難の確保

火災発生件数が多く、大部分の延焼火災の鎮圧が困難と予想される地区については、市民の安全避難を確保するための活動を行う。

２　部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。

３　市民及び自主防災組織の活動

（１）被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動にあたる。

（２）災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

４　感染症対策

救急救助活動等を実施する各機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底するものとする。

第１０節　医療救護計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の市民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、健康課、防災課、福祉課、高齢者支援課、一般社団法人丸亀市医師会、一般社団法人綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、一般社団法人丸亀市薬剤師会、綾歌郡薬剤師会

１　保健医療福祉活動の総合調整

必要に応じて、市災害対策本部に丸亀市医療救護本部を設置するとともに、福祉課及び高齢者支援課も連携して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行なうものとする。

丸亀市医療救護本部の設置場所は、市庁舎４階とする。

２　現地医療体制

（１）医療救護班の派遣

ア　市は、医療救護が必要と認めたときは、丸亀市医師会、綾歌地区医師会等に医療救護班の派遣等を要請する。医療救護班は、応急救護所において医療救護活動を行う。

イ　市は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町等に広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。

ウ　市は、島しょ部へ医療救護班を派遣する際は、災害時における輸送協定書に基づく船舶、あるいはボートレース事業局が所有する船舶を使用して対応する。

エ　市は、災害派遣医療チーム(DMAT)、災害派遣精神医療チーム(DPAT)、災害支援ナース、香川県医師会災害医療チーム(JMAT 香川)、日赤救護班、広域医療救護班等の派遣、あるいは自衛隊による医療救護に係る応援を必要とする場合、県に対して要請する。

また、必要により AMDA に医療チームの派遣を要請する。

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接それぞれの機関に要請するとともに、第 14 旅団に対してはその旨を通知する。この場合、市は速やかにその旨を県に通知する。

（２）応急救護所の設置

ア　市は、医療救護を行うため、各コミュニティセンターに応急救護所を設置するとともに、地域の実状に応じて設置する。

イ　医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。

（ア）トリアージ
（イ）重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
（ウ）救護病院等への患者搬送の支援
（エ）助産活動
（オ）死亡の確認及び遺体の検案
（カ）医療救護活動の記録と災害対策本部への措置状況等の報告
（キ）その他必要な事項

３　後方医療体制

（１）救護病院の医療救護

ア　市は、予め定めた救護病院に対して、医療救護の実施を要請する。

イ　救護病院は、次の活動を行う。

（ア）トリアージ
（イ）重症患者の応急処置
（ウ）中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置
（エ）広域救護病院等への患者輸送
（オ）助産活動
（カ）遺体の検案
（キ）医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告

（２）広域救護病院等の医療救護

ア　市は県に対して、県が定める広域救護病院からの応援を依頼する。

イ　広域救護病院は、次の活動を行う。
（ア）トリアージ
（イ）重症患者の受入及び処置
（ウ）救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
（エ）広域医療救護班の派遣
（オ）県内医療搬送の支援
（カ）遺体の検案
（キ）医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部への措置状況等の報告

4　傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防機関が救急車で行うが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送する。

（1）市又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
（2）県に対し、救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)、防災ヘリコプター及び自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターによる搬送を要請する。
（3）自衛隊に対し､車両等による搬送を要請する。
（4）高松海上保安部に対し、巡視船艇による搬送を要請する。
（5）船舶等を借り上げ、海上搬送する。

5　医薬品等の確保

（1）市は、応急救護所等から医薬品等の供給要請があったときは、予め定めている計画に基づき調達する。
なお、医薬品等の不足が生じたときは、県に調達又は斡旋を要請する
（2）一般社団法人丸亀市薬剤師会及び綾歌郡薬剤師会は、「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、災害等の救護活動に必要な医薬品等を確保し、市からの要請により提供する。
（3）県は、市から医薬品等の供給要請を受けたときは、県の保有する災害時用備蓄医薬品等及び香川県医薬品卸業協会と県の間で定める災害時用流通備蓄医薬品等を供給し、それでも不足するときは、県と協定を締結した団体に対し、供給を要請する。

6　輸血用血液の確保

（1）　血液の確保体制
ア 県は、災害発生後速やかに香川県赤十字血液センターの被災状況及び血液の在庫数量等を把握し、血液が不足するようであれば、他の都道府県等に対して必要な血液の確保について協力を要請するものとする。
イ 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、血液を供給する。
また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。

（2）　血液の輸送
ア 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターの車両等によるものとする。
イ 県は、被災地への血液の緊急輸送にヘリコプター等が必要なときは、自衛隊等関係機関に協力を要請するものとする。

7　医療機関等の非常用通信手段の確保

市、県及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼動に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

※　資料編
Ⅳ－６　　「災害時における医療救護活動に関する協定」
Ⅵ－７－（1）「大災害時の医療救護体制」
（2）「災害時用備蓄医薬品等の確保系統図」
（3）「救護病院一覧表」

第１１節　緊急輸送計画

災害時において、救急、救助、医療活動を迅速に行い、また、被害の拡大防止を図り、更には避難者に緊急物資を供給するため、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が市町に対して行う飲料水、食料等の生活必需品に係る供給については、被災市町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、市町の被災状況によっては、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

《実施担当》

本部事務局、庶務課、福祉課、健康課、スポーツ推進課、生活環境課、建設課 防災課、綾歌・飯山市民総合センター

１　輸送の対象（本部事務局、福祉課、健康課、生活環境課、建設課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター）

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

（１）第１段階

ア　救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資

イ　消防、水防活動等災害防止のための人員、物資

ウ　後方医療機関等へ搬送する負傷者等

エ　地方協力団体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等

オ　緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

（２）第２段階

ア　上記⑴の続行

イ　食料、飲料水等生命の維持に必要な物資

ウ　被災地外に搬送する傷病者及び被災者

（３）第３段階

ア　上記⑵の続行

イ　災害復旧に必要な人員、物資

ウ　生活必需品

２　輸送車両等の確保（本部事務局、庶務課、綾歌・飯山市民総合センター）

（１）市及び防災関係機関は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し緊急輸送を実施する。

（２）市が運送手段として必要とする車両、船舶等については、次により確保する。

ア　市有車両の活用

イ　災害時における輸送協定を締結した船舶事業者に対し輸送の協力要請

ウ　香川県トラック協会、香川県バス協会、香川県離島航路事業協同組合、船舶事業者の協力を県に要請

エ　他の市町へ応援車両等の派遣要請

オ　燃料等の確保のため関係業界へ協力要請

（３）市は、自衛隊の支援等による輸送が必要な場合は、県に対し、自衛隊の派遣要請の要求を行う。

３　陸上交通の確保（緊急輸送路の確保）（都市計画課、建設課、綾歌・飯山市民総合センター）

（１）市は、国、県及び防災関係機関の協力を得て、主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を把握する。

（２）道路管理者は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線に

ついて、関係機関･団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。

また、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両の移動等の措置命令を行うとともに、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去を行う。

（3）車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を当該道路の区間外の場所へ移動し、区域にかかる通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所等へ移動し、駐車する。

また、警察官、自衛官又は消防吏員から車両の移動等の措置命令を受けた場合は、その指示に従って、車両を移動し、駐車する。

（4）市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努める。

4　海上交通の確保（本部事務局、建設課）

（1）情報の収集

市は、船舶事業者、漁業協同組合等の協力を求め、丸亀港を中心に被害状況、 航路等、異常の有無等の情報収集を行う。

（2）海上交通確保の措置

市は、管理する港湾・漁港について障害物の除去、応急修理等輸送確保のための応急措置を講ずる。なお、丸亀港については、管理者である県と連携をとり対応する。

5　航空輸送の確保（防災課）

市は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、臨時ヘリポートを確保する。

6　輸送拠点の確保（庶務課、綾歌・飯山市民総合センター、スポーツ推進課）

市は、緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県が指定する一次（広域）物資拠点、一次（広域）物資拠点支援施設に連携して、丸亀市総合運動公園内の丸亀市民球場を、二次（地域）物資拠点と指定し、物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点を確保するとともに、その周知徹底を図るものとする。二次（地域）物資拠点は、スポーツ推進課が、開設・運営を担任する。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、臨時ヘリポートも確保する。

さらに、県は一次（広域）物資拠点等の、市は二次(地域)物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

※　資料編

Ⅵ－９－（1）「緊急通行車両の標章及び確認証明書」
（2）「緊急輸送路」
（3）「自動車の保有状況」
（4）「広報車・無線搭載車の状況」
（5）「緊急用車両一覧表」

第１２節　交通確保計画

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

《実施担当》

本部事務局、庶務課、都市計画課、建設課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター 丸亀警察署

１　陸上交通の確保（本部事務局、庶務課、都市計画課、建設課、防災課、綾歌・飯山市民総合センター、丸亀警察署）

（１）情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２）道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。（＊風水害の発生の「おそれ」の場合も交通規制を行う場合はある。）

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者等（「道路管理者等」という）は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

ア　交通規制の基本方針

（ア）被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。

（イ）被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。

（ウ）被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。

（エ）避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

（オ）高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

イ　交通規制の実施

（ア）交通規制は、道路の機能確保・復旧活動の状況により行うが、被災地以外の広域圏においても交通渋滞等を招く可能性があるため、関係機関等と緊密に連絡をとり実施する。また、交通の誘導や適切な情報提供を行い、混乱を防止する。

（イ）道路施設等に危険な状況が予想され、又はこれを発見若しくは通報等により覚知したときは、次の区分により速やかに必要な規制を行う。

実施責任者	範　囲	根拠法
道路管理者	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第１項
公安委員会	道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため	道路交通法 第４条第１項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき	災害対策基本法 第 76 条第１項
警察署長	道路交通法第４条第１項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法 第５条第１項
警察官	道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合	道路交通法第６条 第２項第４項

ウ　交通規制のための措置

（ア）警察は、効果的な交通規制を行うため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

（イ）警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

（ウ）警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両の移動等の措置命令を行う。

（エ）警察は、交通規制にあたっては、道路管理者、自治体の防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

（オ）県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

エ　降雪予測等による通行規制予告

道路管理者は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

オ　交通マネジメント

市は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることが必要な場合に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、県に香川県渋滞対策協議会の開催を要請することができる。

※ 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組み

※ 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組み

（3）通行禁止区域における措置命令

通行禁止区域における緊急通行車両の通行確保のため、警察官、自衛官及び消防吏員による措置等については、災害対策基本法に基づき次のとおり実施する。

実施責任者	範　囲	根拠法
警察官	1　通行禁止区域内において緊急通行車両の通行妨害車両その他の物件の移動等の措置を命ずることができる。 2　措置命令に従わないとき、又は相手が現場にいないとき、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合やむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。	災害対策基本法第 76 条の 3
自衛官 消防吏員	警察官がその場にいない場合に限り自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、上記措置を行うことができる。	

（4）発見者等の通報

災害時の道路、橋りょう等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官、又は市長に通報する。

通報を受けた市長は、その路線管理者、又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

（5）規制実施の要領

市は、道路施設の被害等により危険な状態が予想され、若しくは発見し、又は通報等により承知した場合において、その道路施設の管理者に通報して規制をするいとまのないときは、避難の指示や、警戒区域を設定して、災害応急対策に従事する以外の者に対して当該地域への立入りを禁止し、又は当該地域からの退去を命ずる等の方法によって応急的な規制を行う。

この場合、でき得る限り速やかに道路管理者又は丸亀警察署に連絡し、正規の規制を行う。

（6）交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、市民、運転者等に周知徹底を図る。

【規制の標識等】

規制を行った実施者は、次の標識を内閣府令、国土交通省令に定める場所に設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難、又は不可能なときは、適宜の方法により、とりあえず通行を禁止、又は制限したことを明示し、必要に応じて警察官等が現地において指導にあたる。

標示の様式は、次のとおりである。

（ア）規制標識

a　道路法第 47 条の 15（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）によるもの

b　災害対策基本法施行規則第５条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）によるもの

（イ）規制条件の標示

規制標識には、次の事項を明示する。

a　禁止制限の対象　　b　区間　　c　期間　　d　理由

この場合、通行の禁止又は通行の制限にかかる規制については、適切な迂回路を明示し、一般の交通に支障のないように努める。

（7）報告等

規制を行ったときは、次の要領により報告又は通知する。

ア　系統

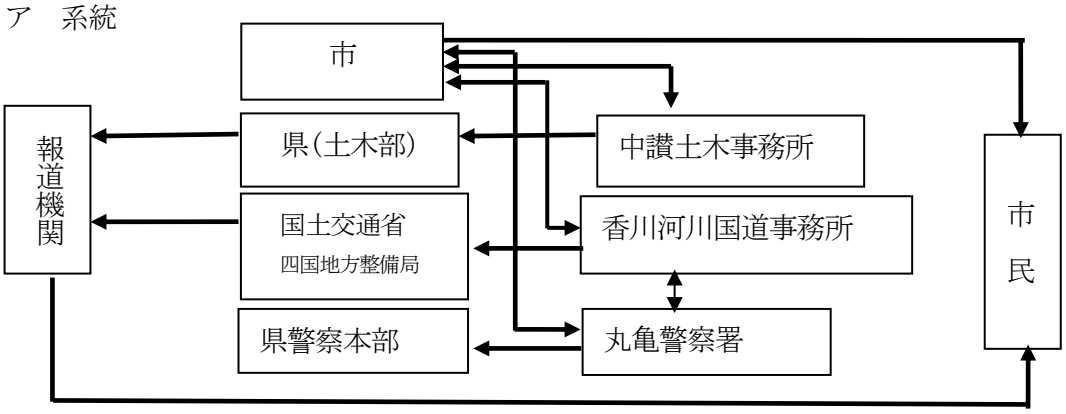

イ　報告事項

（ア）禁止、制限の種別と対象

（イ）区　間

（ウ）期　間

（エ）理　由

（オ）迂回路、その他の状況

（8）道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む）を行い、道路機能の確保に努める。

ア　路上の障害物の除去について、道路管理者等、警察、消防、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ　道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対して車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

ウ　国又は県は、道路管理者等である市に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

エ　道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害においては除雪を含む）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

（9）車両の運転者のとるべき措置

ア　道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。

イ　速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。

ウ　通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

(10) 緊急通行車両の確認

ア　県公安委員会が、災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、県又は県公安委員会は、災害応急対策を実施するための車両の使用者からの申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行う。この確認を行った場合、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

イ　県又は県公安委員会は、災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両の事前届出制度を運用し、予め災害応急対策用として申出があった車両について、災害発生前においても事前に緊急通行車両としての確認を行い、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付する。

2　海上交通の確保（本部事務局、建設課）

市は、県が行う港湾等の被害情報、航路等の異常の有無等、海上交通の安全確保に必要な情報の収集に協力する。

※　資料編

Ⅳ－１　「災害時における海上輸送に関する協定書」

Ⅵ－９－（１）「緊急通行車両の標章及び確認証明書」

（５）「緊急用車両一覧表」

第１３節　避難計画

台風、突然の豪雨などによる浸水、火災の延焼拡大、がけ崩れ等が発生した場合、あるいは発生する恐れのある場合、当該危険の及ぶ地域の市民の安全を確保するために、迅速、かつ適切に避難情報を発令し、住民の避難を支援するとともに、指定避難所を開設し、運営する。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、秘書課、職員課、人権課、税務課、福祉課、子育て支援課、 高齢者支援課、健康課、地域づくり課、図書館、クリーン課、まなび文化課、 防災課、教育部(総務課、学校教育課、幼保運営課)、綾歌・飯山市民総合センター

１　避難情報の伝達

（１）避難情報

避難情報には次の種類がある。

ア　【警戒レベル 3】高齢者等避難

イ　【警戒レベル 4】避難指示

ウ　【警戒レベル 5】緊急安全確保

（２）避難情報の検討・決定

ア　災害対策本部は、本部会議等において、浸水、あるいは土砂災害等に関わる避難情報（以下、「浸水等に関わる避難情報」という。）の検討を行い、避難情報の発令（時期と範囲）を決定する。

その際、必要に応じ、国や県の現場事務所等（高松地方気象台、香川河川国道事務所、香川県中讃土木事務所など）の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、避難情報の解除を検討する際にも、必要に応じ、国や県の現場事務所等の専門家の助言を活用するものとする。

イ　火災の延焼拡大に関わる避難情報（以下、「延焼拡大等に関わる避難情報」という。）は、消防本部が検討し、消防長等が決定する。

ウ　検討結果に含まれる要素

（ア）避難情報を発令する対象地域

（イ）避難情報を発令する時刻

（ウ）避難情報を伝達する地域及び対象

（３）避難情報の伝達

ア　浸水等に関わる避難情報の伝達

（ア）決定された避難情報の住民への伝達は、本部事務局が関係課と調整して実施する。なお、伝達は、当該避難情報が発令されている地域の市民等を対象に実施することを基本とする。

（イ）庶務課は、来庁者に対し、避難情報が発令されたこと、発令された地域、時刻などを伝達する。

（ウ）生活環境課は、島しょ部で避難情報が発令された場合、当該地域の住民に避難情報の発令を伝達する。

（エ）綾歌・飯山市民総合センター及び施設の所管課は、センターへの来訪者及び施設の利用者等に避難情報が発令されたこと、発令された地域などを伝達する。

（オ）広聴広報課は、避難情報が発令されたことをマスコミ等へ伝達する。

イ　延焼拡大等火災にかかわる避難情報は消防本部が発令する。

ウ　周知の手段

（ア）広報車による広報、サイレンの吹鳴

（イ）ホームページ、中讃ケーブルビジョン、マスコミ各社の利用

（ウ）緊急速報（エリアメール）等の配信

（エ）電話等の利用　→　（自治会長等）

（オ）香川県防災情報システム（防災情報メール）、Ｌアラート（災害情報共有システム）

エ　避難指示発令時の信号

避難指示発令地域の居住者に避難のため、立ち退くべきことを知らせる信号は、次のとおりとする。

【基本】

防災行政無線で拡声放送する。

【必要により】

警鐘信号　　○――― ○ ―― ○―― ○ ―― ○―― ○　（乱打）

サイレン信号　――――　――――　――――

（余いん防止付）　約１分吹鳴　約１分吹鳴　約１分吹鳴

約５秒休止　約５秒休止

オ　市は、必要に応じ、県を通じて[6]、ラジオ、テレビ並びにインターネットによる【警戒レベル 3】高齢者等避難、【警戒レベル 4】避難指示に関する放送の実施を報道機関等に要請する。この際、次の事項を明らかにして要請する。

なお、事態が急迫している場合及び県への連絡が困難な場合においては、市は直接報道機関に放送要請を行う。

（ア）　放送要請の理由

（イ）　放送事項

（ウ）　希望する放送日及び送信系統

（エ）　その他必要な事項

２　避難の支援

避難情報の発令された地域の市民は、次の要領で避難する。

この際、自治会、消防団、自主防災組織等は、予め、災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所、緊急避難場所への経路及び方法等を平素から確認するよう努め、災害時にはこれにより安全かつ迅速な避難行動を行う。

（１）一般市民の避難

市民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市が【警戒レベル 4】避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動する。

ア　浸水等における避難

（ア）自宅の２階部分、あるいは最寄りの指定緊急避難場所等のうち、最も安全かつ、避難しやすい場所に避難する。

（イ）浸水等が収まった後、自宅が浸水等の被害を受け、自宅における生活の継続が困難な場合、指定避難所に避難し、市等の支援を受ける。

イ　土砂災害における避難

（ア）土砂災害危険区域から離れた指定緊急避難場所に避難する。

（イ）土砂災害により自宅が被害を受け、自宅における生活の継続が困難な場合、指定避難所に避難し、市等の支援を受ける。

ウ　火災の延焼等に対する避難

予め指定された避難所に避難する

（２）要配慮者の避難

ア　浸水等における避難

（ア）自宅の２階部分、あるいは近辺の緊急避難場所等に避難する

（イ）浸水等が収まった後、自宅が浸水等の被害を受け、自宅における生活の継続が困難な場合、指定避難所に避難し、市等の支援を受ける。

イ　土砂災害、火災の延焼等からの避難

予め指定された緊急避難場所に避難行動支援者の支援を受け避難する。

（３）帰宅困難者への対応

市は、予め、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備する。

[6] 県の「災害時における放送要請に関する協定」に基づく要請

3　避難誘導

市は、警察、消防機関等防災関係機関の協力を得て、避難対象地区の市民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。なお、消防団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

（1）避難誘導

避難対象地区の市民等に逃げ遅れがないよう、自治会、町内会、職場、学校、自主防災組織等を単位とした避難誘導を行う。特に高齢者、幼児、病人、障害者、外国人等の要配慮者を優先して緊急避難場所に誘導する。

（2）市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

また、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

（3）避難経路

ア　避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

イ　学校、事業所等その他多数に人が集まる場所において避難誘導は、原則として施設管理者等が実施する。

4　開設する指定避難所の決定

（1）開設する指定避難所は、本部会議における避難情報に関する検討状況を受け、本部長（本部事務局）が関係課との調整のもと決定する。

（2）開設の順序

ア　対象地域内のコミュニティセンター等を開設する。

イ　次いで、学校施設（含む県施設）の体育館を開設する。

ウ　更に収容能力の不足が想定される場合は、保育所、幼稚園、小･中学校の教室を開設する。この際、児童等の教育への影響を最小限にするように留意する。

エ　避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

また、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

（3）開設に関する検討状況を関係課及び当該施設の所管課等に通報する。

（4）指定避難所として開設を決定された施設の管理者等は、当該施設の所管課等の指示に基づき、鍵の解除、誘導員の配置･誘導、非常用食料・仮眠のための毛布の準備等避難者の受け入れに必要な事項を実施する。

5　指定避難所の開設・運営

（本部事務局、職員課、人権課、税務課、子育て支援課、福祉課、高齢者支援課、健康課、地域づくり課、図書館、クリーン課、まなび文化課、教育部（総務課、学校教育課、幼保運営課））

（1）比較的小規模な風水害等の場合の指定避難所の開設・運営要領は、「丸亀市避難所運営マニュアル」を準用する。

（2）指定避難所への職員派遣担当課は、「丸亀市職員初動マニュアル」に基づく。

指定避難所への職員派遣担当課は、開設を決定された指定避難所に職員を派遣し、指定避難所を開設・運営する。

この際、コミュニティセンターには、基本的に地域担当職員（防災）を派遣する。

（3）要配慮者のため福祉避難所を開設するものとする。

（4）災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

（5）指定避難所を開設したときは、速やかに避難者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームペー

ジや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告する。

（6）市は、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て避難所を運営するよう努めるものとする。

避難所の運営とは、要配慮者を含む避難者に対する食料･生活環境、医療、災害関連情報等の提供及び避難所に関する情報の災害対策本部への報告等の避難所に係る業務をいう。その際には、あらかじめ、避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練を通じ、市民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材も対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

（7）健康課は、関係機関と連携して、必要に応じ応急救護所を避難所、あるいはその周辺地域に開設する。

（8）福祉課、高齢者支援課等は、避難行動要支援者の避難支援及び避難所での生活支援などを行う。

（9）市は、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的少数者に配慮する。

特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営管理に努めるものとする。

また、市は、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

(10) 市及び避難所の運営者は、避難所開設当初からパーティションや簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、照明、換気、食事供与の状況、より快適なトイレの設置に配慮するとともに、発災直後からの衛生的なトイレ環境の維持に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

6　指定避難所外避難者等への配慮

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、市が行う避難所外避難者の状況調査に協力するとともに、市からの要請に基づき、関係機関に支援を要請するものとする。

7　広域避難

（1）市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

（2）市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設

等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

8　広域一次滞在

市は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

9　新型コロナウイルス及び類似の感染症対策

指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（1）新型コロナウイルス及び類似の感染症対策に留意した指定避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル 新型コロナウイルス感染症対策補足編(令和2年7月)」に定める。

この際、特に以下を重視する。

ア 受付でのチェックシートによる健康状態の確認及び体温測定

イ 避難者間の十分なスペースの確保 ： 世帯間で概ね2m(最低でも1m)以上

ウ 十分な間隔を確保できない場合は、パーテーションの設置に努める。

エ マスクの着用、手洗い、せきエチケットの徹底を周知

オ 定期的な換気 ： 1時間に2回程度

カ ドアノブ、トイレの便座、水洗レバー等の定期的な消毒

キ 保健師等と連携した定期的な健康チェック

ク 発熱等の症状のある人が出た場合の専用スペースの確保及び保健師・市と連携した対応

（2）3密防止及び感染者対策のための避難所の拡大

ア 通常の台風・大雨の場合は、必要により当初開設するコミュニティセンター等に追加して小・中学校等を指定避難所として開設する。

イ 学校は、居住エリアとして体育館以外に教室等を使用する。

ウ 必要により補助的避難所及びホテル等を活用する。

エ 必要により新型コロナウイルス感染者専用避難所を設置する。

（3）市民への避難要領等の周知

ア 市民に対し、自宅が安全な場合は在宅避難(2階以上への避難を含む)及び安全な地域にある親戚・友人宅への避難についても検討するように周知する。

イ 市民に対し、避難に際して、通常の非常持ち出し品の他に、マスク、手指消毒液、体温計の携行を周知する。

（4）指定避難所への物資の配分

指定避難所に、市で備蓄しているマスク、消毒液、体温計、パーテーション等を配分する。

※　資料編

Ⅱ－3　「避難に関する責務及び避難行動(安全確保)行動」

Ⅱ－4　「避難情報の発令基準」

Ⅳ－7　「災害時における避難所の使用・利用に伴う申し合わせ・協定書」

Ⅳ－10　「災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書」

Ⅳ－12　「災害時における放送要請に関する協定」

Ⅵ－2－(10)「洪水浸水想定区域内の地下街等施設一覧」

(11)「洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」

(12)「土砂災害警戒区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」

Ⅵ－11　「避難施設等一覧表」

第１４節　食料供給計画

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊出し等による食料の供給を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、市民課、スポーツ推進課、綾歌・飯山市民総合センター、 教育部総務課

１　食料の調達（事務局、市民課、スポーツ推進課、綾歌・飯山市民総合センター）

（１）市は、予め供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。

市は、被災者名簿をもとに食料需要を把握するとともに、指定避難所以外で炊事ができない者、ミルクを必要とする乳児等の把握に努め、食料保有者から緊急食料を調達する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

なお、配給対象者、配給のために支出できる経費の限度、期間等は、災害救助法に定める基準に準じて行う。

（２）市は、二次（地域）物資拠点（市民球場）を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。

（３）調達要領

ア　一般主食は、原則として、予め供給協定を締結した米穀販売業者の手持量の立替引渡しを受け、事後において市から県に応急食料を請求し、立替業者に返済する。

イ　乾パンは、県備蓄の乾パンの引渡しを受ける。

ウ　主食でなお不足する場合は、製造業者に生パンの必要数量を連絡し、緊急に製造する。

エ　副食は、各青果物取扱業者から購入する。

オ　燃料は、各燃料取扱業者から購入する。

（４）県は、必要に応じ、又は市から要請があったときは、備蓄している食料を放出するとともに、緊急食料の調達又は斡旋に努める。この場合、原則として、予め供給協定を締結した食料保有者を調達先とし、食料の輸送も依頼する。

２　炊き出しその他による食料の供給（教育部総務課）

（１）対象者

ア　災害救助法が適用された場合に、炊出しその他による食品の給与を受ける者

（ア）指定避難所に避難している者

（イ）住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者

（ウ）旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等

イ　災害救助法が適用されない場合の被災者

ウ　災害応急対策に従事する者

（２）供給する食品

ア　精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。

イ　食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。

ウ　乳児に対しては、粉ミルク、液体ミルクを供給する。

（３）炊き出しの実施

ア　炊き出しは、実施体制が整った所からできるだけ早く行う。

イ　市は、学校給食センター、指定避難所又はその付近の適切な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊出し及び食料の配分を行う。

ウ　市は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請する。県は、市から要請があれば、次の措置を行う。

（ア）日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。

（イ）調理不要な乾パン、食パン等を供給する。

（ウ）プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対し協力を要請する。

（エ）自衛隊に対して派遣要請を行う。

（オ）指定避難所等における炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対して協力を要請する。

（4）被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅の避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

第１５節　給水計画

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災地のニーズに応じて、水道施設の被害状況に基づいて避難者や断水地域の把握を行い、水道施設の破損又は飲料水の汚染等のため飲料水が確保できない場合は、飲料水及び生活用水の供給を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、香川県広域水道企業団、生活環境課

１　給水の確保等（本部事務局、香川県広域水道企業団、生活環境課）

（１）香川県広域水道企業団は、被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から応急給水所へ給水車又は容器により運搬して確保する。

（２）市及び県は、家庭用井戸水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施する。

（３）県及び市は、災害時等における私有井戸の井戸水の有効活用を図るため、災害時等応急用井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保に努める。

２　給水量の基準

（１）飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として１人１日３ﾘｯﾄﾙの給水を基準とする。

（２）生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

３　給水の実施（本部事務局、香川県広域水道企業団）

（１）香川県広域水道企業団は、次の給水活動を行う。

ア　水道施設に被害がない場合は、水道水の供給を継続する。

イ　浄水施設や送水施設が被災した場合は、浄水場内の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。

ウ　飲料水の確保が困難な地域に対して、応急給水所を定め、給水車等により応急給水を行う。応急給水所での給水は、市民が自ら持参した容器をもって行う。なお、極端に容器が不足する地域については、市が備蓄する飲料水用袋等を使用する。

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。このとき、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。

エ　市民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。

（２）市は、香川県広域水道企業団の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。市は、香川県広域水道企業団の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団体等の各種団体等の協力を得るよう努める。

ア　応急給水を実施する場所を決定し、香川県広域水道企業団に飲料水等の輸送を依頼する。

イ　香川県広域水道企業団の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。

ウ　住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。

エ　市は自ら飲料水を確保する市民に対して、衛生上の注意を広報する。

（３）県は、香川県広域水道企業団の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。

ア　市の被害状況、応急給水実施状況等を把握し、香川県広域水道企業団に飲料水の確保に係る衛生面や安全給水に関する情報提供や指導を行う。

イ　香川県広域水道企業団から給水活動の応援要請があったときは、必要に応じて、他の県や自衛隊に応援給水を要請する。

ウ　住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。

エ　自ら飲料水を確保する町民に対して、町と連携して衛生上の注意を広報する。

（4）被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

第１６節　生活必需品等供給計画

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに応じて、災害によって住家に被害を受け日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の生活必需品を喪失又は毀損し、急場をしのげない被災者に対して、生活必需品の供給又は貸与を行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、福祉課

１　生活必需品等の調達（福祉課）

市は、原則として予め供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、次の事項を示して県等に対して調達又は斡旋を要請する。

（１）必要な生活必需品の品目及び数量

（２）引き渡しを受ける場所及び引受責任者

（３）その他参考となる事項

物資供給の対象者、配給品目、配給のために支出できる経費の限度、期間等は災害救助法に定める基準に準じて行う。

２　生活必需品等の配分（本部事務局、福祉課）

（１）対象者は、次のとおりとする。

ア　災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ　災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品等を直ちに入手することができない者

（２）供給する品目は、原則として、次の８種類とする。

ア	寝具	就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等
イ	外衣	洋服、作業着、子供服等
ウ	肌着	シャツ、パンツ等の下着
エ	身の回り品	タオル、靴下、サンダル、傘等
オ	炊事道具	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等
カ	食器	茶碗、皿、はし等
キ	日用品	石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等
ク	光熱材料	マッチ、プロパンガス等

（３）市は、避難所の収容人員[7]を確実に把握した上で配給品目、数量等を決定して配分計画を作成し、それに基づき、自治会、防災ボランティア等の協力を得て、被災者に対して生活必需品の配分を行う。

（４）市は、二次（地域）物資拠点（市民球場）を速やかに開設し、避難所までの輸送体制を確保するものとする。

（５）市は、物資の配分にあたっては、事前に市民に広報を行うとともに自主防災組織、自治会、防災ボランティア等の協力を得て実施できる協力体制を整備して不公平が生じないように適切に実施する。

（５）市は、配分にあたり災害救助法による物資とその他の義援物資を明確に区別する。

（６）市は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。

（７）県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。

（８）被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮する。また、在宅での避難者、避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努める。

※　資料編

Ⅳ－14「災害時における救援物資等の提供に関する協定書」

[7] 避難所に終日所在するものだけでなく、昼間だけ所在するものなどについても把握する必要がある。

第１７節　防疫及び保健衛生計画

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

《実施担当》

本部事務局、健康課、福祉課、高齢者支援課、生活環境課、農林水産課、幼保運営課、危機管理課、一般社団法人丸亀市医師会、一般社団法人綾歌地区医師会、丸亀市歯科医師会、一般社団法人丸亀市薬剤師会、綾歌郡薬剤師会

１　防疫対策（本部事務局、健康課、生活環境課、危機管理課）

市は、被災後、速やかに、防疫班を編成し、状況に応じた防疫活動を行うとともに、県の指示により必要な防疫措置を実施する。

（１）県は、被災地の状況を把握するとともに、一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新感染症（以下「感染症等」という。）の発生の状況、動向及び原因を明らかにするため、必要な調査を実施し、当該感染症等にかかっていると疑うに足る正当な理由のある者に対して健康診断を行う。

必要に応じ、四類感染症、五類感染症についても、積極的疫学的調査を行う。

（２）市は、県が感染症等を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めたときは、県の指示を受けて、感染症等の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を行う。

（３）市及び県は、感染症等が発生したときは、速やかに発生状況、防疫対策等について広報、啓発を行う。

（４）県は、感染症等が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関（緊急やむを得ない場合は知事が適当と認める医療機関）に入院勧告等を実施するとともに、(2)と同様な措置を講じる。

（５）県が感染症予防上必要と認めたときは、市は県の指示により、臨時の予防接種を実施する。

（６）市は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。

（７）市民及び自主防災組織は、飲食物の衛生的取扱い、トイレでの手洗いと消毒の徹底、地域周辺の清潔保持等衛生の確保に努め、感染症の発生を防止する。

（８）市は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、健康課と危機管理課が連携して、発熱等病状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康課は、危機管理課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとし、県はこれを支援する。

２　保健衛生対策（健康課、福祉課、高齢者支援課、幼保運営課）

（１）保健医療福祉活動の総合調整

必要に応じて、市災害対策本部に丸亀市医療救護本部を設置するとともに、福祉課及び高齢者支援課も連携して、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行なうものとする。

丸亀市医療救護本部の設置場所は、市庁舎４階とする。

（２）健康相談等

ア　市は、県と連携し、定期的に保健師等による避難所等の巡回を実施して、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者、障害者など要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて保健指導及び健康相談を行うとともに、福祉施設等への入所、介護職員の派遣、車いす等の手配等を福祉事業者、ボランティア団

体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

イ　市は、県と連携し、避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

（3）精神保健相談等

ア　市は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

（ア）精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者

（イ）子ども、妊産婦、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者

（ウ）被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者

（エ）ボランティアなど救護活動に従事している者

（オ）その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

イ　県は、精神保健活動を実施する要員が不足するときは、県内の医療機関及び他の都道府県に対して、応援要請を行う。

（4）栄養相談等

ア　市は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、市保健福祉センター等において栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。

また、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

（ア）乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導

（イ）在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導

（ウ）感染症や便秘などを予防するための栄養指導

（エ）被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア

（オ）その他必要な栄養相談･指導

イ　県は、栄養相談に応じる栄養士等が不足するときは、香川県栄養士会及び他の都道府県に対して、栄養士等の派遣要請を行う。

3　食品衛生対策（健康課）

（1）指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の指導を行う。

ア　救援食品の衛生的取扱い

イ　食品の保存方法、消費期限等の遵守

ウ　配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに破棄）

エ　手洗い、器具･容器等の消毒の励行

（2）食中毒が発生したときは、市は、県が編成する調査班の活動に協力する。

4　薬剤及び資機材の備蓄、調達（生活環境課）

（1）市は、応急救護所等で使用する防疫用薬剤及び資機材を調達確保する。

（2）市は、防疫用医薬品、資材等が不足したときは、卸売業者から調達するほか、県に調達を要請する。

※　資料編

Ⅵ－８－（1）「精神科医療機関」

第１８節　廃棄物処理計画

災害時において、大量に発生するごみ、災害廃棄物及びし尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、市民生活の確保を行う。

《実施担当》

本部事務局、生活環境課、クリーン課、下水道課

１　処理体制（本部事務局、生活環境課、クリーン課）

（１）市は、県の行う地震に伴う被害想定等に基づき、ごみ及び災害廃棄物の排出推定量を定め、廃棄物の応急処理計画を作成する。

応急処理計画には廃棄物等の処理のための連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時集積場（仮置場、仮集積場）等が含まれる。

（２）市は、一般廃棄物処理施設の被害状況を迅速に把握し、復旧措置を行うとともに、被害状況に応じ、応急処理計画を適宜に修正する。

（３）市は、応急処理計画に基づき、自治会、自主防災組織、防災ボランティア等の協力を得て、応急処理に努める。

（４）　ボランティア、NPO 等の支援を得て災害廃棄物の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO 等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとする。

（５）市民、自治会、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市の廃棄物処理活動に協力する。

２　処理方法（生活環境課、クリーン課、下水道課）

（１）ごみ処理

ア　市

(ア) ごみ及び災害廃棄物処理の連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時集積場（仮置場、仮集積場）等を定めた応急処理計画に基づき、市民、自治会、防災ボランティア等の協力を得て、応急処理に努める。

(イ) 速やかに仮集積場及び収集日時を定めて、自治会等及び市民に周知する。

(ウ) 自治会等に対し、仮置場の設置、ごみの分別整理及び仮置場から市が設置する仮集積場への運搬方法について指導する。

(エ) 自治会等によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに、予め選定した処理場に運搬、処理する。

(オ) 緊急な応急措置の実施のため、除去が必要と認められる災害廃棄物は、市が直接仮集積場及び処分場に運搬する。

(カ) 防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。この際、消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋を市民に配布するとともに、特に腐敗しやすいごみについては、他と分離し、優先的に処理し、また処理するよう指導、周知する。

(キ) 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、原則として焼却処分とし、不燃性又は焼却できないものは埋立処分する。この際、可能な限りリサイクルに努める。

(ク) フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収、保管、処理に際しては、冷媒の漏洩に留意する。

イ　自治会等

(ア) 地域ごとに、市民が搬出するごみの仮置場を選定し、住民に周知する。

(イ) 仮置場のごみの分別整理、流出の防止等の管理を行う。

(ウ) ごみは、定められた日時に、市の協力を得て、仮置場より仮集積場へ運搬する。

ウ　市民

(ア) 自分で処理できないごみは、指定された仮置場へ搬出する。

(イ) ごみは、指定された仮置場以外へは、搬出しない。

（２）し尿処理

ア　市

(ア) 下水道施設及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用の中止について市民に周知する。

(イ) 市民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置し、併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。このため、予め、仮設トイレや消毒剤等の備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確保しておく。

(ウ) し尿については、計画収集が可能になるまでの間、市民に対して計画的な仮設トイレの設置及び必要に応じ、尿凝固剤の配布を行う。

(エ) し尿の収集は、仮設トイレ、避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。

(オ) 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。また、終末処理場のある下水道に搬入し処理することを下水道課と調整する。

イ　自治会等
　自治会等を中心に仮設トイレの設置及び消毒を行う。
ウ　市民
　市からの指示に従って、水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレの使用等により処理を行う。

（3）産業廃棄物処理
ア　産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、事業者の責任において自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとする。
イ　県は、産業廃棄物の処理について、県内外の自治体及び事業者から要請があった場合、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行う。

（4）災害廃棄物処理
ア　災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分までの処理ルート確保を図る。
イ　災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。
ウ　災害廃棄物の適正な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。

3　災害廃棄物処理計画の策定
（1）市は、災害廃棄物の処理主体であることから、発生量予測等の基礎的データ及び災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等を示した「大規模災害時における災害廃棄物処理計画」により、適性かつ迅速に処理を行う。
（2）市及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

4　廃棄物処理施設の復旧（クリーン課）
（1）市
ア　一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに復旧計画を定め、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものは、応急復旧を行う。
イ　応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、工事業者に協力を要請する。
ウ　一般廃棄物処理施設の損壊等により、処理を中止する場合、又は処理の中止の必要が生じたときは、他の処理施設への処理依頼等、応急的な処理に努めるとともに、市民、県及び関係団体に、速やかに通知する。また、復旧の時期についても、随時、市民、県及び関係団体に情報の提供を行う。

（2）産業廃棄物処理施設設置者
　産業廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものは、応急復旧を行うとともに、県に速やかに通知する。

5　住民への周知
　市及び県は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（Ｄ．Ｗａｓｔｅ－Ｎｅｔ）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

6　損壊家屋の解体
（1）市及び県は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行うものとする。
（2）市及び県は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

※　資料編
　Ⅵ－８－（2）「一般廃棄物処理施設」
　　（3）「一般廃棄物収集車両」
　　（4）「緊急時トイレ兼用マンホール設置状況」

第１９節　遺体の捜索、処置及び埋葬計画

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、捜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

《実施担当》（災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて市が行う）

本部事務局、福祉課、市民課、消防本部（総務課）、消防団

１　遺体の捜索（消防本部（総務課）、消防団）

（１）市は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の捜索を行う。

（２）遺体の捜索にあたっては、警察、高松海上保安部等の協力を得て、捜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

応援の要請は、次の事項を明示して行う。

ア　遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所

イ　遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、持物等

ウ　応援を求めたい人数又は船艇器具等

エ　その他必要な事項

２　遺体の処置（福祉課、市民課）

（１）市は、遺体について、医療救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。

（２）警察及び高松海上保安部は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。

（３）市は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（４）市は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬ができない場合等においては、適切な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。

３　遺体の埋葬又は火葬（市民課）

（１）市は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がいない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。

（２）市は、棺、骨つぼ等の埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。

（３）市は、自ら埋火葬の実施が困難な場合は県に応援を要請する。県は、火葬場の斡旋等について市から要請があったとき、又は被災状況から判断して広域的な対応が必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県等に対して、必要な応援を要請する。

（４）市は、遺体の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプターの数等を示して県に応援を要請する。

※　資料編

Ⅵ－８－（５）「火葬場一覧（公営）」

第２０節　住宅応急確保計画

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設し、また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

また、被災者に公営住宅の空室を仮住宅として提供し、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者には、県が借上げ、被災者に提供する民間賃貸住宅の情報提供等や宅地建物取引業者の媒介により、入居に際しての利便を図る。

《実施担当》

本部事務局、税務課、建築住宅課

１　被災住宅の調査（税務課、建築住宅課）

（１）市は、災害により家屋に被害が生じた場合、次の項目について応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急に実施し、知事に報告する。

ア　被害状況

イ　被災地における市民の動向及び市の住宅に関する要望事項

ウ　市の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

エ　応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等

オ　その他住宅の応急対策上の必要な事項

（２）市が調査を実施できない場合は、知事に応援を要請する。

２　応急仮設住宅の建設（建築住宅課）

県は、災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

（１）建設用地の選定

建設用地は、できるだけ集団的に建設可能な場所とし、市と協議して、公共用地から優先して選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。また、市はあらかじめ具体的な建設候補地の検討を行うものとする。

（２）建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建築業関係団体の協力を得て行う。ただし、知事の通知を受けた場合は市が実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

（３）建設戸数

建設戸数は、市の全壊、全焼及び流失世帯数の３割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

（４）構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による５連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

（５）資機材の調達

県は、応急仮設住宅の提供に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、国の政府本部を通じて、又は直接、資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。また、必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、関係業界団体等との連絡調整を行うものとする。

（６）応急仮設住宅の管理

市は、県の委託を受け、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。なお、入居者の選定等にあたっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、

子ども・若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

3　住宅の応急修理（建築住宅課）

県は、災害救助法が適用され、住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、②日常生活に必要な最小限度の部分の修理を行う。

ただし、状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。

（1）　応急修理の内容

①雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、次により緊急の修理を行う。

②日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、次により必要最小限の部分の修理を行う。

（2）　対象の選定

応急修理の対象住宅の選定は、市の協力を得て行う。ただし、知事の通知を受けた場合は市が実施する。

（3）修理方法

応急修理は、建設事業者団体の協力を得て行う。ただし、知事の通知を受けた場合は市が実施する。

（4）修理範囲

①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。

②居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限る。

（5）修理戸数

修理戸数は、市の半壊及び半焼世帯数の３割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

4　障害物の除去

（1）県は、災害救助法が適用された場合、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して、障害物の除去を行う。

（2）状況に応じ、これを市町において実施するよう通知する。県は、市から障害物の除去について応援要請があったときは、他の市町、建築業関係団体、自衛隊などの協力を得て、応援を行う。

5　公営住宅の特例使用

市は、応急住宅及び応急修理ができるまでの間、収容できるコミュニティセンター、体育館、校舎等を災害の規模及び場所に応じて使用できるよう計画を策定するとともに、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）

6　民間賃貸住宅の借り上げ

県は、市及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅として民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。

特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できない大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

7　宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

市は、民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に対し、県からの会員業者（(公社) 香川県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会香川県本部）の情報を提供する。

また、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

※　資料編

Ⅳ－９「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定」

第２１節　社会秩序維持計画

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

《実施担当》

本部事務局、政策課、秘書課、丸亀警察署、高松海上保安部

１　市民への呼びかけ（政策課、秘書課）

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に市民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

２　陸上における防犯（丸亀警察署）

警察は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び避難所等において、パトロールを強化し、犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

３　海上における防犯（高松海上保安部）

高松海上保安部は、被災地付近の海上において、巡視船艇を配備し、犯罪の予防や取締り等を行い、速やかな安全確保に努める。

第２２節　文教対策計画

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の教育を行うことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

《実施担当》

本部事務局、教育部（総務課、学校教育課、文化財保存活用課）

１　児童生徒等の安全確保（学校教育課）

（１）市及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校等に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行う。

（２）校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

ア　在校時の場合

災害の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。

また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者等と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じるとともに、状況に応じて教育委員会等に報告する。

イ　在校時外の場合

登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努めるとともに、状況に応じて、教育委員会等と連絡のうえ、臨時休校等適切な措置を講じる。

２　学校施設・設備等の応急措置（教育部（総務課））

（１）公立学校等の校長等は、避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な体制を確立する。

また、私立学校等においても、可能な限り同様の対応に努力する。

（２）校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。

（３）報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。

（４）校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行う。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。

３　応急教育の実施（学校教育課）

学校等の施設・設備等が災害により被災したときは、教育施設が使用可能な場合及び不可能な場合の措置等を明確にして、可能な限り応急教育を実施し、教育活動の維持・推進を図る。

応急教育の実施にあたっては、施設・設備の被災程度、復旧の状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して行うものとし、市は、所管する学校等を指導及び支援し、応急教育に関する対応を促進する。

（１）教育施設が使用可能な場合の措置

ア　校長等は、教育活動再開にかかわる諸措置について、的確な状況判断のもと丸亀市教育委員会をはじめ、関係諸機関と緊密な連携をとり万全を期する。

イ　校長等は、教職員を掌握するとともに、速やかに応急教育計画を確定し、児童生徒等及び保護者等に連絡する。

ウ　校長等は、教育活動の再開にあたっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期するよう留意し、指導にあたっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点をおくようにする。

（2）教育施設が使用不可能な場合の措置

ア　校長等は、災害復旧にかかわる諸措置について、的確な状況判断のもと丸亀市教育委員会をはじめ、関係諸機関と緊密な連携をとり万全を期する。

イ　校長等は、学校管理に必要な教職員を確保するとともに、速やかに応急教育計画を確定し、児童生徒等及び保護者等に連絡する。

ウ　校長等は、教職員を動員し、施設・設備の応急復旧を行い、授業再開に努める。

エ　校長等は、応急教育計画に基づく教育活動を学校等及び地域の復旧状況に即して行う。学校等に児童生徒等を収容しきれない場合は、丸亀市教育委員会等に連絡をし、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。

　また、避難所に学校等を提供したため、学校等が使用不可能な場合は、丸亀市教育委員会等に連絡し、他の公共施設の確保を図り、速やかに授業の再開に努める。

オ　校長等は、他地域へ避難した児童生徒等について応急教育を実施する場合は、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記(1)ウに準じた指導を行う。

カ　校長等は、災害復旧状況の推移を十分把握し、丸亀市教育委員会等と緊密な連携のうえできるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その実施時期については、速やかに保護者等に連絡する。

（3）被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。

4　就学援助等（教育部（総務課、学校教育課））

（1）授業料の減免等

　市は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

（2）学用品の給与

　市は、災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受け、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行う。

　なお、私立学校においては、学校設置者が、災害救助法の基準に基づく学用品の調達から配分までの実際の支給事務を行い、県がとりまとめを行う。

（3）学校給食の実施

　市は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、学校給食センターの調理員を動員し、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

ア　被害甚大な場合は、近郊の学校等又は公共施設を利用して設営に努め、早急に学校給食が実施できるよう努める。

イ　一部被災の場合は、残存施設を利用して、学校給食を引き続き実施するよう努める。

ウ　一般被災者についても、可能な限り給食施設を利用して、炊出し等を行う。

　この際、学校給食との調整に留意する。

エ　物資確保については、市及び県学校給食会と緊密な連携をとり、学校給食の継続に努める。

5　学校以外の教育機関等の応急措置

（1）館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者等の有無、被害状況の把握に努める。

（2）館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
（3）館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行う。

6　文化財の保護（文化財保存活用課）
（1）被災時の応急措置
　国・県・市指定文化財の所有者又は管理者は、災害により被害が発生したときは、速やかに丸亀市教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。
　県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者、関係機関等と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置を講じる。
（2）被害状況の調査
　被害状況の調査は、丸亀市教育委員会が行う。また、被害の程度によっては、県教育委員会が、専門の職員等を現地に派遣して行う。
（3）復旧対策
　県教育委員会は、丸亀市教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画等について、指導・助言を行う。

7　埋蔵文化財対策（文化財保存活用課）
（1）丸亀市教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地及びその周辺に存在する施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。
（2）市及び県教育委員会は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第２３節　公共施設等応急復旧計画

道路、河川、港湾等の公共土木施設や病院、社会福祉施設等の公共施設は、市民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、予め被害状況の把握及び応急復旧を行う体制・資機材を整備するとともに、特に、人命に関わる重要施設に対しては早期に復旧できる体制等を強化し、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

《実施担当》

本部事務局、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、クリーン課 都市計画課、建設課、農林水産課、幼保運営課、中讃ケーブルビジョン（株） 四国旅客鉄道（株）、高松琴平電気鉄道（株）

１　道路施設（建設課）

道路管理者は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

２　河川管理施設（都市計画課、建設課）

（１）河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

（２）県は、必要に応じて、知事等が管理の一部を行う指定区間内の一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事について、実施に高度な技術又は機械力を要する工事（独立行政法人水資源機構の場合は、これらに加え、水資源開発水系内の河川管理施設に係るものであって、当該水資源開発水系における水の安定的な供給の確保に資するものに限る。）を、国（国土交通省）及び独立行政法人水資源機構に、権限代行制度による支援を要請する。

３　港湾及び漁港施設（建設課、農林水産課）

管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。

この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。

４　海岸保全施設（建設課、農林水産課）

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

５　砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設（都市計画課、建設課）

市及び県は、土砂災害防止施設について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

６　治山、林道施設（農林水産課）

市及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

7　公園施設（都市計画課）

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

8　鉄道施設（四国旅客鉄道（株）、高松琴平電気鉄道（株））

鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、速やかに応急復旧を行い、輸送業務の早期復旧を図る。

9　病院、社会福祉施設等公共施設（福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、幼保運営課、）

市は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

10　廃棄物処理施設（クリーン課）

（1）市は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力・水・熱の供給設備を設置し、電力供給や熱供給の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置し、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

（2）県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。

（3）市は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるもの等については、速やかに応急復旧を行う。

11　放送施設（中讃ケーブルビジョン（株））

放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。

また、市、県等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し、特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

12　海域関連施設

市又は県は、洪水等により、大量のごみや流木等が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう市、県、国の役割分担について連絡調整を行う。

第２４節　ライフライン等応急復旧計画

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるので、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給の継続、あるいは再開を確実に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

《実施担当》

本部事務局、下水道課、香川県広域水道企業団、四国電力送配電（株） 四国ガス（株）、西日本電信電話(株）香川支店、(株)NTT ドコモ四国支社

１　電気施設（四国電力送配電（株）丸亀事業所、坂出事業所）

（１）電気事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。

（２）電気事業者は、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。

ア　垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。

イ　避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。

ウ　屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。

（３）災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想され警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

２　都市ガス施設（四国ガス（株）丸亀支店）

（１）ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。

（２）ガス事業者は、ガス漏えいによる火災、爆発等、二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。

（３）ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安やガス使用上の注意事項等について、市民、関係機関等へ周知する。

３　電気通信施設（西日本電信電話(株）香川支店）

（１）電気通信事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。

（２）電気通信事業者は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。

ア　臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。

イ　通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。

ウ　非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取扱う。

エ　災害救助法が適用されたときなどには、避難所に臨時公衆電話の設置に努める。

（３）電気通信事業者は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

（4）電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、国（総務省）を通じて国の非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請するものとする。

4　水道施設（香川県広域水道企業団）

（1）香川県広域水道企業団は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生の防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。

ア　取水塔、取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。

イ　送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

ウ　倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。

（2）香川県広域水道企業団は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。

ア　取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。

イ　浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。

また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。

ウ　管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。

（3）市は、香川県広域水道企業団の復旧活動に必要に応じて協力する。

（4）香川県広域水道企業団は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

5　下水道施設（下水道課）

市は、災害が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

（1）応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性等を考慮し、緊急度の高いものを優先する。

（2）管きょ施設が被災したときは、速やかに市民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管きょの閉塞、漏水等に対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。

（3）ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。

施設からの漏水や薬品、消化ガス等の漏えいは、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。

これらの施設が被災したときは、速やかに市民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

（4）市は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第２５節　農林水産関係応急対策計画

災害による農林水産関係被害を最小限に抑えるため、農業用施設、農作物、家畜、ため池等に対して、的確な応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、農林水産課、綾歌・飯山市民総合センター

１　農業用施設等に対する応急措置

（１）市及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。

（２）市及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

（３）市及び土地改良区等は、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。

（４）市及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

２　農作物に対する応急措置

（１）市及び農業協同組合等農業団体は、被害の実態に応じて県が行う技術指導に協力する。

（２）市は、再播種用種子の確保について県に要請し、県は、県種子協会に対して、転用種子などの再播種用種子の確保について斡旋指導するとともに、果樹や野菜など園芸種病苗の確保に努める。

（３）市、農業団体等は、病害虫の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、県と密接に連携して防除指導を行う。また、農薬を確保するため、県が県内農業協同組合又は県内農薬卸売業者に協力を依頼するよう求める。

３　畜産に対する応急措置

（１）市は、畜産関係の災害応急対策の実施について、農林水産課が、県と緊密な連絡のもとに行うほか、次の関係機関の協力を求める。

ア　農業共済組合

イ　農業協同組合

ウ　開業獣医師

（２）市は、家畜の診療について、必要に応じて西部家畜保健衛生所等が実施する場合に協力するが、平常の方法によって実施することが不可能又は不適当であると認めるときは、被災地域内に診療員詰所を設け、係員を常時待機させ、診療に協力する。

（３）市及び畜産関係団体は、県が家畜及び畜舎の被害状況を把握し、災害時の家畜の管理について行う指導に協力する。

（４）市は、家畜伝染病の発生のおそれがあるとき、県が行う家畜等の消毒、予防注射等に協力する。

また、家畜伝染病が発生したときは、県が行う家畜等の移動を制限する等の措置に協力する。

（５）市は、水害による浸水等災害の発生が予想され、又は発生したために家畜の避難を要するとき、農業協同組合等の協力機関と連絡を密にし、避難所その他について指導する。

4　林産物に対する応急措置

（1）市、森林組合等は、県が種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う際に協力する。

（2）市、森林組合等は、県が森林所有者に対し風倒木の円滑な搬出、森林病害虫等の防除等について、必要な技術指導を行う際に協力する。

5　水産物に対する応急措置

（1）市は、水産物の災害応急対策の実施について、県と緊密な連絡のもと、災害情報を次の関係機関に一刻も早く連絡協議しつつ応急措置を行う。

ア　管内漁業協同組合

イ　海上保安部

ウ　保健所

エ　警察署

（2）県は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。

（3）市、漁業協同組合等は、県が被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導助言を行う際に協力する。

（4）市は、災害対策用物資が不足した場合、他の市町等に対し、調達を要請する。

6　ため池施設（農林水産課）

ため池等の管理者は、被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報する。

ため池施設が被災した時は、必要に応じてため池からの放水、用排水路の断水又は減水、代替機による排水等の浸水被害の発生、拡大を防止する応急措置を講じる。

また、市に対し、必要に応じ市民に避難の指示をするよう要請する。

さらに、被災施設の重要度等を勘案し、また市との協議を行い、応急復旧工法を検討して、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を実施する。

第２６節　ボランティア受入計画

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

《実施担当》

本部事務局、秘書課、福祉課、地域づくり課、市社会福祉協議会

１　受入体制の整備

（１）県は、災害が発生したとき、速やかに香川県社会福祉協議会及び日本赤十字社香川県支部にボランティア活動の必要性の有無について、判断するための被災状況の情報等の提供を行う。

（２）県及び香川県社会福祉協議会は、香川県災害ボランティア支援センターを設置する必要があると判断したときは、協議のうえ香川県社会福祉協議会が設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに日本赤十字社香川県支部をはじめとする関係団体、機関の連携協力のもと市の社会福祉協議会等に設置される災害ボランティアセンターの活動を支援する。

（３）市は、市社会福祉協議会と連携して、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を開設し、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。

（４）市は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。

（５）県又は県から事務の委任を受けた市町は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について，社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は，当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

２　ボランティアの受入方法

（１）災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入態勢が整い次第、市内を対象に災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。

（２）香川県災害ボランティア支援センターは、災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。

（３）災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

３　ボランティアの活動分野

（１）香川県災害ボランティア支援センターの主な役割

ア　災害ボランティア情報の収集、発信

イ　ボランティアと県等との連絡、調整

ウ　活動資材の調整

エ　災害ボランティア支援センターへの支援

オ　その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

（2）災害ボランティアセンターの主な役割
ア　被災地のボランティアニーズの把握
イ　被災地へのボランティアの派遣
ウ　災害ボランティア情報の収集・発信
エ　ボランティアと市等との連絡、調整
オ　災害ボランティアへの対応
カ　その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等
（3）ボランティアの活動
ア　救援物資等の整理、搬送
イ　情報の収集・伝達
ウ　炊出し
エ　応急手当
オ　交通案内
カ　安否調査
キ　医療救護活動
ク　避難所での世話
ケ　その他

4　その他ボランティアへの対応
（1）砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入れ、派遣等に係る調整を行う。
（2）香川県災害ボランティア支援センター及び災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種協力要請などを行う。

第２７節　要配慮者応急対策計画

災害時において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、地域住民、民生委員、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

《実施担当》

本部事務局、秘書課、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、市民課、防災課、幼保運営課、綾歌・飯山市民総合センター

１　高齢者、障害者、難病患者等対策（福祉課、高齢者支援課、防災課、危機管理課、綾歌、飯山市民総合センター）

関係課等は、それぞれの所管に基づき、次の事項を実施する。

（１）災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。

（２）市は、保健所と難病患者に適切に対応できるように連携を図る。

（３）支援の必要な者を発見したときは、避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。

（４）県及び関係団体等の協力を得ながら、居宅や避難所、仮設住宅等で生活している支援が必要な高齢者、障害者、難病患者等へのホームヘルプサービス、デイサービス等の居宅サービスを早急に開始できるよう努める。

また、車いす、障害者用携帯便器など必要な機器や物資の提供に努める。

（５）県等との連携のもと、災害に関する情報、生活関連情報等を高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝えるため、掲示板・ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞・ラジオ・文字放送・手話付きテレビ放送の利用等に努める。また、手話奉仕員、点字奉仕員・要約筆記奉仕員等の確保に努める。

（６）市は、被災により居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所への避難及び社会福祉施設への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

２　児童対策

子育て支援課及び幼保運営課は、関係機関等との連携のもと、次の事項を実施する。

（１）掲示板・広報紙等を活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見した時の保護及び児童相談所等への通報についての協力を呼びかける。

（２）被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。

（３）被災した児童の心的外傷後ストレス障害に対応するため、子ども女性相談センター等においてメンタルヘルスケアを行う。

（４）関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

３　外国人対策

秘書課、市民課、市民総合センター（綾歌、飯山）は、関係機関等との連携のもと、次の事項を実施する。

（１）通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。

（２）県及び報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報等の提供を行う。

情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する

情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は、行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
（3）市は、避難所等に外国人用の相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握する。
（4）市としての通訳ボランティア等のニーズを取りまとめ、県、関係団体等に派遣を要請する。
（5）市内在住の外国人の安否情報を取りまとめ、必要に応じて、県、関係機関に情報の提供を行う。
（6）市は、県と公益財団法人香川県国際交流協会が香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

4　社会福祉施設等の対応

福祉課、高齢者支援課等は、それぞれの所管する社会福祉施設等について、次の事項を実施する。
（1）社会福祉施設は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難施設としての機能を求められるので、県、関係機関等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
（2）県及び関係機関等の協力を得て、ライフラインの優先的復旧、水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

5　香川県災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）

（1）市は、大規模災害が発生した場合、必要により、県にＤＷＡＴの派遣要請を行う。
（2）ＤＷＡＴは、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の指定避難所等における福祉の向上及び災害二次被害の防止を目的として、次の業務を行う。
① 指定避難所等の福祉ニーズ把握
② 要配慮者のスクリーニング
③ 要配慮者からの相談対応
④ 介護を要する者への応急的な支援
⑤ 避難環境の整備

6　配慮すべき事項

福祉課、子育て支援課、高齢者支援課、健康課、市民課、綾歌・飯山市民総合センターは、要配慮者対策を行うにあたって、次の事項について特に配慮する。
この際、関係課との調整のもと、県などから必要な支援を受ける。
（1）多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用した要配慮者へのきめ細やかな情報提供
（2）【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達や、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民の協力による円滑かつ迅速な避難誘導
（3）避難所での健康状況の把握
（4）条件に適した避難所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
（5）おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、液体ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
（6）手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
（7）巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
（8）医療福祉等総合相談窓口の設置
（9）応急仮設住宅への優先的入居
（10）高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等

※　資料編
Ⅳ－10「災害時における要配慮者の緊急受け入れに関する協定書」
Ⅵ－２－(11)「洪水浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設一覧」

第２８節　被災動物の救護活動計画

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難してきたり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多く生ずることが予想される。

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、県等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

《実施担当》

本部事務局、生活環境課、農林水産課

１　同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、指定避難所ごとに作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

２　特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講ずるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

県は、災害時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

３　指定避難所における動物の適正飼養対策

県は、指定避難所に飼っている動物とともに同行避難した飼い主に対して、動物愛護や動物由来感染症予防等の観点から適正飼養についての指導、助言を行い、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、動物の飼い主や、指定避難所設置主体に対して支援を行う。

市は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための資材の調達など、必要な措置をとるように努める。

４　被災動物救護活動対策

県は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力支援する。

また、市は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第２９節　水防等活動計画

洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防ぎょし、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、市民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

《実施担当》

本部事務局、都市計画課、建設課、農林水産課、下水道課、防災課 綾歌・飯山市民総合センター、消防団

１　従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

市及び県は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等、水防と河川管理等の連携を強化する。

２　水防活動（都市計画課、建設課、農林水産課、下水道課、防災課、危機管理課、綾歌・飯山市民総合センター、消防団）

（１）河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など市町が行う水防のための活動に協力するものとする。

（２）市は、河川管理者から通知があったとき又は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

（３）市及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

（４）河川管理者、海岸管理者、ため池管理者及びダム管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、堰、水門、雨水ポンプ等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。特に、ダムで異常洪水時防水操作を行う場合等（ゲートレスダムにおいては非常用洪水吐から越流する場合等）には、県土木事務所等から、直接、市長等へ情報伝達するホットラインを活用する。

（５）市は、河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。

（６）市は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及び氾濫する方向の隣接市町に通報しなければならない。また、決壊箇所については、県、市町、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

（７）洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

３　土砂災害防止活動（都市計画課、建設課、農林水産課、綾歌・飯山市民総合センター）

（１）市は、土砂災害警戒区域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。

（２）市は、土砂災害が予想されるときは、市民、要配慮者関連施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の市民等に対しては、極力戸別伝達に努める。

（３）市及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、市は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

４　風倒木対策（都市計画課、建設課、綾歌・飯山市民総合センター）

市及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

※　資料編

Ⅵ－５－（６）「市の管理する水防倉庫及び備蓄資材一覧」

第３０節　海難等災害対策計画

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸の市民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、建設課、農林水産課、防災課、消防団

１　情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。

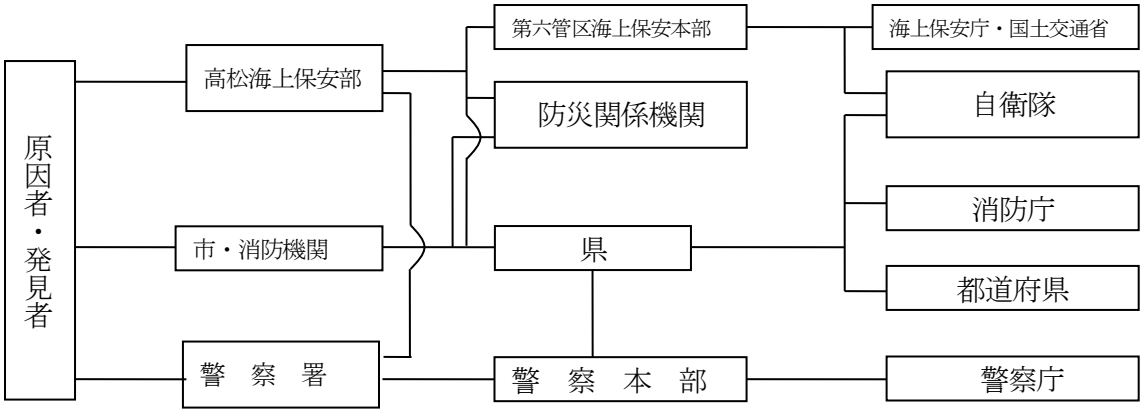

２　市の応急対策

（１）高松海上保安部等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。

（２）速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、次のとおり「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、高松海上保安部と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。

ア　消防機関が主として消火活動を担当する船舶

（ア）埠頭又は岸壁に繋留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

（イ）河川湖沼における船舶

イ　海上保安部署が主として消火活動を担当する船舶

（ア）上記以外の船舶

（３）被害の及ぶおそれのある沿岸市民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般市民の立入制限、退去等を命じる。

３　事業者等の応急対策

（１）海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事故原因者等関係事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。

（２）消防機関、高松海上保安部等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

第３１節　海上大量流出油等災害対策計画

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、建設課、農林水産課、防災課、消防団

１　情報の収集及び伝達

海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合の通報、連絡体制等は、原則として次のとおりとする。

（１）通報事項

ア　事故発生又は発見の日時、場所

イ　事故の概要

ウ　流出油等の状況（種類、量、範囲等）

エ　現場の気象及び海象

オ　その他必要事項

（２）通報連絡系統

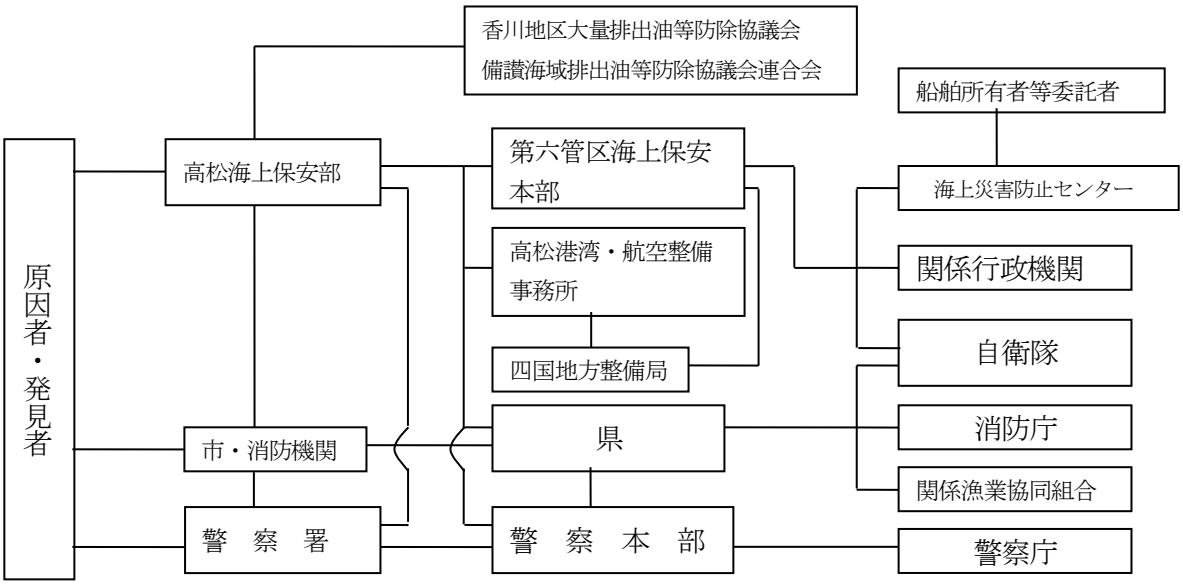

２　市の応急対策

（１）情報の収集及び連絡・通報

関係者、関係機関から情報を収集するとともに、海上保安部署、県等関係機関へ必要な情報を連絡・通報する。

（２）流出油等の防除作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。

また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

（３）警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

災害の危険が及ぶおそれのある沿岸の市民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般市民の立入制限、退去等を命じる。

また、この周知のため、広報活動を行う。

（４）その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

3　一般財団法人海上災害防止センターの応急対策等

（1）大量の原油等の油が海上に流れ出し、緊急に防除を行う必要がある場合に、防除を行うべき原因者がその措置を講じていないとき、海上保安庁長官の指示に基づき防除を行う。

（2）事故を起こした船舶所有者等の委託に基づき、海上に流れ出た燃料油や積荷の原油等の油又は各種有害液体物質の防除、船舶火災の消火及び延焼防止等の海上防災のための措置を行う。

（3）油回収船、オイルフェンスその他の防除資機材を保有し、これを船舶所有者等の利用に供する。

（4）海上防災訓練に関する業務及び海上防災に関する調査研究を行う。

4　事業者の応急対策等

（1）油等の流出が発生したとき又は発生するおそれがあるとき、事業者は、直ちに高松海上保安部に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。

（2）付近の市民に危険がおよぶと判断されるときは、市民に対して避難するよう警告する。

（3）現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収など流出油等の防除作業を行う。

（4）必要に応じて、一般財団法人海上災害防止センターに防除措置を委託する。

※　資料編
Ⅳ－15「油流出事故対応」

第３２節　航空災害対策計画

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、市民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、健康課、市民課、建設課、防災課、消防団

１　情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

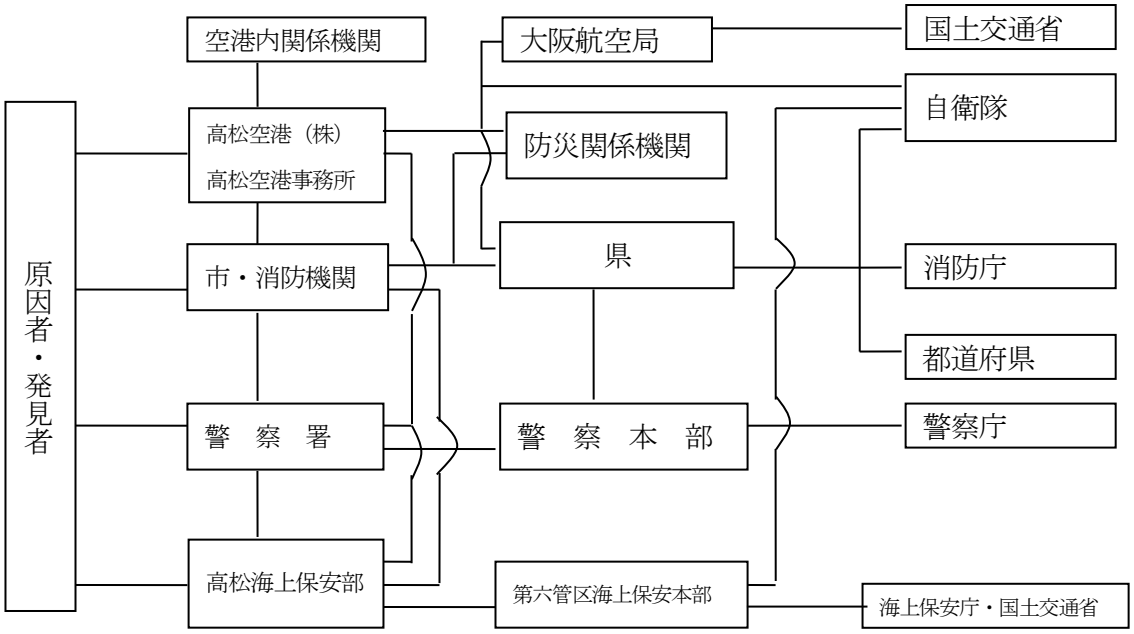

２　市の応急対策

（１）航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

（２）事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」[8]に基づき、消火救難活動を行う。

（３）負傷者が発生したときは、丸亀市医師会、綾歌地区医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。

必要に応じて、応急救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。

また、必要に応じて、県に救急医療用ヘリコプター(ドクターヘリ)又は防災ヘリコプターによる救急搬送を要請する。

（４）応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。

（５）災害の規模が大きく、市で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。

また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

[8] 平成１８年８月１日、甲「国土交通省大阪空港局高松空港事務所高松空港長」と高松市長、三木町長、綾川町長との間で締結された協定書（県地域防災計画参考資料１５－４参照）

第３３節　鉄道災害対策計画

列車の衝突事故等の災害が発生したとき、乗客、市民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、健康課、市民課、建設課、防災課、消防団

１　情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

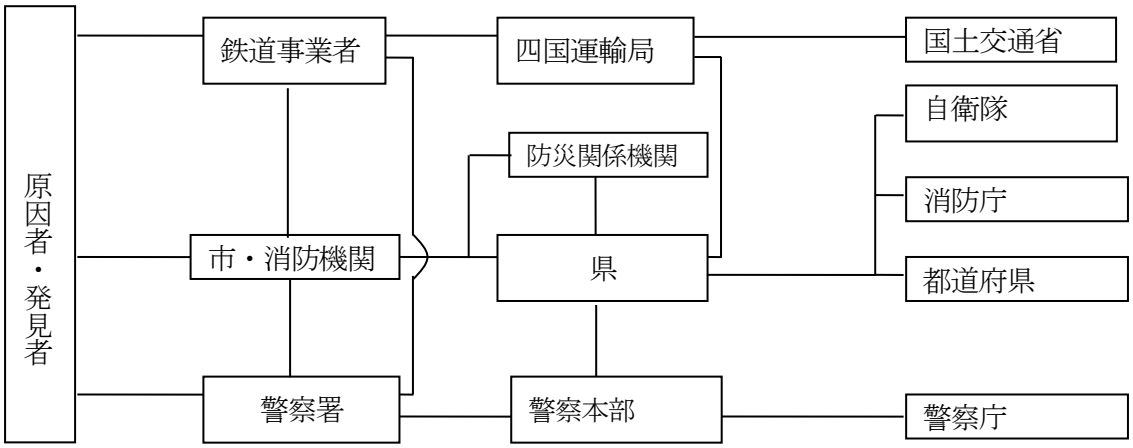

２　鉄道事業者の応急対策

（１）大規模な鉄道事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国運輸局、市、警察等に連絡する。

（２）大規模な鉄道事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

（３）事故発生直後における負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防機関等、応急対策活動を実施する各機関に可能な限り協力する。

（４）事故災害が発生したときは、他の路線へ振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

（５）災害の状況、安否情報、交通情報（鉄道の運行状況、代替交通手段等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

３　市の応急対策

（１）鉄道事故の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

（２）事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。

（３）負傷者が発生したときは、丸亀市医師会、綾歌地区医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、応急救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。

（４）応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。

（５）災害の規模が大きく、市で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

※　資料編

Ⅳ－４「鉄道災害時の安全対策に関する覚書」

第３４節　道路災害対策計画

トンネル、橋りょう等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、市民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、健康課、市民課、建設課、防災課、消防団、市施設所管課

１　情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

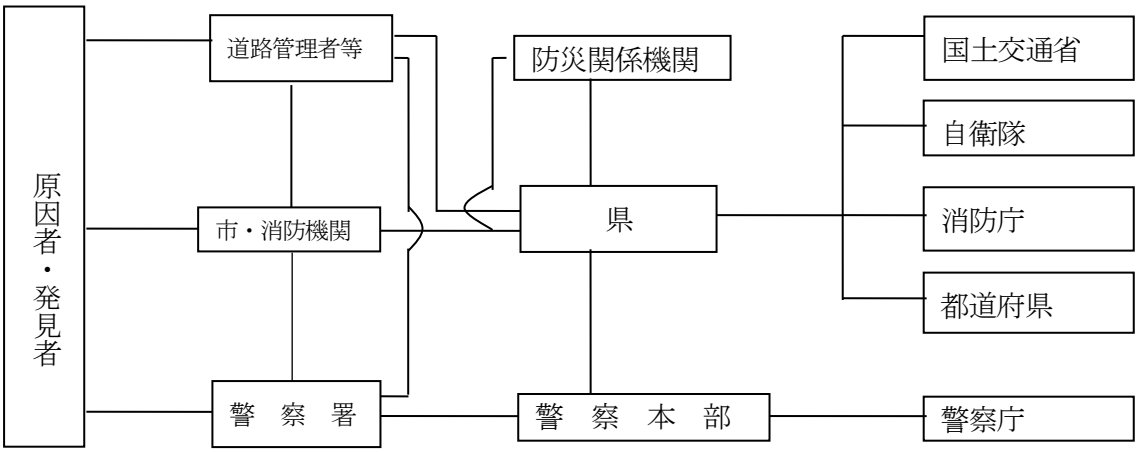

２　道路管理者の応急対策

（１）大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国地方整備局、県、市、警察等に連絡する。

（２）大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近の市民の避難等必要な措置を講じる。

（３）県、市等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。

（４）迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。

（５）災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

３　市の応急対策

（１）道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

　高松自動車道における災害の際は、「香川県消防相互応援協定に基づく高速自動車道等に関する覚書」、「高松自動車道（徳島県境～愛媛県境）における救急業務、火災消火業務に関する覚書」に基づき、救急業務、火災消火業務を迅速かつ適切に実施する。

（２）事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。

（３）負傷者が発生したときは、丸亀市医師会、綾歌地区医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、応急救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。

（４）応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。

（５）危険物が流出したときは、市民等に対する避難指示、誘導等を行うとともに、危険物の防除活動を行う。

（６）災害の規模が大きく、市で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を要求する。

※　資料編

Ⅳ－２－（１）「香川県消防相互応援協定」

（２）「高松自動車道（徳島県境～愛媛県境）における救急業務、火災消火業務等に関する覚書」

第３５節　原子力災害対策計画

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、市民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、秘書課、福祉課、高齢者支援課、健康課、生活環境課、農林水産課、香川県広域水道企業団

１　情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。

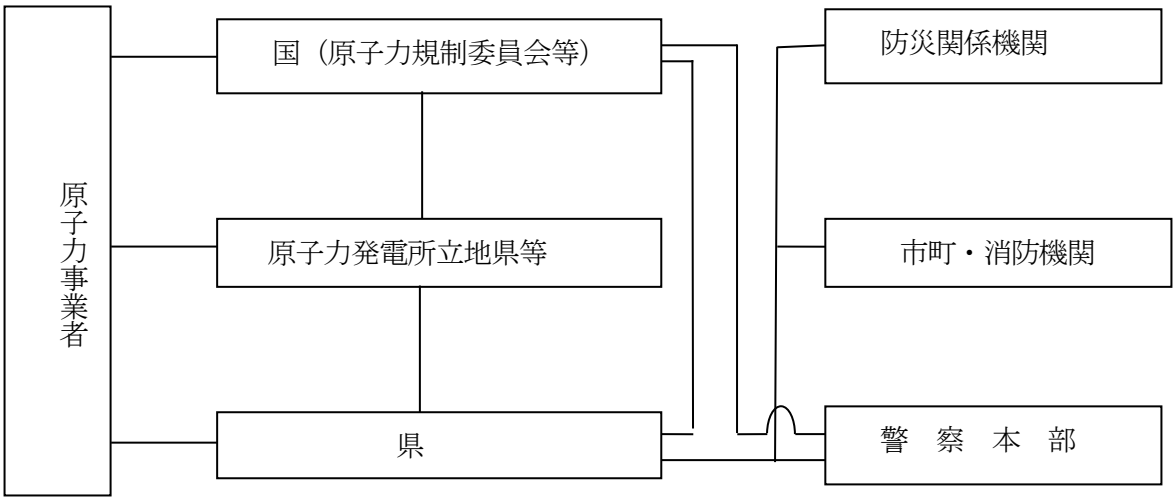

２　原子力事業者の応急対策

（１）　原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

（２）　速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第 10 条に規定する特定現象（原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

（３）　継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時にかつ適切に提供する。

３　市の応急対策

（１）　広報相談活動の実施

ア 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現況、応急対策、市民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報車、自主防災組織との連携等により、市民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

イ　相談活動の実施

県と連携し、市民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

（2）　緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、市民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、必要に応じ、健康相談窓口を設置する。

（3）　避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国から又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに市民等の避難等を実施する。

なお、国が原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対して、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

（4）　県外からの避難者の受入れと支援の実施

県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

（5）　放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理等を行う。また、必要に応じて、国、県等に対して支援を要請する。

4　香川県広域水道企業団の応急対策

水道水の安全性の確保のため、県と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施するとともに、検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

第３６節　危険物等災害対策計画

危険物、高圧ガス、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域の市民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、健康課、市民課、生活環境課、消防本部(総務課、予防課、防災課)、消防団 市施設所管課

１　情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

（１）石油類等危険物

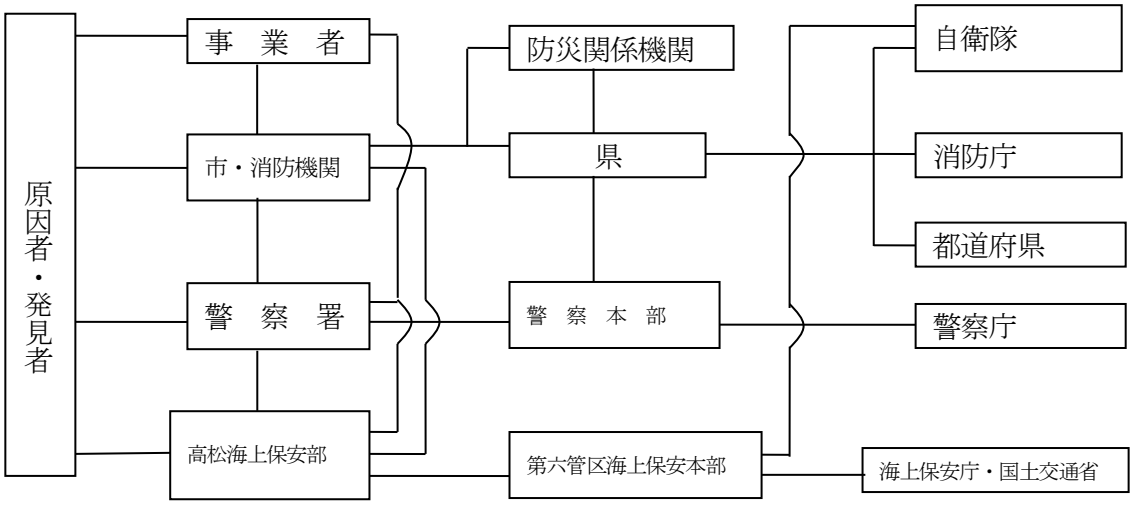

（２）高圧ガス、火薬類等

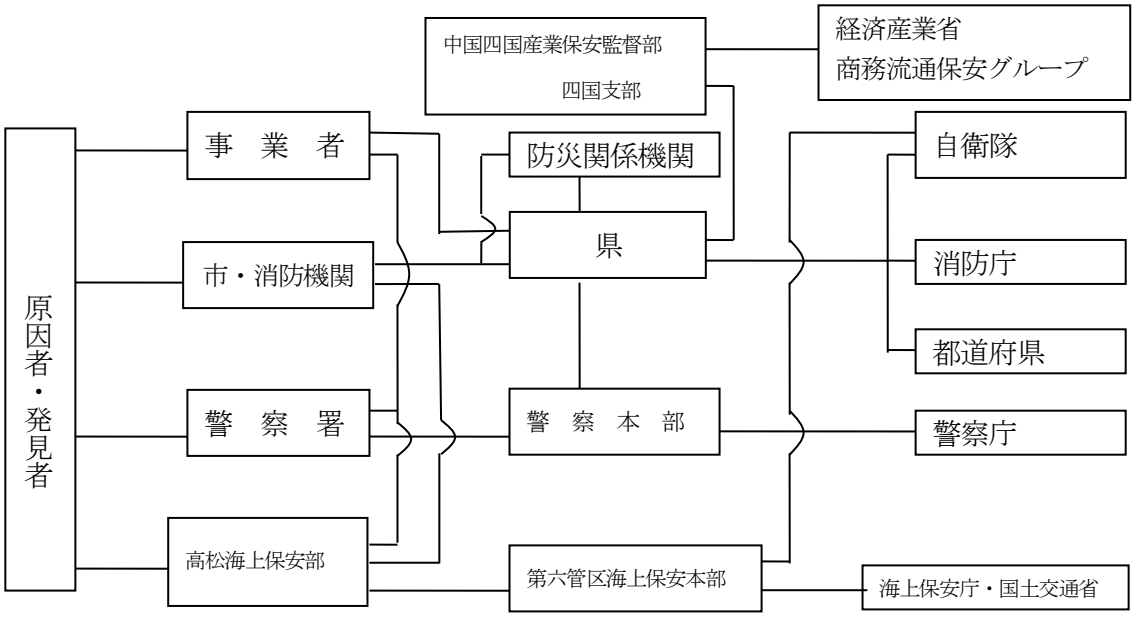

（3）毒物・劇物

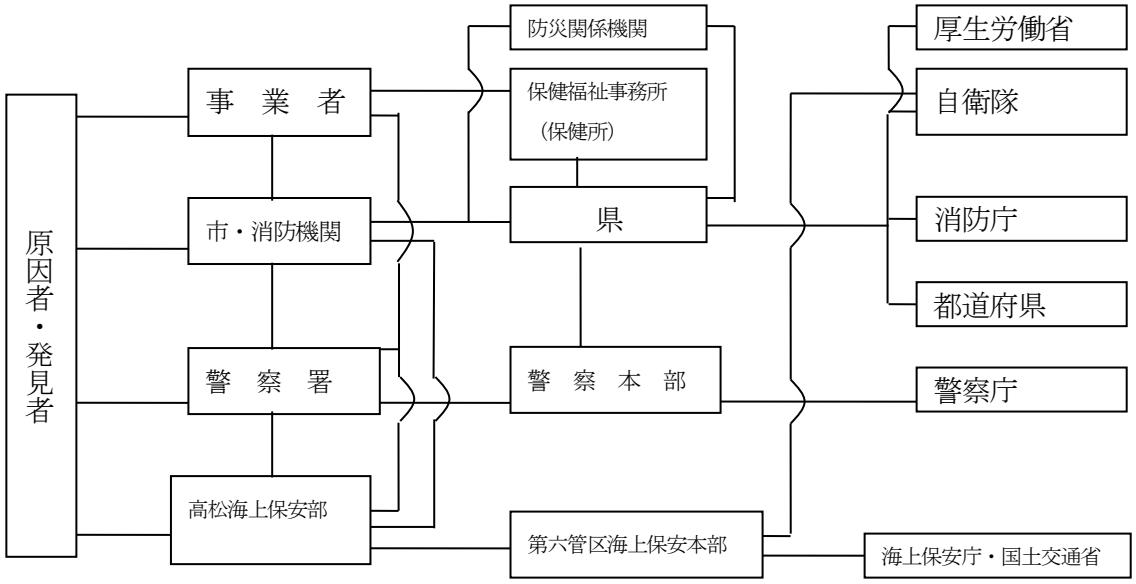

2　事業者の応急対策

（1）危険物等による事故が発生したときは、直ちに、市、警察等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡する。

（2）大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じる。

（3）事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行う。

3　市の応急対策

（1）大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。

（2）事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。

（3）負傷者が発生したときは、丸亀市医師会、綾歌地区医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
　また、必要に応じて、応急救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。

（4）事故発生地及びその周辺地域の市民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難所等において食料、飲料水等を提供する。

（5）危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じる。

（6）災害の規模が大きく、市で対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。
　また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第３７節　大規模火災対策計画

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測されるとき、延焼拡大防止及び市民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

《実施担当》

本部事務局、健康課、防災課、消防団、市施設所管課

１　市の応急対策

（１）大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。

（２）直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して消防活動を行う。

（３）火災の規模が大きく、市で対処できないときは、近隣市町等に応援を要請するとともに、必要があると認める場合は、県に対し緊急消防援助隊の応援を要請する。

（４）救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。

（５）負傷者が発生したときは、丸亀市医師会、綾歌地区医師会等に対し、医療救護班の出動を要請して現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。
また、必要に応じて、応急救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。

（６）必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の市民等の避難誘導を行う。

２　県の応急対策

（１）大規模な火災が発生したときは、市から情報収集するとともに、防災ヘリコプターにより偵察を行うなど情報を収集し関係機関等に連絡する。

（２）市の実施する消防、救急活動等について、必要に応じて指示等を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援を要請する。

（３）市からの要請に応じて、消防庁に対して緊急消防援助隊の派遣等の要請、自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

３　大規模火災防ぎょ計画

（１）防ぎょ方針

ア　火災の発生が少ないと判断した場合は、積極的な防ぎょを行い、一挙鎮滅を図る。

イ　火災件数が消防力を上回る場合は、重要かつ消防効果の大きい火災を優先的に防ぎょする。

ウ　火災が随所に発生し、消防隊個々の防ぎょでは効果が上がらない場合は、部隊を集中して人命の確保と最重要地域の確保防ぎょにあたる。

エ　火災が著しく多発して、市民の生命に危険を及ぼすことが予想される場合は、全力を尽くして避難者の安全確保防ぎょにあたる。

オ　大量の人命救助事象が発生した場合は、火災状況により優先的にこれを実施する。

カ　高層建築物等大量の消防隊を必要とし、他への延焼の危険が少ない火災は、他の延焼火災を鎮圧した後に部隊を集中して防ぎょにあたる。

キ　大規模工場、大量危険物貯蔵施設、大量指定可燃物貯蔵施設等から出火した場合、あるいは既に延焼した場合は、初期において、市街地への延焼危険のある区域のみを防ぎょした後、上記要領により防ぎょする。

ク　水火災等の災害が同時に発生した場合は、原則として火災を優先に防ぎょにあたる。

（２）重要対象物の指定

消防長は、避難者の収容施設、救援物資の集積場所、救護施設、応急対策及び応急復旧に直接必要な災害対策の中枢機関、市民生活に直接影響を及ぼす公共機関及び報道機関等の施設を大規模火災発生時における重要対象物として指定する。

（３）警戒区域の設定

市民の避難、立入制限、退去等安全確保のため、警戒区域を設定し、防ぎょにあたる。

（４）延焼阻止線

ア　火災発生地域の延焼火災及び消火困難地域からの延焼拡大した火災を延焼阻止効果のある所で集中的に防ぎょし、阻止する。

イ　消防長は、予め市内の地形、地物、空地、水利状況及び動員部隊の数量等を勘案して、延焼阻止線を把握しておく。

第３８節　林野火災対策計画

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び市民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。なお、島しょ部における林野火災については、「離島用林野火災対策マニュアル」により対応する。

《実施担当》

本部事務局、税務課、健康課、消防本部、消防団

１　市の応急対策

（１）林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。

（２）直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。

（３）火災の規模が大きく、市で対処できないときは、近隣市町に応援を要請する。

（４）火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡を取り水利の確保を行う。

（５）消防活動に関し、必要があると認めるときは、県に対して他県防災ヘリ及び自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、応援ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。

（６）必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の市民等の避難誘導を行う。

２　林野火災発災直後の対応

（１）初動対応上の基本指針

ア　林野火災に対しては、ヘリによる空中消火を基本とする。

（ア）林野火災の発生を覚知した場合、直ちに県防災航空隊及び陸上自衛隊第 14 旅団に１報を入れ、正式要請から出動までの時間を短縮する。

（イ）要請から日没時刻までの活動可能時間を配慮して、できるだけ早期に県防災ヘリコプターを要請する。

（ウ）市作成のメッシュ座標図を関係機関で共有し、火災発生の位置情報を統一する。

市は、予め、次の機関にメッシュ座標図を提出している。

・県防災航空隊
・自衛隊
・警察署
・営林署
・四国電力送配電(株)
・その他関係機関

イ　地上からの消防活動は住宅等建物及び送電線、通信施設等の工作物への延焼火災阻止（警戒を含む）並びに飛び火消火を優先して行う。

島しょ部での林野火災の場合、消防職員等の輸送のため、覚知後直ちに輸送協定を締結している船舶事業者に一報を入れ、正式要請から出動までの時間を短縮する。

（２）事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

ア　県への通報内容、要請事項

（ア）火災の発生状況（把握できた範囲で）

（イ）県防災ヘリによる上空偵察（林野火災全体像把握のため）

（ウ）県防災ヘリ等による空中消火活動（延焼拡大の未然防止のため）

（エ）緊急消防援助隊及び自衛隊の災害派遣要請の要求

イ　協定締結水利管理者への通報内容、要請事項

（ア）火災の発生状況（把握できた範囲で）
（イ）県防災ヘリ等による空中消火用水補給協力体制
ウ　森林管理者等への通報内容、要請事項
（ア）火災の発生状況（把握できた範囲で）
（イ）森林内の作業員の安全確保
（ウ）消火活動への協力
エ　丸亀警察署への通報内容、要請事項
（ア）火災の発生状況（把握できた範囲で）
（イ）緊急車両の通行確保のための交通規制
オ　隣接消防本部及び協定締結消防本部への通報内容、要請事項
（ア）火災の発生状況（把握できた範囲で）
（イ）消防相互応援協力の要請
カ　海上保安部（署）への通報内容、要請事項
（ア）島しょ部における火災発生状況
（イ）海岸付近の市民及びレジャー客等に対する各種広報
キ　協定締結船舶事業者への通報内容、要請事項（島しょ部での林野火災の場合）
（ア）火災の発生状況（把握できた範囲で）
（イ）輸送人員、資機材等の内容
（ウ）協定に基づく協力の要請

（3）応急措置
ア　現地対策
（ア）現地指揮本部の設置
（イ）警戒区域の設定
（ウ）通信統制の実施
（エ）消防本部・災害対策本部との通信手段の確保
（オ）市街地部への延焼危険時の関係市民に対する避難の指示、誘導等
（カ）現地市民向け広報及び報道機関対応
イ　消火・救出活動
（ア）林野火災の全体像の把握（火点の位置、市街地部延焼危険に関する情報収集）
（イ）飛び火の警戒
（ウ）消防水利の確保
（エ）地上消防隊による消火活動
（オ）県防災ヘリ等による空中消火活動
（カ）孤立者等の救出（ヘリコプターによる。）
ウ　避難・誘導
（ア）ラジオ・テレビ局への延焼危険区域・森林内滞在者緊急避難呼びかけ放送依頼
（イ）広報車等による延焼危険区域市民の緊急避難呼びかけ
（ウ）県防災ヘリ等による空からの避難呼びかけ
エ　負傷者救援
（ア）救急活動（医療救護班出動、現地応急救護所設置、救急搬送等）
（イ）市内救急告示病院の引き受け確認

3　ヘリコプターの受入準備
（1）臨時ヘリポートの確保
指定されている臨時ヘリポートの中から機数や機種に応じて適地を選定する。
（2）給水場所の確保
消火作業効率が良好なため自己給水を優先する。自己給水可能な自然水利（海、河川、ため池）の中から機数、機種に応じて適地を使用する。
なお、給水ポイントの設定に合わせて消火剤の使用について県等と調整する。

4　指揮・情報連絡体制

（1）指揮・調整系統

大規模な林野火災が発生した場合（あるいは大規模化が予想される場合）には災害対策本部を設置し、本部長のもとで総合的な火災応急対策の推進を図る。

また、火災現場には、火災の状況を総合的に把握し、集結した各機関の活動部隊を一括した方針のもとで有効かつ安全に運用するために、現場最高指揮者（消防長又は消防署長）を中心とする現地災害対策本部を設置する。

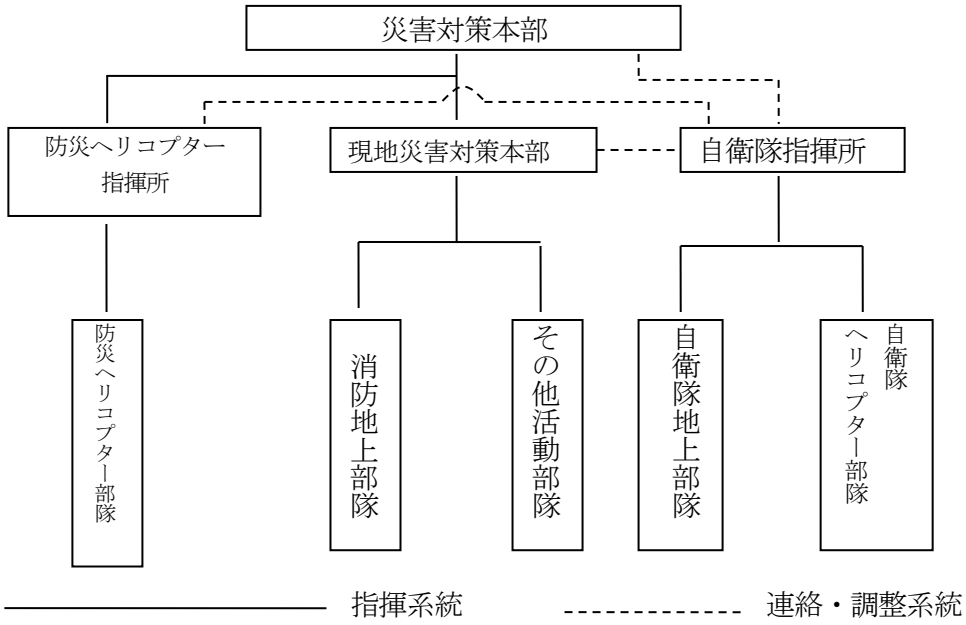

（2）情報連絡手段の確保

現地指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。

5　林野火災防ぎょ計画（消防本部）

林野火災対策の効率的な推進を図るため、林野分布状況を考慮し、広域的な消防体制を確立するとともに、関係諸機関の対策の総合性を確保する。

※　資料編

Ⅳ－３「香川県防災ヘリコプター応援要請」

第１節　復旧復興基本計画

被災地の復旧・復興については、市民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれかにするか検討を行い、復旧・復興の基本方針を定める。

《実施担当》

全課

１　原状復旧

（１）市は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

（２）市は、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行う。

（３）県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の執行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うものとする。

（４）県は、特定大規模災害等を受けた場合、必要に応じて、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請するものとする。

（５）市又は県は、指定区間外の国道、県道または自らが管理する道路と交通上密接である市道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。

（６）市は、市長が管理を行う一級河川または二級河川以外の河川で市町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。

（７）市及び県は、災害が発生した場合において、一級河川若しくは二級河川又は市長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に権限代行制度による支援を要請する。

２　計画的復興

（１）市は、大規模な災害により壊滅的被害を受けた被災地の再建については、都市構造や産業基盤等の改変を伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑かつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。また、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復興計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図るものとする。なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみて、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧・復興のあらゆる場に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

（２）市は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに市民のコンセ

ンサスを得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

（3）市は、災害に強いまちづくりにあたっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。

（4）市は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進するものとする。

（5）警察本部は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実体把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方自治体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除の徹底に努めるものとする。

（6）道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

第２節　公共施設等災害復旧計画

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努める。

《実施担当》

全課

１　災害復旧事業の種別

市は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成する。

（１）公共土木施設災害復旧事業計画

ア　河川	イ　海岸
ウ　砂防設備	エ　林地荒廃防止施設
オ　地すべり防止施設	カ　急傾斜地崩壊防止施設
キ　道路	ク　港湾
ケ　漁港	コ　水道
サ　下水道	シ　公園

（２）農林水産業施設災害復旧事業計画

（３）都市災害復旧事業計画

（４）公営住宅災害復旧事業計画

（５）社会福祉施設災害復旧事業計画

（６）公立医療施設災害復旧事業計画

（７）公立学校施設災害復旧事業計画

（８）その他の災害復旧事業計画

２　災害復旧事業に係る資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期実施が図られるようにする。

３　激甚災害の指定

市は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の指定対象となる激甚災害が発生した場合には、速やかに被害の状況を調査して県に報告し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、災害復旧が円滑に行われるようにする。

市は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力する。

第３節　被災者等生活再建支援計画

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、生活相談、罹災証明書の交付、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、雇用対策など必要な措置を講じる。

この際、被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い生活状況等を把握し、状況に合わせた様々な支援策を組み合わせ、生活復興について計画し、関係機関等が連携して支援する生活復興支援（災害ケースマネジメント）を行う。

《実施担当》

本部事務局、税務課、福祉課、市民課、保健課、農林水産課、産業観光課、綾歌・飯山市民総合センター、市社会福祉協議会

１　生活相談（市民課、福祉課、綾歌・飯山市民総合センター）

（１）市は、国や金融機関等が設置する特別行政相談所等の相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関と連携して相談業務を行う。

（２）市は、被災者等が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

２　被災証明・罹災証明書の交付（本部事務局、税務課）

（１）早期交付のための体制確立

市は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。また、災害による住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、市に映像配信を行うなど、市担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

なお、市及び県は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

（２）交付状況等の把握及び課題共有等に関する調整

県は、災害による住家被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に各市町における課題の共有や対応の検討、各市町へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町間の調整を図るものとする。

（３）体制確立に向けた平時の取組み等

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、市町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。

３　被災者台帳の作成（本部事務局、市民課、福祉課、税務課、保険課）

（１）市は、市内に災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎となる台帳（以下「被災者台帳」という）を積極的に作成するものとする。

また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速

化・効率化を図るものとする。
（2）被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
カ　援護の実施の状況
キ　要配慮者であるときはその旨及び要配慮者に該当する事由
ク　電話番号その他の連絡先、罹災証明書の交付状況、被災者本人が台帳情報の外部提供に同意している場合の提供先等のほか
（3）市は、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用目的以外の目的のため内部で利用することができる。
（4）市は、被災者台帳の作成に必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。
（5）市は、次の各号のいずれにかに該当すると認めるときは、作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下「台帳情報」という）をその保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。
ア　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
イ　市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
ウ　他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。
（6）台帳情報を市以外の者に提供する際、台帳情報の提供を受けようとする者は台帳情報の使用目的など必要事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4　災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付（福祉課）
市は、災害弔慰金の支給等に関する法律及び市の条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。
また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。
県は、災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付について、必要に応じ、市に助言及び助成を行う。

5　生活福祉資金の貸付（市社会福祉協議会）
県社会福祉協議会は、被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付を行う。

6　被災者生活再建支援金の支給（福祉課）
市及び県は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活再建を支援し、もって市民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。（支援金の支給は、都道府県からの委託先である（公財）都道府県センターが行う。）

7　税の減免及び納税の猶予等（税務課）
国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期期限等の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

8　国民健康保険税等の減免等（税務課、保険課）
市は、被災した国民健康保険の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

9　応急金融対策
（1）現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

（2）金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じるものとする。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

（3）非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議のうえ、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社等等を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で次の措置を適切に運用する。

ア　災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

イ　預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

（ア）預金通帳、届出印鑑等を消失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の提示その他実情に即する簡易の確認方法を持って、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。

（イ）事情やむをえないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。

ウ　手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合にあっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

エ　保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険又は損害保険の支払については、できる限り迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払い込みについては、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

オ　営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

カ　損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じることを要請する。

10　雇用対策等

（1）被災者に対する職業斡旋

公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。

香川県就職・移住支援センターは、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、就職相談及び職業紹介を行う。

（2）雇用保険の失業給付に関する特例措置

ア　公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。

イ　公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及び能力を有するにも関わらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

（3）労働保険料の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料の納付の猶予措置を講じ、また、延滞金や追徴金の徴収免除を行う。

（4）未払賃金の立替払事業の運営

労働基準監督署は、災害によりやむなく事業活動の停止に至った中小企業事業主において賃金が未払のまま退職を余儀なくされた労働者に対する未払賃金の立替払事業について、迅速に処理する。

（5）被災労働者に対する迅速・適正な労災補償の実施

労働基準監督署は、労働者の所属事業場や医療機関が被災し、一時休業した等により労災請求の各種証明を受けることが困難な場合においても、迅速・適正な労災補償を実施する。

なお、本災害により被災した場合、業務上もしくは通勤上と判断された事案は、迅速・適正な労災補償を実施する。

11　職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

12　生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

（1）生活関連物資の供給状況及び価格動向の調査・監視及び情報提供

県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。

また、必要に応じて、業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。

これにより得られた情報は、適宜、広報紙等を通じて県民に提供する。

（2）関係機関との連携

県は、関係部局、市町との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行うとともに、他の都道府県に対しても情報提供、本県への必要物資の集中出荷等の要請を行う。

（3）生活関連物資に関する緊急措置

県は、県民生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。

（4）国に対する協力要請

県は、経済秩序が全国的に混乱し、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合には、国に対して緊急措置の実施の要請を行う。

13　被災中小企業者の復興支援（産業観光課）

（1）市は、あらかじめ商工会・商工会議所と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

（2）市は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関、政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の保証等が、迅速かつ円滑に行われるよう国・県に要請するとともに、関係各部、関係機関、団体等の協力を得て、必要な広報活動を積極的に実施する。

14　被災農林漁業者の復興支援（農林水産課）

市は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、国・県が行う天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づく融資等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるように、県に協力して必要な措置を講ずる。

15　恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

市及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

※　資料編

Ⅵ－14－（2）「被災者生活再建支援制度の概要」

第４節　義援金等受入配分計画

市及び県は、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

《実施担当》

財政課、福祉課

１　義援金等の受付及び保管（財政課）

（１）市

ア　市は、義援金・義援物資の受入体制を確立する。

イ　市に寄託される義援金等は財政課が受付窓口を開設して受け付ける。

ウ　義援金等の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

エ　義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

オ　義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

（２）県等

ア　県は、県に寄託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金の受付を行い、義援物資については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。また、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援物資ごとの受け入れ希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関等を通じて当該リストと配分先を公表する。なお、需給状況に応じ、リストは逐次改定を行う。併せて、義援物資の送付にあたっては、被災地のニーズに応じた物資であること、梱包時に品名を明示し、円滑な仕分けに配慮した方法とするよう周知する。

イ　日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

２　義援金等の配分等（福祉課）

（１）市

ア　義援金については関係機関等と次の項目について協議のうえ決定し、配分する。

（ア）配分方法

（イ）被災者等に対する伝達方法

イ　義援物資については、その種類・数量及び被災状況を考慮して、迅速に配分基準を定め、早期に配分を実施する。

（２）県等

ア　県は、受け付けた義援金の市に対する配分を義援金収集団体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。

また、義援物資について、市に対する配分を決定し、市の指定する場所まで輸送し市に引き渡す。

イ　日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の市に対する配分を、配分委員会で決定する。

３　義援金・義援物資の募集

市は、災害により被災したとき、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受け入れを希望するもの及び受け入れを希望しないものを把握し、その内容リスト及び送り先を、報道機関等を通じて国民に公表する。

また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改訂するように努める。

国及び被災地以外の地方公共団体は、必要に応じ、義援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地のニーズについて広報を行う。

国民、企業等は、義援物資を提供する場合、被災地のニーズに応じた物資とするよう、また、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努める。

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、義援金を募集するにあたっては、募集方法、募集期間等を定めて実施する。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあっては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあっては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行う。